

第6回

1995.7.29~30 大阪

朝鮮人・中国人強制連行・強制労働
を考える全国交流集会

報告集



第6回 朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会 報告集

発行日 1996年7月27日

編集・発行 第6回 朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会
大阪実行委員会

連絡先 〒569 大阪府高槻市城内町1-35 高槻むくげの会内

TEL 0726-71-1239 金博明

TEL 075-962-7858 薬師寺小夜子

定価 1000円

第6回 ————— 1995.7.29~30 大阪

朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える
全国交流集会 報告集

目次

■全体集会 I (7月29日)

主催あいさつ	4
実行委員長：宇津木秀甫	
来賓あいさつ	8
自治労大阪府本部政治政策局次長：奥垣正信	
大阪府議会議員：大前英世	
メッセージ	10
高槻市長：江村利夫／衆議院議員：土井たか子	
／高槻市議会議員：久保隆夫	
主催報告	12
大阪における強制連行・強制労働にかかわる活動の現状	
関西大学教授：岡村達雄	
特別報告 被災地神戸から	17
神戸朝日病院院長：金守良	
記念講演	22
「日本の戦争責任」 戸塚悦朗	

■分科会

第1分科会 歴史学習	50
●韓国併合はいかにしてなされたか	
講師：奈良女子大学名誉教授 中塚明	
第2分科会 教育課題	54
●「教室の外へ飛び出そう！さあ、フィールドワークへ！」	
島本町立第一中学校：万代幹子	
●府立外教の設立と「大阪と朝鮮」	
大阪府立学校在日外国人教育研究会：船越満	
第3分科会 「慰安婦」問題	58
●日本人の心の軌跡50年	
－「従軍慰安婦」問題と日本人の精神土壌について－	
追手前学院大学教授：志水紀代子	
●ビデオ「クレドサラワッチ：それでも生きた」制作にあたって	
－在日・女・朝鮮人の視点から－	
朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会：鄭美由紀	
第4分科会 調査・研究・保存	62
A●大阪築港での中国人強制連行をほりおこす	
大阪・中国人強制連行をほりおこす会：松岡環	
●日吉台地下壕保存の取り組み	
日吉台地下壕保存会：寺田貞治	

B ●山口県朝鮮人強制連行真相調査団の活動 (VTR)	67
●朝鮮人の労働現場を追って	
— 1910年代の広島・因島の場合—	
広島の強制連行を調査する会・内海隆男	
●「高槻地下倉庫」工事と朝鮮人労働者	
九州国際大学：坂本悠一	
第5分科会 補償請求状況	69
●鄭商根さんの戦後補償裁判	
在間秀和弁護士	
●戦後補償、「恩給法」裁判(京都)	
シベリア抑留(国籍差別)裁判を支える会：斎藤正樹	
第6分科会 強制連行・強制労働と在日	72
●40番地から…京都市南区東九条の歴史と展望	
東九条松の木町40番地自治会事務局：宇野豊	
●東京の在日朝鮮人集住地域・枝川の歴史	
朝鮮問題を学ぶ江東区民の会：中沢康夫	
第7分科会 国際関係の中の戦争責任	77
— 記念講演をうけて—	
●日韓条約締結30年、残されたものと課題	
在日韓国民主人権協議会：具圭三	
●日朝国交正常化交渉再開と争点	
大阪府朝鮮人強制連行真相調査団：辛基一	
 ■全体集会Ⅱ (7月30日)	
パネルディスカッションへの問題提起	81
戦後50年と朝鮮人・中国人強制連行	
一ツ橋大学教授：田中宏	
パネルディスカッション	92
パネラー：戸塚悦朗(弁護士)／田中宏(一ツ橋大学教授)	
／水野直樹(京都大学助教授)	
アトラクション紹介	111
北大阪朝鮮初中級学校：農学	
高槻むくげの会有志：サムルノリ	
フィールドワーク	112
「タチソ」強制労働の現場見学	
集会アピール	114
賛同団体リスト	116
収支報告書	117



主催あいさつ

第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える
全国交流集会 実行委員長
高槻「タチソ」戦跡を保存する会代表

宇津木秀甫

第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会を、ここ高槻で開催するにあたりまして、実行委員会を代表して、ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、全国各地から遠路はるばる参加して下さった皆さん方に、心からご苦勞様と申し上げたいと思います。地元高槻の実行委員会関係組織をあげて歓迎していることでございますが、準備に不足なことがあるかと思えます。私どもは、皆様の高槻でのご滞在がほんとに意義深いものでありますように心がけますので、ご注文がありましたら、どしどし事務局のほうに申し出ていただきますよう、お願いいたします。

次に、本集会に助言をいただく先生方、たくさんの方がご多忙のところをわざわざご出席をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。十分な接待はできませんけれども、どうぞ本集会が抱えるいろんな問題につきまして、率直なご意見をお願いしたいと思います。

次に、本日まで諸々の準備のために奔走し続けて下さった実行委員会参加のたくさんの

方々に対して、ほんとうにご苦勞様でしたと、心から敬意をこめて感謝の意を表しておきたいと思います。

さて、集会冒頭、すでに全国の皆さんのご努力で次第に明らかになってきましたように、50年前の侵略と戦争の中で、あの強制連行と強制労働を通じて、たくさんの犠牲者が出ております。この高槻でも、50名を越す死亡者があります。無念の死亡者、苦しみを癒すことのないまま、その後に亡くなられた方々も多いわけでございます。どう申しているのか、言葉が見出せないのでございますが、私どもとしましては、事実を明らかにし、犠牲者の無念を必ずはらすことを誓うとともに、侵略と戦争を二度と起こさない誓いをこめて、深い哀悼の意を表し、御霊が一時でも安らいでいただけるように祈って、黙祷を捧げたいと存じます。おそれいりますが、ご起立をお願いいたします。

(一同黙祷)

ありがとうございました。ご着席願います。

では、さっそく本集会の課題を確認したい

と思います。今年は戦後50年です。私どもは主として市民的な活動によって、一刻も早く、朝鮮人、中国人の強制連行・強制労働の実態を明らかにして、各方面に実態を伝える責任があります。これに取り組むのが本集会の第1の課題であると思います。本集会は短時間ですが、全国各地の充実した活動報告を知るとともに、次の課題として、戦後50年にふさわしく、歴史を遡ってより深く事実を知ること、また、明らかになった朝鮮人、中国人強制連行・強制労働の実態を次の世代に伝える教育の課題も深めることが必要であります。また、昨今、国連でも追及されている「従軍慰安婦」問題について、市民として正當に対処できるようにするためにも、政府が従来の対応を改めて正しい施策を早急にとるようどう迫っていくか、ここで話しあうことも大事なことであると思います。

次に、我々の日常課題であります調査と研究、資料と事実を語る各地のトンネルなどの遺跡保存を進める課題について、深めることが必要であります。さらに、日本政府が過去の侵略と戦争の加害責任を自覚して、必要な戦後補償を早くするよう、全国の力で要求していく方法を、ここで追求していく必要があると思います。また、在日の韓国人、朝鮮人、中国人の方たちと共に生きる、共生を発展させるために、それこそ多様な道を探る課題があります。最後に、市民一人ひとりとして、今日の世界の動きをみつめて、活動のあり方を冷静に点検していく課題があるわけがあります。

本集会は、このような重要課題について、心残りが起こらないように十二分の論議が行われると信じております。参加者の皆様、ど

うかよろしく願いいたします。全体の最終的な意思表示として、有効なアピールを集会の最後に発表することになります。積極的に皆さんの英知を集める作業に、ご協力をお願いしたいと思います。

また、当地の高槻にありますタチソ、高槻地下倉庫といっておりますが、このトンネルの見学会、フィールドワークもいたしますので、多数ご参加をお願いしたいと思います。

ところで、私の意見ですが、戦後50年にして戦後処理がこれほど不十分だという状況の中で、50年前のさらに50年前、つまり、日本と当時の中国、清国とが朝鮮半島の覇権を争ったあの日清戦争から始まって、50年続いた日本の侵略主義と軍国主義の誤りを、世界に対して認めたはずのあの敗戦、それから50年たって、いまだに日本はその加害責任を果たそうとしない。一体、この日本という国はどういう国なのか。疑問と不信が深まるばかりであります。50年の罪を50年かかっても償わない、この傲慢さ、一体何から来ているのか。それについて一言申すならば、根本には最高責任を問われなければならない天皇制の傲慢さをあげないわけにはいきません。あの昭和天皇が、戦後見せ続けた素知らぬふり、あれこそ傲慢のシンボルであります。死んだからといって、許すことはできません。悪い犬は、どぶにはまっても石をぶつけろということわざがあります。私は、大きな石の粒手の代わりに、こっちも死ぬまでかかって、その責任を告白し続けるつもりであります。

日本の侵略主義と軍国主義は、すでに申したように日清戦争から50年たって破滅した。破滅したはずなのに、まだ先般の国会決議の過程で、奥野某に代表されるような一握りの

政治勢力を一端として、世界の列強はみな侵略戦争をやっていた、日本だけが悪者にされるのは子孫のために絶対してはいけない、こんな亡霊が生きている。そして50年かけて、なお過去の責任をごまかそうとし続けている。

戦後50年、顧みますと、私どもも一市民として、戦後処理を十分にやり切れなかった問題があります。この責苦を私どもは自らの肩に背負いながら、亡霊の息の根をとめる世論づくりを、これまでの戦後50年でできなかった分を果たしたい。私はあの亡霊どもよりも1年でも長生きして、責任を果たそうと決心しているところでございます。

高槻のタチソは、まだやっと市民一人ひとりの意識の隅っこにはまり込みかけたばかりでございます。私は歴史を研究しまして、50年というのは単純に1世紀の半分に過ぎないと思います。それよりも、明治、大正で合わせて60年、昭和の60年、それは天皇を中心とした歴史の節目に過ぎませんが、他の社会問題を見ても、60年続いたものはその後にも繰り返されるように思います。侵略戦争の歴史は、日清戦争からだとも60年続かなかった。もはや戦争勢力は甦らないと思いますし、甦らせてはならないと思います。私どもの戦後処理について言えば、戦後60年までには堂々たるものにしていきたい。10年かけてやってみせたい。

歴史をやっていると、たとえば大学とか自治体、会社の歴史で、50年史までは具体的記述が光っているが、60年史、70年史になると抽象的な記述になってしまう。魅力がなくなっているように感じます。私どもは60年かけながらも、抽象的にならずに、それこそさ

さやかな史実であっても、一つひとつの具体的なことを大事にして、一人の人間の命の問題を掘り起こし、記録していく心がけを持ち続けたいと思います。

そういう意味で、この高槻のタチソについて一言申しますと、ご参考までに資料を配っていただいておりますので、それをご覧いただきたいと思いますが、これは公共の資料がない中で探しあてた、トンネル工事があった地域の学校日誌からつくった年表でございます。400名ほどの国民学校に、朝鮮人学童が200数十名、転入してきているわけでありす。戦前から多数の朝鮮人が暮らしていた大阪の戦争末期の姿が、ここにあると思います。

最後のあたりをご覧いただきたいと思いますが、広島原爆投下の後、広島でトンネル掘りをさせられていた朝鮮人家族が多数、いよいよ本土決戦の戦場は大阪だといわれて高槻へ連れて来られて、その中の学童が転入しています。合計57名も転入しています。一番下の欄のあたり、左に丸を書いておりますので、そこを見ていただいたらわかると思います。この家族の中に被爆者がいなかったのか。

右のほうに、8月に元の高槻市内で死んだ朝鮮人の埋火葬の許可証の数が、15名となっております。全体で50名の許可証があるわけですが、その毎月のトータルを見たときに、この15名は8月15日に敗戦になっているのに、他と比べて非常に多いわけでございます。この中に被爆者はいなかったのか。タチソの工事が終わって、そこに集められた人たちはどこに行ったのか。その一人ひとりをほんとに追及していかなければならない。そう

いう責任が、私どもにあると思います。高槻では、大人も子どもも、たくさん死んでいきました。そういう幼い魂の安らぎも祈って、私は先ほど黙祷いたしました。どんな命も大切にしながら、今後も調査していくつもりでございます。

最後に、本集会の成果がアジアの、また欧米の、世界の人々とほんとに私たちが手を握っていく、平和な時代が来る基礎になりますように、皆さん方の一層のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶いたします。ありがとうございました。

来賓あいさつ

自治労大阪府本部政治政策局次長

奥垣正信

ただいま紹介をいただきました自治労大阪府本部の奥垣でございます。この第6回の朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流



集会in大阪に、府本部を代表して、一言ご挨拶を述べさせていただきます。本来ならば松浦委員長が挨拶を申し上げるべきが本筋でございますけれど、本日、公務のために出席できなかったことを皆さん方におわびを申し上げながら、府本部の一言のご挨拶に代えさせていただきます。

府本部といたしましても今年は戦後50周年、とりわけ府本部段階においても、50年の節目の年にどう闘いを展開していくかということを、府下の組合員の皆さんとお互いに議論し、そして、この50年をどう平和な道に進めていくかということをつくるために、まずプロジェクトチームを作成をしながら運動を進めていたところであります。この集会についても我々はまず第一に、この運動の重要性、そしてこれからの大きな課題であると位置付けをしながら運動を進めています。そのことを踏まえながら、大阪だけの運動じゃなくして全国的にも呼びかけていかなきゃならないんじゃないかという観点に立って、自治

労中央にも呼びかけ、そして大阪のいわゆる産別運動のところにも、呼びかけを進めてきたところであります。

そういう観点に立って、この集会を我々は大きな位置付けをもちながら展開をしてきたところであります。我々はこの間、「従軍慰安婦」の問題をはじめとして、日本の戦後の反省に立った運動を進めてきました。とりわけ一昨年の「従軍慰安婦」の東京の公判にも参加し、いま日本がどういう形の中で戦後補償をしていくかという観点に立って、府本部段階では大きな闘いを展開し、また韓国から来ていただいて、大阪で幾つかの集会を積み重ねてきたところであります。

我々としては、正しいことは正しい、間違っていることは間違っていると言えるような日本になっていくことが本筋ではないかという観点に立って、運動を進めてきました。とりわけ高槻地下倉庫をはじめとした朝鮮人の強制連行を踏まえても、まだまだ不十分な運動でありましたけれど、これを機会により一層の運動を進めていきたいと思います。補償問題を中心とした形の中で、日本は進んでいかなければならないんじゃないか。いま主催者が言われたように、日本の補償から始まってアジアの人々と手を結んでいく。そういう運動をどう進めていくかということを、きちっと我々がみつめていく。そして日本が、そういう形の中でアジアの中の一員として中国、朝鮮、そしてフィリピン、東南アジアの方たちと、肩を並べた平和を求めていかなければならないんじゃないか。

一つ言わせてもらえば、ドイツはいわゆるヨーロッパの中において、この間の補償として20数兆円の補償をしていっております。

す。だが日本は、一兆円を下らんような補償の仕方しかしておりません。我々としては、今後、そのことを踏まえながら、きちっとアジアの中の信用のできる日本につくり上げていく。それは労働組合、そして民主団体、いまの日本の国民が一丸となって、そのことを訴えられるような運動に進めていきたい。そういうことを踏まえて、今日の集会に府本部として参加をさせていただきました。

今後とも皆さんとお互いに手を結びながら、そしてお互いに協力しながら、運動をより一層強固なものにしていくことを確認し、府本部よりの一言の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

大阪府議会議員

大前英世

皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました大前でございます。今日は早々にご連絡をいただいております



たんでありますが、ちょっと所用のために遅れました。いまご挨拶の機会を与えていただきまして、ほんとうにありがとうございます。

全国からお集まりの皆さん、大変ご苦勞様です。大変暑いときですが、私たちは50年前のことを決して忘れることがないように、そしてまた新たに強制連行・強制労働の問題を考えていく、非常に貴重な今日の集会であると、このように思っているわけであり

私も日頃から高槻のグループの皆さん方とはたえず連絡をいただき、また大阪府におきましても積極的な取り組みを促してきたところであります。特に指紋押捺のときには、いま思いかえしますと、梁さんや李君が逮捕されたときに、土井たか子衆議院議員、当時の社会党の委員長でありましたが、一緒に大阪府警へ乗り込みまして、府警本部長と大変厳しいやりとりの中で李君の釈放、あるいは梁さんの釈放等々を勝ち得た。その後、指紋問題が大きく変化をもたらしてきた、こういうことをいま思い出しておったところであります。

なお、昨年、私も府議会でアジアの表玄関になる大阪として、この強制連行の問題、あるいは高槻に残っているタチソの問題をどうとらまえるのかということを厳しく追及いたしましたところ、大阪府もやっと重い腰をあげ、大阪に残る戦跡、そしてまたタチソのような非常に悲しいできごとのあった場所、こういったところを風化させないために、地域で銘板を建てて、永久に保存できるようにしていこう、こういう方向が打ち出されてきたわけであります。予算はわずか3,600万円ほどですが、このことを契機にして、私たちはもう一度あらためて原点に立ち返って、50年前のことを決して風化させない、忘れてはいけない、後世に伝えていかなければならない重い責任があるということを自覚しあいたいと思うのであります。

こうした史跡は、やがては公園にしなければならない、そのように思っているわけですが、何しろ大阪府の考え方としては、市役所がその気になれば大阪府は援助いたします、こういうポーズであります。この土地

を史跡として、公園として保存し、後世に伝えることができるように、そういうことを皆さんとともにがんばっていきたいと思っています。

今日は、各地域の非常に経験豊かな皆さん方、あるいはまた大学の先生、そしてまた弁護士の方と一緒に、こうした機会をともに持てたことを率直に実感として受けとめ、さらにこれからの闘いに向けてがんばってい

ただきたい、このように思っているわけであります。

大会のご盛会を心からお祈りをいたしまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

メッセージ

本日、ここに第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会が、この高槻市において多くの方々の力を結集して盛大に開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。同時に、日頃の皆さん方の並々なぬご活動に対し、深く敬意を表します。

さて、ときあたかも1995年は終年50年の節目の年であります。半世紀を経て、人口の7割近くは戦争を知らない世代となりました。第2次世界大戦では多くの国の人々が傷つき倒れ、また財産を失いました。日本では広島市と長崎市に原爆が投下され、わが国は世界唯一の核被爆国となり、いまなお多くの人たちが苦しんでいます。しかし、私たちが決して忘れてはならないことは、この戦争で戦場となった、中国をはじめとするアジアの国々や、日本の植民地化によって朝鮮、韓国、台湾の人たちの非常に大きな犠牲を味あわせたことです。

いま、東西冷戦が終焉し、世界は新たな時代を迎えようとしています。しかし、核戦争は遠のいたといわれていますが、国家間紛争

や民族間対立は依然として続いており、戦争の危惧はなくなっておりません。21世紀を迎えようとしているいま、私たちは新たな国際秩序の構築に向けて、具体的な行動を開始しなければなりません。私たち高槻市民は、人権が尊重され、差別のない、ともに生きることのできる地球的平和の実現を目ざすものであります。

50回目の8月15日が間もなくやってまいります。過去の戦争の歴史から教訓を学びとり、常に戦争の悲惨さを市民一人ひとりが認識し、平和の尊さをいつまでも語り続けられるように、不断の努力により、真の平和な社会の創造に向かって非核平和運動を進めましょう。本日の集会を契機に、この運動がさらに大きく拡がることを強く願いますとともに、皆さん方の今後の一層のご活躍とご健勝を祈念申し上げまして、私のご挨拶といたします。

1995年（平成7年）7月29日

高槻市長 江村利夫

メッセージ

第6回全国交流集会の開催、おめでとうございます。戦後50年を迎える今年、私たちには大きな課題が残されています。それは日本人としての50年の歴史を振り返ることではなく、アジアと、アジアの人々に私たちがどのような目を向け、どんなにかかわり方をしてきたのかということだと思います。

その視点から戦後50年を見ると、日本の歴史に隠されてきたアジアの人々の歴史や実態が否応なく見えてくるのではないのでしょうか。

今年で6回目を迎える皆様の取り組みは、そのことを私たち一人ひとりにつきつけるものです。私が自らの原点とする平和と人権を将来にいかすためにも、強制連行・強制労働に表される歴史の真実をしっかりと解きあかし、アジアと日本のかけ橋を皆さんとともに築いていきたいと思っています。

交流集会のご成功を祈念して、メッセージに代えさせていただきます。

衆議院議員 土井たか子

メッセージ

第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会にお集まりの皆様、お暑期中をご苦勞様でございます。

さきの戦争において、わが国が近隣諸国に多大な迷惑をかけたことは深く反省しなければなりません。本市においても、暗号名でタチソと呼ばれる旧日本軍の地下倉庫跡が残存しており、身近に戦争の実態をみつめることができます。私たちの現在の平和が多くの人の犠牲のうえに成り立っていることをいま一度認識し、二度とこのような誤ちを繰り返さないために努力する必要があります。そ

して世界の人たち、とりわれ近隣諸国の人たちと平和と友好を築いていくことが大事であると存じます。

そういう意味におきまして、皆様方が過去の戦争の反省と、今後の平和の誓いの糧とするために、この集会を催されることはまことに意義深いことであり、本集会が成功いたしますことを念じまして、私の挨拶といたします。

高槻市議会議長 久保隆夫



主催報告

大阪府朝鮮人強制連行真相調査団 日本人側代表
関西大学教授

岡村達雄

こんにちは。いま紹介いただきました岡村です。全国交流集会、第6回目が大阪で開かれることになりました。現地大阪からの報告ということで、大阪における強制連行・強制労働にかかわる活動の現状について、ご報告させていただきたいと思います。

まず、今日お集まりの皆さんに、ご報告方々最初にお伝えしておきたいことがあります。

一つは、この7月25日に、大阪の南の多奈川において一つの集会が行われました。それは朝鮮人戦争犠牲者追悼岬町集会というものでした。実は、この岬町には50年前の7月25日にアメリカ軍による空襲が行われました。この日、50ないしは250キロ爆弾が34発投下され、その空襲によって28人の死亡、あるいは50人以上の犠牲者が出たといわれております。そのうち20人が朝鮮人であったということです。

この多奈川・岬町においては、当時、川崎重工泉州工場並びに呉海軍建築部がありまして、そこに多数の朝鮮人が強制連行され、強制労働に従事せしめられたことが判明いたし

ております。その件にかかわる調査が5年ほど前、1990年秋に開始されたわけです。その後今日まで、地元の教員や、あるいは活動に携わる人たちによって、現在では、確定的な事実でないにせよ、4,000ないし5,000人の人たちが連行され、労働に従事させられたということが明らかになってまいりました。これらの事実については、今日も岬町に在住しておられ、当時も強制連行や強制労働の事実を目のあたりにされた金在讃(キム ジェチャン)さんが証言をされておられます。

この追悼集会を行うにあたって、私たちは岬町の正教寺において追悼の法要を行うことにいたしました。この正教寺というお寺には、当時犠牲になった朝鮮人の人たちの名前が過去帳に記されておりまして、さらに、戦後50年間、4体の骨壺が今日まで安置され、法要されてきたという事実がありました。

この集会は、地元を中心とした事実の解明に尽力された方々の熱い思いと、さらにはこの50年間、毎日のように犠牲者の人たちに対する供養を営々として行ってこられました正教寺の志に報い、この4体の方たちを含めて

犠牲になった方々への思いをこめて、あるいは戦争における犠牲者に対する責任として追悼しよう、私たちの志の一端を明らかにする、そういうことをぜひ行いたいということで、実現させたものであります。

皆さんもご存じのように、敗戦50年後においてなおかつ日本は国家責任、戦争責任、戦後責任を果たしておりません。私たちの全国における自主的な草の根の活動の中において、皆さん方も様々な出会いがあったと思います。私たちは、この多奈川において、ぜひ朝鮮人の犠牲者に対して、いまでき得る限りの形での気持ちを表わしたい、そういうことを念じてきました。7月25日には、大阪におけるこの種の集会においては初めて、在日本大韓民国民団及び在日本朝鮮人総聯合会が同席されました。大阪における強制連行・強制労働の調査活動の中において、ぜひ民族の分断という現実を乗り越え、ともに生きるというあり方を少しでも実現させたい。そういう思いから、こういう形での催しを企画し、それにこたえていただいたということであります。今日、皆様方に、大阪における強制連行調査の活動の一端が、こういう形で結実していることをご報告させていただきたいということで、最初に、この点について触れさせていただきました。

いま申し上げましたように、大阪には、この多奈川を含めて、南部に3,000から5,000の人たちが強制連行されていた。それとともに北部、この北摂一帯の山あいにおいて、たくさんさんのトンネルなどが掘られました。これらに従事した朝鮮人の数も、私たちの想像を超えるものであったというふうに思います。先ほどご報告がありましたように、80年代から

始まった宇津木さんをはじめとした市民グループの調査によって、高槻地域においても3,500人、あるいはそれ以上の人たちが強制労働に従事させられたということが判明してまいりました。

このように、大阪においては南部から北部に至るまで、当時の陸軍あるいは海軍にかかわる多くの軍事施設が散在し、そこにおいて様々な施設が構築されたり、トンネルが掘られたり、あるいは地下施設が建設されたりしました。こうしたすべての作業に対し、朝鮮人や中国人の人たちが強制労働に従事せしめられたということを、私たちはこの間、明らかにしてまいりました。

大阪府下における朝鮮人の強制連行・強制労働の全体像がどういうものであるか。これはまだはっきりしているわけではありません。しかし、実数からいたしますと、敗戦当時において、政府の資料によれば、大阪府下においては移入労務者数1万3,258人という数字があがっております。さらに、大阪港における港の建設にあたって、中国人が1,000人、あるいは第2次移入によって270人以上が従事せしめられたということが記録されております。70万から100万人にわたる戦時下における強制連行者の数の中で、大阪においては都市型の形での強制労働や強制連行のあり方があるわけであります。全国においても有数の多数の朝鮮人が、大阪においてそうした仕事に従事せしめられたことがわかるわけであります。

私たちが文献的な調査や事実調査を重ねても、当時の全体像はなかなかわからないわけでありまして、そのわずかな文献的な資料の中から一つだけご紹介させていただき

ます。今日の資料集として皆様に配布されております9ページを開いていただきますと、そこに簡単なまとめを、私は書かせていただきました。9ページのまん中ほどにありますように、「大阪、尼崎、神戸で訪れた幾つかの大工場はすべてみな巨大な製鋼工場だった。その数多い製鋼工場がみな死物狂ひの増産でまるで戦場のようであった。……この数多い製鋼工場の何處にも比處にも、若い半島工員達が内地人工員と肩を並べて一生懸命に働いていた」、これは今日のソウル、当時の京城の大学に勤務していた鈴木武雄氏が、大阪を視察したおりに書いた記録の中に記されているものであります。阪神間、あるいは大阪においても軍需関係の工場が多数あった、そのどこにもここにも若い朝鮮人の姿が見られた、こういうことが記されておるわけであります。

私たちの調査によれば、1945年、敗戦の年の3月には、大阪府下において軍需工場の数が2万5,000近くあったといわれております。これらの工場は敗戦間際に、国策の立場から、大阪の都市部から郊外に疎開するという政策がとられました。これは大阪だけではなくて、ご存じのように、全国においてそのようなことが行われたわけであります。大阪においても、それらは596カ所に及んだとされています。私たちは、これらの実態を裏付けることをしてまいりました。

すでにご存じの方もおられるかと思いますが、現在、大阪市の中心部の大阪城周辺は当時大阪陸軍造兵廠、あるいは砲兵工廠と呼ばれる巨大な軍需工場でありました。ここには敗戦当時、6万4,000人近い労働者が働かされていたとされております。これらの

中に1,319人の朝鮮人労働者がいたことも、記録的に明らかにされております。この多数の工場の一つであった大阪造兵廠は、敗戦の前日、8月14日に大空襲を受けて、こっぴみじんに破壊されます。多数の犠牲者が出たわけでありますけれども、この大阪陸軍造兵廠を、敗戦の前年から春にかけて疎開させるという政策が遂行されました。

その一つは、兵庫県の相野地区に対し疎開をさせて、地下工場として移すという計画でありました。私たちは、この相野の地下工場の実際の調査に出かけて、それがいかに大きなものであったかということを明らかにしてまいりました。もう1カ所は、山を越えた京都の園部というところがあります。そこにも大阪のこの工場を疎開させる政策がとられたことが明らかにされました。私も園部の現地調査に参加し、その実態について聞き取り等々を行いました。

聞き取りによれば、当時、敗戦の間際まで、この園部一帯がまるで工場になったようであったという証言がありました。戦争の末期においてまで徹底抗戦をするために工場を維持し、そのために様々な施設をつくることが遂行されたわけであります。いま申し上げましたような兵庫県の相野、京都の園部においても、多数の朝鮮人がこれらの地下工場、あるいは疎開先の施設を造営するために動員されて、多くの方々が犠牲になったということが明らかにされてまいりました。

大阪では、いま申し上げましたように、造兵廠にとどまらず軍需施設が多数散在しておりました。それらの幾つかを指摘しますと、海軍の施設としての山田弾薬庫がありました。また、現在の池田市のほうに、池田五月

山海軍地下魚雷格納庫が建設されていました。あるいは、この高槻のすぐ近くにある茨木市安威において、海軍の倉庫が発見されました。これは、私たちがこの2～3年の間に新たに発見した施設であります。これらはいずれも、山あいにも多数のトンネルとしてつくられておることが明らかにされたわけであり、今日においては入り口は水に浸って、なかなか中に入れないような状況でありますけれども、それを越えて中に入ると、巨大な、つくられたままの当時の形が残っている。こういうものが、この高槻のタチソから、さらに茨木の山あいの中に散在していることがわかってまいりました。

このように、大阪においては高槻地下倉庫を含めた海軍の、あるいは陸軍の軍事施設が多数あったということが、今日において調査をすればするほど明らかになってくるという事態であります。私たちが、大阪府下全域に対する調査を始めましてから5年ほど経ちます。それ以前においても、市民グループが大阪において地道な努力を傾けてきたわけですが、それらの中で明らかにされたことは、まだその一端ではないだろうか、そういう思いをせざるを得ません。

たとえば、私たちの調査の過程において、大阪の中心部にある生玉公園の地下壕の発見がありました。これは、我々が予想もしていない公園の地下に造営されておったものであります。大阪市との交渉で、その地下壕を開けて中に入る機会がありましたけれども、当時のままの頑丈な施設として残っておるわけであり、この生玉公園地下壕に象徴されるように、都市部の中心に、まだ当時の戦跡が依然として残っている。この地下壕の建設

においても、多数の朝鮮人が動員されたということが、朝鮮人の方の証言によって明らかにされたわけであり、この生玉公園は、太平洋戦争の初期、1941年から42年にかけて、すでにつくられたといわれておりますけれども、その後も軍隊の施設として利用されたのではないかと指摘されております。その実態については、いまだなお明らかでないという現状であります。

大阪における強制連行や強制労働の状況は、中国人の強制労働と同じように、まだまだ未解決、はっきりしない、そうしたところがたくさんあるわけであり、特に、戦時下において、大阪がどのような地域として軍事的に位置付けられていたかを考えてみたいと思うわけであり、沖縄へのアメリカ軍の上陸によって戦争が終局を迎えていく中で、本土決戦を控えていた。和歌山への上陸を想定し、大阪において、そのような本土決戦を支える物資の補給基地を早急につくるといようなことも、国策として追及されていたといわれております。

大阪は、戦前から多数の朝鮮人が居住してきたという歴史があります。しかし同時に、戦時下においては軍事施設としての、軍都に近い状況があったということもまた事実であります。そしてまた、強制連行や強制徴用によって、これらの戦争に狩り出された多くの犠牲者を出した、そういう地でもあったということが、私たちのささやかな調査の継続によって明らかにされつつあるわけであり、

敗戦50年を迎えて、私たちはまだまだ明らかにされていない歴史の闇に直面しておるわけであり、そういう意味において、今後

もまた全国の皆様と同じように、大阪がどのような状況におかれていたのか、その事実を解明し、事実を隠蔽し、隠そうとする力を取り除き、光をあてたいと思います。私たちが取るべき責任は何なのか、それを越えて私たちがアジアの人たちとどのように共生し得るのか、そのようなことにつなぐ活動を続けてまいりたいと思っております。

今回、大阪でこの集会が開かれましたことを、私たちはほんとうにありがたく思っております。同時に皆様方とともに、日本の戦時下における、こうした国家犯罪をどのように明らかにするのか、そのために努力を傾けてまいりたいと思います。今日、明日の集会の中で、大阪においても多数の人たちがこの活動に参加してきております。そしてまた、その活動を通して若い世代にこれを伝えていくということも行っております。全国の方々と手を結び、皆様方の活動にも学びながら、この活動を実りあるものにしていきたいということをお誓いして、私の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。



特別報告

－ 被災地神戸から －

神戸朝日病院院長

金守良

ただいまご紹介いただきました神戸朝日病院、金守良(きん しゅりょう)と申します。本日は阪神大震災と在日韓国・朝鮮人というテーマでお話させていただきたいと思います。

まず、震災当日の話ですけれども、私は東灘区というところに住んでおります。皆さん、ご存じのように死者が1,300人の地域でありまして、私の住んでいるところも非常な激震地域でありました。その日、2～3時間の間に三つの地獄のような経験をしました。

まず第1番目は、家族の安否を確認してから外へ出ますと、近くに高速道路がありましたけれども、これが崩壊しているのが見えました。後から新聞とかテレビとかで、崩壊の現場が何回も映し出されたんですけれども、その全体像じゃなくて、住んでる地域の高速道路が崩壊しているのが見えました。要するに、高速道路が下に、地上まで降りているということであります。それが何メートルにわたったかということについては、全然認識がありませんでした。それが一つの出くわした現実でありました。

2番目は、激震地域でありましたので、近

くの木造家屋が倒れておりました。よく見ますと、倒れているところと倒れていないところがありまして、その差が何であるかということは、すぐにわかりました。これははっきり言いまして、建物の安さと高さ、貧富の差によって、倒れているところと倒れていないところがはっきりしておりまして、このような現実も1～2時間の間にわかりました。

第3番目に経験しましたのは、ややあってですけれども、近くの見知らぬ子どもが心臓と呼吸が止まってる、そういう訴えがありましたので、すぐに現場にかけつけまして、人工呼吸と心臓マッサージ、これをやりました。横に父親がおりまして、必死の形相をしておりました。他の手段がありませんでしたので、口と口をつけてまして、心臓をドンドンとたたく人工心肺蘇生法といいますけれども、これを1時間半にわたってやりました。その間に、もちろん医療機関もしくは救急車に連絡をとるようにいろんな人をお願いしたんですけれども、なかなか連絡がつくような状況ではありませんでした。

普段ですと、もし心臓が止まって呼吸が止

まっると、30分ぐらい人工蘇生をやります。それがあまり可能性がないというふうに見ますと、30分ぐらいで、どうもご愁傷様でしたということで終わるんですけれども、横で父親が必死の形様をしておりましたので、これはやめるわけにいかないということで1時間半、ずっと口と口をつけて人工呼吸をやっておりました。救急車が来まして、人工心肺蘇生法ができるという確認を得ましたので、その子を救急車に預けまして、それから病院に向かいました。

それが、2～3時間の間に経験した三つの地獄のような事実であります。あとになって自治体の幹部とか、あるいは政府の高官が、初動態勢が悪かったというふうなことが書かれているんですけれども、現場における人間の感覚としては、そういうふうな感覚はよくわからない、そういう印象であります。それが当日の状況でありますけれども、駆け付けました病院の医療活動については、後で申し上げたいと思います。

今日のテーマであります在日韓国・朝鮮人の震災における被害の状況でありますけれども、神戸市で2万8,000人死んでおりまして、そのうち在日韓国・朝鮮人140人が亡くなった、そういうふうに報告されております。これを見ますと、大体200人に1人です。神戸市全体を見ますと、400人に1人、亡くなったというふうに報告されています。それから知りあいの先生がおりますが、甲南大学の学生が680人に1人、なくなったといわれております。この200人、400人、680人という数を見ておりまして何が言えるかといいますと、先ほどの木造家屋の倒壊が何によって決まったかと同じく、社会的な階層に

よって死者の数、率がはっきりと出たというふうに私は思っております。

概括しますと、それが神戸における在日韓国・朝鮮人の被害の状況であった。現在、いろんな被害状況が出ております。もちろん、復興のいろんな活動もされておりますけれども、それについては時間がございませんので、割愛したいと思います。

もう一つ重要なことは、我々は震災といいますと、すぐに思い出しますのは関東大震災の朝鮮人の殺害の記憶なんですけれども、この震災を機に、いろいろ調べてみる機会がありました。それとは別に、我々在日同胞が集まって話をしますと、もし、関東大震災のような震災が起これば、在日朝鮮人はどうなるだろうか、そういうような話がときどき出ることがあります。中には、同じような殺害事件が起こるんだという人がおりましたけれども、いろいろディスカッションをするうちに、1%ぐらいはそういう可能性もあるんじゃないかということで、討論というか、話が推移してきたわけです。

私も1%ぐらい、そういうことが起きるんじゃないかという可能性は捨てきれないと思っておりました。ところが、今回の震災が起こりまして、実際にどういうことがあったかといいますと、非常に幸いなことに、そういう事実は全くありませんでした。

具体的な事実をあげますと朝鮮学校一東神戸と西神戸にありますけれども、そこが避難所になりまして、普段は1回も行ったことがないような日本の住民の方がたくさん避難しました。もちろん、朝鮮・韓国の間人も避難しました。この学校は朝鮮総聯によって運営されておりますので、全国の朝鮮総聯からの

支援活動がありました。むしろ、他の避難所よりは非常に恵まれたというか、支援物資、水とか食糧という物資もたくさん届きましたし、医療活動についても支援隊がたくさん派遣されました。他の避難所よりは非常によく運営されておりまして、助けあいの活動、行動がたくさん見られたというようなことが記されておりまして。

私も西神戸の朝鮮学校には行ってみました。長田区にもたくさんの避難所—現在もありますけれども、他の避難所よりもスムーズに運営されているのを見ました。そういう現状がありましたし、それから西神戸の民団の支部というのがありますけれども、ここでも同じく朝鮮人、日本人の避難された方がたくさん来ました。しかも、ここではいろんな食事が工夫されまして、サンゲタンという、わりに御馳走にあたるような食事が出されたというふうに聞いております。ということでありまして、今回の震災の特徴は、関東大震災のような非常に不幸なできごとは全くなかった。むしろ、朝鮮人と日本人が助けあって避難の生活を送ったというふうなことがありました。関東大震災と阪神大震災という二つの震災を、1世紀の間に経験してきましたけれども、朝鮮人と日本人の協力の歴史は、長く記録にとどめなければならないと思っています。

次に、先ほど申しました我々の医療活動のお話を、少しさせていただきたいと思います。

我々の病院は、先ほどご紹介がございましたけれども、81年に朝日診療所という診療所を、同じ長田区の細田町というところ開設しました。「朝日」という文字を見ていただ

いたらわかりますように、朝鮮の「朝」と、日本の「日」の頭文字をとりまして、「朝日診療所」と名付けました。朝鮮人と日本人の友好と協力を祈念してこの診療所をつくりまして、7年間の活動を経まして88年に、同じ長田区の房王寺町というところに150床の、内科、外科、整形外科を中心とする病院を建てました。何年かたちましたけれども、この病院が震災のときに重要な医療活動を行った。そのお話を少しさせていただきたいと思えます。

私は東灘区から長田区まで—20キロありますけれども、ヒッチハイクと徒歩で昼過ぎに病院に駆けつけました。途中で、病院が倒壊している。具体的に名前をあげますと、宮路病院という東灘区にあります病院が倒れているのを見ました。ということで、我々の病院がどうなっているか、非常に気がかりであったわけですが、駆けつけますと、病院の建物は残っておりまして。もう一つ気がかりでありました保育所—おもに当直の看護婦さんや病院の要員のこどもさんが保育所に預けられております—これも木造の建物でしたけれども、残っておりまして。この二つの建物の保存、そしてもう一つ私が心配しましたのは、病棟内の患者さんが血まみれになっているんじゃないかと思ったんですけれども、そういう事実はありませんでした。

ということで非常にラッキーに、建物やいろんな器具も残りましたし、患者さんの命も保たれておりました。むしろ後で回診に行きますと、3分の1ぐらいのおじいちゃん、おばあちゃんに、「この病院にいたから助かった」と言われまして、非常に感謝されました。そのことは全く意図しておりませんでし

たけれども、そういう事実もありました。

17日、18日と災害医療の最先端にありましたので、500名を超える患者さんが押し寄せまして、即死者も6名運ばれてきました。ライフラインがすべて途絶えております。人工呼吸器というを使っておりますが、ふだんは電気による人工呼吸器の作動ですけれども、看護婦さんが手もみで24時間、交代しあって人工呼吸器を作動させて、これを使い切った、というようなこともありました。そして水、ガス、電気。電気は17日中に来ましたが、ライフラインがない中で医療活動を展開しなければなりませんでした。

そしてもう一つ重要なことは、長田区というところには、皆さんご存じだと思いますけれども、西市民病院という病院がございます。これは西神戸、兵庫区とか須磨区、長田区等の西神戸の基幹的な病院でありまして、370床の病床を数えております。この病院が17日に崩壊しました。5階と6階の間がつぶれて、看護婦さんと患者さんが数十人閉じこめられて、自衛隊が来て救出される、というようなことがあったんです。18日以降、西市民病院は医療活動はできませんでした。その当時、長田区にCTとか血管造影とか、透析とかができるような病院、あるいは手術ができるような病院は、当院ともう一つ、150床の神戸協同病院の二つしか残りませんでした。

その後の災害医療、避難所でいろんな劣悪な条件で避難生活を送られている方、特に高齢者がいかにひどい所遇を受けたかということについて、今日は時間がございませんので一例だけ申し上げますと、水がありませんし、寒かった。そして栄養が悪かったという

三つの条件が重なりまして、肺炎を併発する方がたくさん出ました。この肺炎を併発したおじいちゃん、おばあちゃんは、咳をしたりするのは迷惑になるということで、寒さにふるえながら体育館の外に出て、毛布にくるまって、というような生活をされたと聞いております。そういう方が当院にたくさん、肺炎として来られました。治療のいかなく、当院でも10名以上の方が二次災害として亡くなりました。患者さんがたくさん押し寄せまして、我々としては、災害後の医療活動に取り組まざるを得ませんでした。

今日は、その活動を報告する時間がございません。当院は88年からつくりまして職員が150人おりますけれども、その4分の1は在日韓国・朝鮮人の職員であります。患者さんの2割が在日韓国・朝鮮人の患者さん、そして、ときどきはフィリピンとかベトナムの、長田でケミカルシューズの産業に従事している方がたくさん来られます。そういう患者さんの中で医療活動を行いました。先ほど言いましたライフラインの途絶の中、職員も被災しております。全焼、全壊した職員も多数おりましたので、職員の定数が満たせないという状況の中で医療活動を、結論的には、市民病院が崩壊するという現実の中でりっぱにというか、首尾よく全うできたというふうに考えております。

その間の活動の経過については、詳しく申し上げる時間がございません。金賛汀というノンフィクションの作家がおられます。その方が最近、当院の記録を書いて下さいました。『ある病院と震災の記録』という本でありまして、三五館というところから出ております。関心のある方は読んでいただいたら、

その間の活動の記録が記載されていると思います。

結論的には、いま言いましたように、阪神大震災と関東大震災を比べてみますと、決定的な違いがある。関東大震災のときには日本人が朝鮮人を殺害したという事実があったわけですが、阪神大震災においては—我々は医療活動においてですけれども—神戸市、あるいは阪神、あるいは淡路の地域で、朝鮮人と日本人が協力しあって、お互いに助けあいをした。そして、お互いに生き延びたという経験が特徴的だったのではないかと思います。

私がこの震災を通じて学んだことは、我々はいままで共生ということについて、いろいろな機会ディスカッションしたり、シンポジウムで考えてきたりしましたが、そういうことを10回繰り返すよりも、非常に明確な概念が浮かびあがってきたと思います。

「共生」ということは、これはもう全く動かしがたい、我々は日本社会で全く運命共同体として99.9%、日本の市民の皆さんと生きている。もう一つは「共死」、ともに死んだわけですね、140 人の方が亡くなりましたけれども、ともに死んだという事実、これも動かしがたい事実であります。これは何と云っても貴重な犠牲だったと思いますが、そういうこともはっきりしたと思います。共生、共死、こういうことがこの震災の中で、何回もシンポジウムをやるよりも、はっきりとした概念として浮かびあがってきたと思っております。

結論を申し上げたいんですけれども、我々、日本社会において同じ権利を享受していないと私は思います。こんな尊い、こんな

貴重な経験があるならば、共生、共死という概念をはっきりしたうえで、我々は同権、日本市民と同じ権利を求めていくべきではないかというふうに考えております。それが私自身の震災から学んだ最大の思いであります。

ご清聴、どうもありがとうございました。



記念講演

「日本の戦争責任」

弁護士

戸塚悦朗

弁護士の戸塚でございます。ロンドンから、このような重要な集会にお招きいただきまして、大変感激しております。今日は時間が十分あるものですから、ゆっくりとお話をさせていただくつもりでまいりました。レジュメの中身から多少離れてしまうかもしれませんが、ご容謝いただきたいと思います。ことに、国連の最近の状況等も含めてお話をしたいと思います。

初めに、弁護士をやっている私が、なんで慰安婦のような事件に携わるようになったのかという経過を多少ご説明して、ご理解をいただければと思っています。後で少しずつお話申し上げますけれども、国連で3年半ぐらい前から慰安婦問題、それから強制連行問題、これは共通した問題だと思ひまして、日本でどのようなことが問題になっているのかという報告をしました。これが人道に対する罪にあたるので、日本政府は国家として賠償すべきであるという主張をいたしましたとき以来、私がなぜこういうことをやっているのかという話で、いろんな方からいろんなことを聞くんです。

一番ひどいのは、私が北朝鮮の丸抱えで慰安婦問題や強制連行問題をやっているんだ、というようなことを言う方たちがおられる。そういうことを聞きまして、これは一応どこかでご説明をしておく必要がある。そうでないといろんな誤解が生じて、私のやっている活動の趣旨にも反するし、皆さんのやっていることとも齟齬を来すといけないなと思っておったものですから、この機会をお借りして、ご説明したいと思ったわけです。

いつも講演を頼まれますと、私は話を半分、あるいは3分の1ぐらいにすると大変けっこうであるというふうに言われます。特に弁護士会の同僚からは「ほら時間だ、ほら時間だ」と急かされるんですけども、今日は大変ゆっくり時間をいただいたものですから、そのようなお話をさせていただくのちょうどいいんじゃないか、こういうふうに思っております。

実は、私の国連での人権活動はある程度歴史が古くて、1984年、準備も入れれば82年から83年頃から、国連で人権問題を主張したいというふうに思って、国際人権法の勉強を少し

ずつやってまいりました。

どういふことかと言いますと、私は84年に精神病人権問題、宇都宮病院事件をご承知だと思いますけれども、それに関与をいたしました。それまで弁護士会で2年ほど調査をして、3冊の本を出版したわけです。亜紀書房というところから『精神医療と人権』、第二東京弁護士会の人権擁護委員会が行った活動の成果が報告されております。その3冊の本を見ていただくと、ある程度、なぜ私が国連の人権擁護委員会等を使わなければ、日本の人権問題は解決しないと考えたかということが、わかっていただけたと思います。

簡単に言いますと、日本の中で精神病人が大変きらわれていて、ほとんどどなたも、弁護士会も含めて新聞社も、この方たちの人権問題をやらなかった。むしろ社会全体で大量に病者を拘禁して、そして病院の中で虐待をされても見て見ぬふりをする。そういう実態が知られていないという状況がありました。私はたまたまその問題に気がついて、これは世界の先進諸国の状況と全く違う—この内容については本などを読んでいただきたいんですが—ということで日本の中で主張を続けたんですけれども、全く支援がない。これは国際的な機構に頼るしかないんだというふうにして、国連に訴えようと思ったのです。

幸い、それが成功いたしましたして、これは解決が非常に早かった。84年に初めに活動したんですけれども、その訴えを聞いて国際法律家委員会が調査団を送り、報告書を出して下さった。つい最近、第3回目の国際法律家委員会の調査報告書が出版されましたけれども、第1回は85年に日本に見えて、85年中に公表できたと思うんです。報告書が印刷され

て発表される前に、すでに当時の自民党中曽根政権は国際法律家委員会の勧告に従って法改正をするという方針を固めて、国内でも国連でもそのように発表し、実際に87年には立法がなされた。全党一致で立法がなされたけれども、その後、2回にわたって、さらにその趣旨を貫くための改正が、もちろん十分ではありませんけれども、されております。

そういう動きのきっかけをつくったのは、国連の人権擁護手続きを利用したということと、国際法律家委員会が来て下さったということ。当時の自民党政権でさえも、国際法律家委員会の意見を尊重した、こういうことがあったわけですね。そういう活動を通じて、国際的な人権擁護手続きが非常に日本にとっても有効ではなかろうかと考えるようになって、さらにその勉強を続けたわけです。

その際、私が一番強く感じたのは、日本の人権擁護制度がどうも国際的な基準、あるいは国際的なメカニズムから「取り残されている」というか、「孤立している」という感じがしたんですね。「日本人は精神的な鎖国をしているんじゃないか」と感じて、そのように書いたわけです。これをどうやって国際化していかなければならないか。経済の面では国際化がめざましいですね。私どもの着ているものから生活様式から、非常に西欧化してきたといえますか、影響を強く受けて変わってきている。ところが、ものの考え方とか思想、価値観に近い問題になりますと、非常に国際水準からかけ離れている。そういうことを痛切に感じたわけです。

日本の人権状況全般を見てみますと、もちろん住居は非常に狭いですが、食べ物

なんかに不自由はない。教育水準も非常に高い内容に問題はありますけれども。しかし、どこかおかしいんですね、大きな穴が空いているという気がいたします。たとえば、いまのような被拘禁者の人権、あるいは精神病患者の人権などのところは大きな穴が空いておった。いま痛切に感じるのは女性の人権ですね。これだけ豊かになってきて、女性が男性同様に大学に行くようになって、女性の人権は男性と同等になっていかない。なぜなんだろう、という問題がありますね。障害者などもそうです。

卑近な例をあげますと、イギリスから帰ってまいりまして、日本に来て一番最初に困難するのは荷物なんですね。大きな荷物を抱えております。イギリスは日本に比べますと貧しいというんですかね、この建物のようにりっぱな、きれいなところはあまりないんです。着ておるものも、日本人に比べますと非常に質素です。ところが、地下鉄に行くと、エレベーターは必ずあるんですね。エスカレーターもあります。ですから、重い荷物を持って、一人でバスや地下鉄を使って、空港から家まで帰れるんですね。もう一つ違うのは、男の私が重い荷物を持っても、女性が荷物を持ってくれるんですね。ちょっとした階段が5～6段あるところでも、ちゃんと助けてくれる。

日本でそういう経験は、ほとんど全くしたことがないですね。エレベーター、エスカレーターがないものですから、汗だくだくになって、荷物を一生懸命抱えたまま階段を昇ったり降ったり。非常に近代的な施設で、電車の中なんかにはどこの駅を走っているということまで電気（掲示）が出ますね。あんなもの、イギリスにありません。けど違うんですよ、どことなく。日本では、重い荷物を持ったら旅行はできない。お年寄りや女性の方々女性がか弱いわけじゃありませんけれども（笑）、あるいはお子さんを連れた方々が旅行しようと思ったら、非常に苦労する。心臓がドキドキして、しばらく休まないと動けなくなることがあります。だから、結局タクシーを使って高いお金を払って帰ることになるんでしょう。そういうところが、思いやりが全くないという感じがしますね。

細かい問題がたくさんありますけれども、どこか違うんですね。なぜ、こんなに大きく違ってきちゃうんだろうか。海外旅行もたくさんするし、欧米の本もたくさん翻訳される。交流はたくさんあるはずなんですけれども、違うんです。それが私の非常に大きなテーマでありまして、一つの方法として、こういう状況を解決するために、国際的な人権基準を日本に導入したいと思った。

皆さん、憲法で「人権」という言葉をご覧になっていると思いますけれども、「憲法があるんだから、日本では人権は守られているんだ」という主張を、日本政府は国際機関に出かけて行って、言ったりします。しかし、実際は、私が先ほど申し上げたように大きな穴がいっぱい空いてるし、ものの考え方が非常に違うし、国際水準になっていないところがたくさんある。いま経済では一流国家になったのに、なぜ、そういうところの実現できないのか。

皆さん、憲法で「人権」という言葉をご覧になっていると思いますけれども、「憲法があるんだから、日本では人権は守られているんだ」という主張を、日本政府は国際機関に出かけて行って、言ったりします。しかし、実際は、私が先ほど申し上げたように大きな穴がいっぱい空いてるし、ものの考え方が非常に違うし、国際水準になっていないところがたくさんある。いま経済では一流国家になったのに、なぜ、そういうところの実現できないのか。

お年寄りの施設があります。精神病院の問題は、全部、いま老人施設に移ってまいります。日本で老後の生活が平安に暮らせるのかといったら、決してそうではない。場合に

よっては、自殺してしまったほうが幸せではなからうかと思うような事例も多々見られる。そういう事例は至るところあるんです。だから、私は「人権後進国」というふうに、日本のことを表現いたしました。国際人権法をやっておられる先生方の中でも、私がそう言ったのに対して「決して日本の人権は遅れてない」「後進国ではない」、こういうふうに反論する方がいますけれども、私は決してそうは思わない。それを解消する方法として、私は国際的な人権基準を日本に取り入れようと思ったわけです。

それはなぜかと言いますと、国際的な人権基準、世界人権宣言が1948年にできて以来、国連の人権委員会を中心にして、そういった基準が次々にできてきております。これは日本国憲法の人権擁護規定とはまた違ったものです。非常に詳細に、様々な分野で基準がつくられてきている。そのうちのあるものに、国際人権規約があります。皆さん、ご存じであるかどうかわかりませんが、世界人権宣言に続いて自由権、政治的な権利については「市民的・政治的権利に関する国際規約」というものが1966年にできまして、日本もこれを1979年、批准いたしました。いまのはB規約といってますね。同時にA規約というのがあります。A規約は「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」、これは教育を受ける権利とか、そういったものです。A規約とB規約、二つの条約ができまして、これに日本も79年に批准した。

ここに書かれていることと憲法に書かれていることは、一見すると、近いんですね。ところが憲法のほうは、解釈をする人が最高裁判所以下の裁判所です。精神的な鎖国と私が

申し上げている状態というのは、我々だけじゃなくて、裁判官も弁護士も検察官も、みんな同じなんですね。マスコミも同じ。日本だけで暮らしていますから、ものの考え方が日本だけになるんですね。50年もたつと、その解釈は一定の方向をたどってきますね。ところが、いま申し上げた国際的な人権条約というものは、一人歩きをしております。これは国際的な機関が解釈をしております。ですから、日本で解釈することと全然違うんですね。

さっきの精神病患者の問題ですけども、日本国憲法には、被拘禁者は弁護人依頼権があると書いてあるんです。ところが、国際人権規約、B規約のほうには「弁護人の援助を受ける権利がある」と書いてあるんですね。ちょっと具体的な例を言いますと、ある人が病気で、本人には入院の必要性がわからない、自分で判断できない。この方のためなだから、病気を治療するために精神病院に入院を、本人の意思によらずにさせなきゃいかん。場合によっては、ある程度の力を使って入院させなきゃいかん。

その場合に、国際的に見ますと弁護士が関与するんですね。そして最低のデュープロセス、適正手続きといいますけど、裁判所ないしは裁判所に類するような独立の機関が関与するんです。それから、ある程度の期間がたちますと、そういう機関に申し立てをして、退院をさせてほしいということができる、そういう手続きが保障されている。「弁護人の援助を受ける権利」だけではなくて、「裁判所によって解放決定を受ける権利」という被拘禁者の権利が書いてあるんですね、国際人権規約のほうでは。

日本国憲法もそう解釈してもいいんですけども、日本の最高裁判所はそういったものは全然認めなかった。ひどいのは、精神病院の中にアルコール中毒で10年入っている。アルコール中毒というのは、アルコールを飲まなければ症状は出ないわけですね。ところが、「二度とアルコールを飲むな、飲まないという保障を持ってくるまでは出すわけにいかない」、こう院長さんが言うんです。そのために、「弁護士に会って解放をしてもらいたい、その手続きをとってもらいたい」、こういうふうに頼みたくても、弁護士に頼めないんですね。そういう手続きが保障されてないんです。憲法に書いてあっても、現実にはないんです。

それを私どもが一番強く主張したんですね。日本のほうは憲法に何か書いてあっても、それが現実には現場で行われていない。ところが、国際人権基準のほうですと、そういうことが書いてあれば、実際に欧米諸国ではそういったものを保障している。欧米諸国だけじゃないですよ。多くの場合、開発途上国でそういう手続きが保障されていたりするんです。それが、扱っている人、解釈している人が違うものですから、内容が違ってきちゃう。

ところが、実際は日本もこういう条約に入っているんですね。世界人権宣言もそうですけれども、こういったものがだんだん国際慣習法になってまいりますと、日本政府を拘束します。特に日本では、非常にいい制度になっているんですけれども、戦前から国際法はそのまま日本の裁判所で適用できる、原則的に。そういうシステムになっています。これがイギリスなんかに行きますと、国内立法

をしないと適用できない。そういうゴチャゴチャした話があります。こういった問題が全部、いまの慰安婦問題に結局は関係してくるんです。

そういう国際的な手続きと国内的な手続きの違いが非常に目立つようになっているんですね、戦後50年たちますと。これをどうするか。一つは、日本の最高裁判所が憲法の解釈を変えてくれればいいんですけども、そうはいきません。憲法の解釈は日本の裁判所しかしません。ところが、国際的な条約なり慣習法は国際機関が解釈します。これは日本にとって、日本の国内法体制の一部なんですね。弁護士もそれを忘れてたわけです。50年たって、非常に発展した国際的な法基準を、少なくとも人権の面で日本に取り入れることが重要であることにだんだんに気がついてまいりまして、私は弁護士会の中でそのような活動、運動を始めました。

そのために現在、私は日弁連の海外調査特別委員というお役を仰せつかりまして、そういった分野で活動しているんです。そういった活動の中で、私ども弁護士会もそうですが、特に重要だと思ったことが一つある。それはB規約、市民的・政治的権利に関する国際規約に、選択議定書というのがあるんです。これはクリーニング屋さんの条約じゃないですよ（笑）。

そうではなくて、選択、選べるということですね。各国が自由に、参加するかしないか決めていい、そういうのが一つあるんですね。それに入りますと、日本で人権侵害があったときに、規約人権委員会という国際機関に対して手紙を書けるんです。手紙を書きますと、日本の最高裁のいっていることがど

うも国際人権基準と違う、特にB規約と違うとなりますと、それは違うということをいつてくれるという準司法的な手続きがあるんですね。これに日本の法務省が、「四審制になる、日本の最高裁判所の上にまた裁判所ができちゃう。こんなことは許せない、日本の司法権の独立をおかす」ということで反対をしております、批准ができないという状況があるわけです。

話が非常に長くなりましたけれども、私はB規約の選択議定書を日本が批准することが、いまの日本の人権状況を飛躍的に向上させる、少なくとも国際レベルの人権水準を達成できるという確信を持ちまして、活動をしておったわけです。幸い、大阪の弁護士会、あるいは近畿の弁護士会連合会は、この問題に非常に強い関心を持ちまして、国民的な運動をすべきであるということで運動を展開しておられます。ですから、こちらにおられる皆さんもそういった運動を意識していただいてご協力いただくと、これは総合的に見てあらゆる人権問題に影響してまいりますけれども、よろしいんじゃないかと思います。

いままで申し上げましたのは、全部経過の説明なんですけれども、私はそれに活動目的をしばったんですね。国連人権差別防止少数者保護小委員会、人権小委員会といいますけれども、毎年、8月にジュネーブで開催されます。2月、3月には人権委員会がある。そういった会議に参加をしておったんです。そのたびに外務省のお役人とか日本政府の代表部の方とお会いいたしまして、いろいろ交渉をする。

私は代用監獄や弁護士接見交通権の問題をやっておったものですから、あるとき法務省

出身の外交官、一等書記官の方と話し合いました。その方から、代用監獄について「改善に尽くしたい、日弁連のいつておられることを何とか実現したい、何をしたら、あなたが国連で代用監獄や弁護士接見交通権の問題で日本政府を非難をするのをやめてくれるか」、という質問があったわけです。

「何にもしなくていいです、明日からでもすぐやめます。条件が一つある。B規約の選択議定書を批准してほしい。それをやってくれば、私のような人間がジュネーブまで行って、毎年毎年、日本政府の批判をしなくてすむ」、こういうふうに申し上げたわけです。そうしましたら、「それだけは勘弁してもらいたい」というんですね。だけど、それさえ批准すれば、一々そこへ出ていつて日本政府を批判する必要がなくなるのです。

あれ、政治的になるんです。公開の席で、世界中の政府やNGOが何百と集まるところで、10分間ですけれども、演説をいたしますから。それだけで、外国の報道機関も日本政府の人権侵害について知りますよね。先ほど申し上げた精神医療の場合は、そのような国連NGOの発言だけで、結局は解決したんですね。国連の決議などは何一つなかったんです。けれども、相当程度の政治的な効果はある。

手続きがなければ、それをやらなきゃならない。ところが、B規約の選択議定書を批准してくれば、被害者の方が直接手紙を書きますから、私がこういうことをやる必要がなくなるじゃないか。それは非常に冷静な準司法手続きで一つずつ解決していくんだから、政治化もしないし、日本政府にとっても被害者にとってもいい。あらゆる点でいいじゃな

いか。「それだけはだめだと言わずにやって下さいよ」、と言ったんですね。

ところが、「それが一番困る」というんですね。どうも、日本はいままで国際機関の判断を受けて、それによって行動したことはないらしいんです。国連中心主義とか何とかいってますけれども、国際法を、日本は日本で勝手に解釈するんだという態度です。これはとても堅いんですね、抵抗が。「じゃ、私はずっとこのまま、代用監獄でも何でも国連で発言し続けなきゃなんないから、私のほうも困るんだけど、しょうがありませんね」という話になりました。

そうすると、日本政府の方とのお約束ですから、毎年、国連に出かけて行って発言をしなければならなくなっちゃったんですね（笑）。選択議定書を批准してくれるまで、私は何かをやらなきゃいけない。行きががり上、そうなっちゃったんですよ。「その年で一番重要な人権問題は何だろう、日本にとって」。それを考えては国連に行って報告する。報告しておいては陰に行行って日本政府の役人に、「さあ、B規約の選択議定書を批准して下さいよ」とやるんですけど、ちっともしないんですね。

過労死の問題、1年間に1万人亡くなっているというんですよ、過労で。これは休暇をとる権利がないんですね。超過勤務を規制するILO条約というのがありますけども、一つも入っていないんですね。「日本人はみんな死んじゃってもしょうがない、とにかく働け」。弁護団の方と協力して発言をしたり、書面を提出したりしたんですけども、これはちっともおもしろくないんですよ。なぜかというと、お役人の方が、「ほんとだ」といっ

て返事しないんです、答弁しない。「自分たちも被害者だ、どんどんやって下さい」

（笑）。こういう話になるものですから、どうもあんまりさえないんですね。ただ、国連でそういうふうにはやっていますと、強いものですから、国内の運動の力もあって、少しずつ改善する。

そうすると、私もまた別のことを考えなくちゃいけない。91年の12月頃—88年から私はずっとイギリスに行っておりまして、ロンドン大学で客員研究員をやって、精神医療と人権の問題を精神医学院というところで研究していたんです。たまたま日本に帰ってきたとき、慰安婦の方が名乗り出られた。その前にも私は多少は関係はあったんですが、その話を聞いた。そしたら、吉見先生が92年の1月に、「日本軍が慰安婦の問題について関与をしている」という歴史的な文書が発掘されたという報道があった。宮沢総理が韓国に行って謝罪をする、こういうことがあったんですね。

たまたまそのとき、私は日本にいたんです。新聞を見て、「ああ、なるほどこうなったのか」と思い、ロンドンに帰る途中にジュネーブに寄りまして、その問題を人権保護委員会で報告をしたわけです。

私の動機が不純といいますか、もともと女性問題をやっていて、そういう意識があってやったわけでもない。日朝・日韓の問題について関心があったわけでもない。むしろ、全然関心がなかったですね。女性の権利なんていうのは侵害しっぱなしですし、非常に伝統的な日本の男の固定観念というのを、ずっと持っていましたから（笑）。これは改まってききましたけれども、そういう問題で入ったわけ

じゃないんですね。

韓国に対して、あるいは共和国に対しては、日本は教育制度を導入したりして大いに貢献したんじゃないだろうかという、渡辺副総理顔負けのようなことをいっぱい考えてましたから、そういう発想ゼロでやったわけです。多少人権問題として貢献をしたいと思ったんですけれども、続けるつもりは全然なかったんです、実は。そういうところから出発した。

ところが、何でこれほど長く続けたのか。ここからが大事な話なんですけれども、実はジュネーブで非常に驚いたことが起こったんですね。これは皆さん想像できない、私も想像できなかった。ほんとに予想できなかったことが起こった。何が起こったかといいますと、日本人の反応なんですね。日本政府のそのときの反応は、ちょっとどけておきます。

私はそれまで、何をやるときでも日本の新聞記者に常に情報は渡していたわけです、「こういうことをやります、あれ、やりました」と。日本の大新聞や通信社は、きちんと特派員を置いています。その方たちに必ず連絡をする。それまでは、こういうことをしゃべりました、あるいはしゃべりますと言うと、「ありがとうございました」と言われたわけですね。

ジュネーブというのは国際機関が百ほどありまして、日本の特派員も一人ではとてもカバーしきれないんで、どこで何が起きているかという情報は、ジャーナリストにとって非常に重要なんですね。だから、むしろ私は親切のつもりでやっておった。私のほうも、そういう活動を報道していただくことによって、人権状況に貢献できると思っていたんで

すね。そういう活動を84年から、ずっと続けて、92年までやっていた。

92年に、慰安婦の問題を持ってまいりまして発言をしたら、掌を返したような態度なんですね、ジャーナリストが。だんだんに私は実名で申し上げてもいいと思っているんですけども、お名前はまだ申し上げるのはやめておいて、新聞社だけ申し上げますと、朝日新聞の特派員の方は、こういうことを言われたんですね。「あなたはそれでも法律家ですか、こんな法律上成り立たないような話をこんなところに持ってきて、どういうつもりなんだ。これは国連ができる前のことじゃないか、国連ができる前のことについて国連は権限があるんですか」。法律上、権限がないんじゃないかということですね。第2が、「もう終わったことでしょう」「すんだような話をなんで持ってくるんだ、法律上不可能じゃないか」ということです。私のほうは、「日本で弁護士の先生方が法廷でこういう主張をしておられる、それを全然意味がないとは思わない、国連にも権限があると思います」、こう言うんですけれども、そんなものは頭から相手にしてくれないんですね。

後で気がついたんですけれども、日本政府の答弁が全くそのとおりなんですね、もっと詳しいですけれども。「国連創設以前のことは、特に第2次大戦中の行為を原因とする補償問題については国連は取り扱う権限がない」。それから「サンフランシスコ平和条約、その他の二国間条約ですべての補償問題は解決済みである」。基本的には、その大きな二つの答弁をしているわけです。その場でもしました。

朝日新聞は事前に十分そういう点を政府が

ら聞いて、政府の言い分について、「そのとおりである」と確信したんでしょうね。だから、「そういう無茶苦茶なことを言う人間は法律家ではない」、こういうことなんですね。それで私はほんとにびっくりしたんですね。記者は男性でした。

もっとひどいんですよ。読売新聞の方は、電話をしたら、まず会ってくれないんですね。「あなたは大体、こういうことで新聞に自分の名前を出して有名になりたいんだろう、だからこういうことをやっているんだろう、そういう人にはつきあえませんよ」といって、ガチャンと切られちゃったわけです。僕は今まで新聞記者の方からそういうことを言われて、ガチャンと切られるというのは一度もなかったものですから、ほんとに驚いたんですね。この方も男性です。

幸い毎日新聞だけは、そこにおられた記者の方がたまたま日本人的でなかったんじゃないかと思うんですけれども（笑）、男性ですが、きちんとした記事を書いて下さったんですね。それで何とか救われたんですけど、その二つの新聞社のコメントで、私はものすごいショックを受けたんです。何でそんなことを言われなきゃならないんだ。

一つは、「法律家じゃない」と言われると、私も司法試験受かってるんですから（笑）。弁護士会にも登録してますし、稼ぎはないんですけども、会費もちゃんと払って、いまだに懲戒もされてない。「俺だって法律家だ」、こう思ってますからね。そう言われると、カッとするわけです。性格が単純で、カッとしたりすると軌道を外れちゃうものですから、カッとした勢いで、「法律上きちんと理由があるんだということを、私とし

ても立証しなくちゃならん」、というふうに思い出したわけです。自分の名誉回復を図らなきゃいかん。

確かに、その新聞社の方が言われてるように、日本での国際法の研究が、私も含めて非常に遅れておったわけです。いろいろ考えまして幾つかのことをしたんですけれども、一つ申し上げますと、「国際法上、人道に対する罪である」といってるんですけれども、そうなのかどうか。なぜ、補償の権利が出てくるのかということを、私としては法律家として主張立証しなくてはならない。そのために、国連の中でこういった問題についてどういう研究がなされて、どういう結論が出されているのか、ということを調査し出した。

おりから、これは大変えらい法律家なんですけれども、テオ・ファン・ボーベンさんという方、オランダの国際法の先生で、リンバーク大学の先生です。もとの国連の人権所長までやって、オランダ政府の代表、あるいは国連の人権小委員会の委員、こういうものを歴任しておられまして、大変盛名の高い方です。国際法律家委員会の委員でもある。その方が、重大人権侵害の被害者について、どういう権利があるかということを、国連人権小委員会の特別報告者として研究しておられたんですね。この研究の過程で、いまだに重大人権侵害の被害者はたくさんおられた。しかし、それについてきちんとした国際法上の措置がなされていなかった、無視されてきた。やはり、そういう被害者には権利がある。その方たちには賠償を受ける権利があるんで、それを今後国際社会で確立していかなきゃならないんだ、という研究をしておられたわけです。

1992年までに、何回か報告されております。概要は出てたんですけれども、93年の8月には最終報告書というのが国連人権小委員会に提出されました。大変りっぱなもので、この当時の学問水準では最高の水準だろうと思うんですけれども、そういうものが国連で出たわけです。これがまさに、この問題にピシッとあたるんですね。重大人権侵害というと、普通の人権侵害以上のものです。

どういうものかということ、たとえば拷問とか大量の虐殺、生命への権利の侵害とか、奴隷。奴隷というのは、国際法の中で一番古くから禁止されてきたものなんですね、奴隷からの自由。こういったものに対する侵害を受けた被害者は、国家に対して直接賠償を請求する権利がある。賠償について、報告書の中できちんと整理されているんですが、真相究明の要求ができる。処罰の要求ができる。もちろん、金銭的な補償の要求ができる。それからリハビリテーションの要求もできるんだ。これが国際法上の国家責任の内容です。これまでの国際法の常識なんです、国家責任論に基づいて、常識を整理したものなんです。それと、いまの人権問題との関係を整理した結果が報告されています。

これは国連でも非常に高く評価されております。現在、この研究がさらに進んで、人権小委員会の部会で討議されておまして、その後は人権委員会、経済社会理事会、総会というふうに何年かけて総会の決議になる。その方向で進んでおります。唯一大反対しているのは、日本政府だけですね。日本政府は公式に、非常に強い反対意見を幾つもあげております。「国際法上個人の権利なんかないんだ」とか、いろんなことを言っています。

それについては、後でまた言いますが。

これが、実は日本語になっております。日本の戦争責任資料センターというところがお出しになった。余部があまりないんだそうですが、この会場で売っているかどうかはちょっとわかりません。

このテオ・ファン・ボーベンさんのお話は、もう一つ、別の本があります。これはまだ余部があると思います。東方出版から出ている『世界に問われる日本の戦後処理2』というのがあります。1のほうは、世界中の慰安婦の方たちの証言です。基本的な考え方はこれに出ております。これは大変いい本なんです。

宣伝なんですけれども、日弁連で国際人権セミナーを、これは92年の12月でしたか、やりました。12月9日にアジアの慰安婦の被害者が集まられて、国際公聴会で証言をされた。我々は国際公聴会実行委員会として、これを主催しました。先ほどの研究の他に、私も法律家だということを立証するための一つの手段なんですけれども、私がよくわからないものですから、いろんな方たちをお招きして、その方々たちのご意見を伺って、一体国際法上、私の言っていることが正しいのかどうか、伺いたかったんですね。それで、国際公聴会としてセミナーをやっていたんです。

それをまとめたのが、この本です。ここに書かれていることは、すべてが一点の誤りもない真実であり、事実であるとは私は申し上げませんが、国際法上の基本的な流れはここに出てきたというふうに思います。

2番目におられる方はジョン・ハンフリーさんといって、初代の国連の人権所長です。

この方は今年、お亡くなりになりました。世界人権宣言の第1段階の起草をされた方です。お亡くなりになって大変残念で、ご冥福をお祈りしたいと思います。他の方は、まだご健在ですね。国際赤十字委員会のツェマリさんとか、IEDのカレン・パーカー女史、それから韓国のパク・ウォンスン弁護士。パク・ウォンスン弁護士のものは、たぶん私が知っている限りでは、「慰安婦に対する日本の行為が戦争犯罪の一種である人道に対する罪にあたる、処罰の可能性がある」ということを、世界で初めて主張されたものだと思います。非常に貴重な発言です。後のほうには、いろいろな関連国際法の資料がついております。大変貴重なものですので、ご一読いただければと思います。これが初めて日本で、慰安婦問題が国際法の視点から真剣に討議されたというときです。

先ほど言い忘れましたけれども、IFOR、国際友和会という組織があります。日本には日本平和会というクリスチャンの組織がありまして、その支部になっておりますけれども、国際友和会という国連NGO、国連との諮問資格、意見を言う資格があるところで、そういうNGOで、慰安婦、強制連行等について私は発言を続けてきたわけです。一番最初はIED、国際教育開発というところですけども、1年ちょっとしてから、IFORの代表として発言するようになりました。いまもそうです。私どももIFORとして、幾つも国際法上の書面による主張もしております。

一番おもなものは、1905年の日韓併合条約が効力を発生していないという主張を、92年2月に国連に文書で提出したということがご

ざいます。これは報道されたので、あるいはご存じの方がおられるかもしれません。それから翌年の93年2月には日韓協定、あるいはサンフランシスコ平和条約ですべて終わつたと（日本は）いつているけれども、条文のどこを読んでも処罰問題はございません。これは終わっていないと主張しています。処罰を免除しているという文言は一つもないです。お金の問題だけです。

ところが国際慣習法、あるいは条約では、強制労働条約、あるいは醜業条約—これは売春のための婦女の人身売買を禁止する3条約というのがあります。そういう条約の中では、慰安婦を強制的に慰安行為をさせたというような場合、これは強制労働条約で女性に対する強制労働は一切禁止されておりますので、違反である。あるいは、子どもの場合は、本人の同意があっても売春のために勧誘したりしてはいけないという条文が、醜業条約にあるんですね。それから成人の場合は、だましたり、強制したりして連行して売春をさせてはいけないという条文がある。

そういう「いけない」ということをやった場合どうなるのかということは、国際条約に書いてあるんです。これが非常に意味があるんですけども、実は「処罰をしなくちゃいけない」と書いてあるんです。それを日本はちゃんと批准しているんですね、1910年とか、1921年とか、戦前ですよ。慰安婦問題が問題になる前に、ちゃんと批准しているんです。批准した条約というのは、みんな守らなくちゃならないんですね。ところが、一人として慰安婦の関連で処罰をした人なんていないんです、日本は。これに気がついたんです。

研究をフルタイムで続けているうちに、そういうことにいろいろ気がついてまいりまして、次々に発表して、I F O Rとして国連に提出するということを、私はやってまいりました。一番最初に私が受けた質問は、「処罰をしなくちゃならんというのはわかった、だけど、お金を出せと書いてないじゃないか」というんですね。日本ではお金のことばかりが問題になっていたものですから、「処罰なんて幾ら条文があったって何の価値もないよ」、こう言う弁護士さんたちもいたわけです。だけど、そうではない。処罰の義務が書いてあって、その義務に明らかに違反している。処罰義務に違反した場合はどうなるのかということを、国際法上考えるべきじゃないか。それでまた、私はこれを探すんですね。

そしたら、おもしろいものがみつかるんです。勉強というのはおもしろいもので、やってますと何かみつかるんですね。1920年代の国際判例、仲裁判例ですけれども、アメリカ人がメキシコに行って殺された。メキシコの警察が犯人を逮捕するのに、まじめに努力しなかった。結局、処罰しなかった。これはジェーンズ・ケースというんです。そしたら、メキシコ政府に対してアメリカ政府は、被害者・遺族を代弁して「賠償せよ」ということをいうんですね。仲裁裁判所は「処罰していないじゃないか、ちゃんと捜査もしていないじゃないか、だから、これは国際義務違反である」ということで、「賠償しなさい」という判決をしているんです。何と、そのような判決は11件だったですかね、次々とみつかったんですね。

それをI F O Rとしても公表しましたけれども、日本語にさえなっている判例です。で

すから、ちょっと回りくどいのですが、日本は処罰をする義務がある。それなのに処罰をしていない。していないどころか証拠隠滅や嘘やら、あらゆることをして逃げ回ってますね。いまでもまだ隠している、というんですよ。だから、日本政府については不処罰の責任がある。「不処罰の場合には、賠償する責任がある」、こういうふうになってくるものですから、国際法上はきれいに賠償義務まで行く。そして、この問題については処罰問題ですから、日韓協定などの条約に一切触れない。これは誰が見ても、どうもそうらしくて、日本政府はその主張に対して、いまだに一度も回答をしておりません。回答ができないんだろうと思うんです。そのぐらい明らかに条約外なんですね。

ところで、私どものI F O Rは、まだ国際的に見ますと、重要性がそれほど高くない。やはり、世界で第一級の方たちが、一体どういふご意見をお持ちになるのか、これが非常に重要なんですね。先ほど申し上げましたように、国際法律家委員会（I C J）の意見が出ますと、その意見書だけで中曽根内閣、自民党内閣でさえも法改正をやるというくらい、力のある団体なわけです。世界で最高の法律家の方たちがメンバーでありまして、非常に信用の高い団体がどういう意見をいわれるかということが注目されたわけです。幸い、国際法律家委員会の方々は調査団を送って下さった。そして、韓国、ピョンヤン、マニラにも行かれましたし、日本にも来て、こういう一日本語版ですが、りっぱな報告書をお出しになった。

これが去年の11月に公表されました。これについてはまたもう少し申し上げなきゃいけ

ないんですが、日本語訳が今年になって、明石書店から出ております。『国際法から見た「従軍慰安婦」問題』、これは「従軍慰安婦」に関する歴史的事実もきちんと調査をして整理をされておりますし、何より大事なのは、そういう事実に対して法的に日本政府は、どういう義務があるのか、被害者はどういう権利があるのかということを、非常に詳細に書いている。先ほど私が申し上げたような、不処罰の賠償義務というふうなことも支持していただいているんですけれども、一番大事なのは、まず、この被害者たちは性的な奴隷であったと認めている。

奴隷であったというのは、すごく大事なんですね。なぜかという、先ほど申し上げましたように、国際法上、一番先に禁止されてきたものは海賊と奴隷なんです。だから、海賊行為や奴隷行為をやった場合は処罰しなくちゃいかんというのが、これは国際的な慣習法になっている。そのためにアメリカでは、南北戦争をやったりいろいろありましたけれども、そういったことがだんだん整理されてきて、奴隷条約ができた。そのときには、国際慣習法としては世界中で奴隷行為及び奴隷のための人身売買、奴隷取引ですね、これが禁止されたんです。それが第1点、でございます。

それから日本にはマリー・ルーズ号事件というのがございまして、明治の初めに中国のクーリーを買ってきたペルー船が東京湾に入ったときに、これを捕捉いたしまして、ペルーの船長以下を裁判にかけた。民事、刑事の裁判をやって、これは国際法違反ということもありますけれども、日本は古来奴隷は禁止してきたんだ、だから奴隷はないんだ、奴

隷を許すわけにいかんということで、みんな解放したんですね。これは大変な日本の国際的な盛名をあげる行為になるわけです。その先例に従いますと、古来、奴隷はなかった。

もっとも、ちょっと弱点がありまして、ペルーのほうでは、「あなたのところには娼妓がいるではないか、あの人たちは奴隷ではないのか。奴隷をやっているんだから非難することはできないじゃないか」ということをいうんですね。ところが日本の言い分は、「奴隷は禁止されているんだけど、奴隷まがいのことを前借金とか何とかいってやっている人たちがいる、これはけしからんので、それは運用が悪いんだから娼妓を解放する」、こういう娼妓解放令をすぐに出して対抗するんですね。さらにペルーが国際的に日本を非難してきますと、ロシアの皇帝を仲裁人にしまして、国際仲裁をやる。その国際仲裁で日本は勝つんですね。つまり、「奴隷を解放したのは正しい」ということで勝つわけです。

そういうようなことがあるくらい、国際的には奴隷は禁止されてきたし、日本も奴隷は禁止してきている。だから、いままで日本で、国際的に奴隷だといって非難された例は一度もないんですね。日本はむしろ、奴隷解放の英雄みたいになっちゃったわけです。

「奴隷である」ということをいわれたのは、日本では慰安婦問題が初めてです。しかも、これは先ほど申し上げた醜業条約の違反である。そして、ICJ報告書は非常にももしろいことをいっているんですけれども、「サンフランシスコ条約、日韓協定、こういった協定を見たら、人身傷害に関する賠償問題が一つも討議されなかった、それはカバーされていない、これは経済問題を解決した

だけである、全部の条約を見てもそうなんだ」というんですね。

日本はやっぱりお金のことしか考えてなかったものですから、先ほどの不処罰の問題もそうですし、人身傷害を受けた不法行為、犯罪の被害者の損害賠償請求、そういった問題は一切扱っていないというんですね。おそらく日本政府がそこまで頭が回らなかったためにそういう条文をつくらなかった、討議もしなかった、従って扱われていない、そういう結論ですね。

そうすると、一番最初にやった奴隷行為、あるいは一番最初にやった強姦行為—奴隷行為の中に入るんですけども、あるいは性的な搾取のための移送、誘拐、こういったことが全部国際法違反になる。国際法違反をやった場合はどうなるかという、条約に書いてない場合でも書いてあっても、それは国際義務違反ということで、国家責任の原因になる。

国家責任というのは、どうしたら成立するか。国家が責任—これは道徳じゃないんですよ、法的な責任を負う。だから、「state responsibility（国家責任）」といいます。この「state responsibility」が生ずるためには、二つの要件がいるんですね。一つは、international obligation、国際義務に違反したということをいわなくちゃならない。これは、いま申し上げました奴隷とか、その他の条約や国際慣習法違反ですね。

もう一つは、行為の国家帰属性です。それは国家がやったことだ、というふうにならなきゃいかん。これについては吉見義明先生等が調査されて明らかなように、慰安婦の移送、台湾から南方に慰安婦を移送する、四十人とか、そのぐらいのレベルの話まで、全

部、東条陸軍大臣副官の許可をとってますね。極秘電報が、やっぱり出てきております。軍が出したそういう資料が幾つかあって、慰安婦については、その募集から移送、そして現地における拘禁、所遇管理、こういったものも全部軍が直接に関与していた、ある場合には間接に関与していた。これからはっきりしてきています。そういったことから見て国家の行為である、軍の行為であるということは、もう疑いがない。そうすると、国家責任があるわけですね。

そういうことでありまして、この文書（国際法律家委員会の報告書）が出たことによって、世界の法律家、あるいは国連の方たちは、それまで私ども I F O R がいていたことなどを支持してくれるようになったわけです。国際法律家委員会がいったということは、ほぼ国連機関もこれを尊重するというふうに考えていだろうと思います。それぐらい重要な文書が出たんですね。ここの段階で、やっぱり私も法律家であったということを、世界の最高の方たちが認めて下さった。

これで私は、先ほど申し上げた、新聞社の方が言われたことに対する反証ができたと思って、ホッとしたわけです。私は冤罪がはれたわけです。これで弁護士資格も認めてもらえただろうと思うものですから、ほんとにここでやめてもいいんですけれども、実はいきがかり上、やめられなくなっちゃったのは、二つの理由があります。

一つは、こういう活動を続けておった過程で、いろんな方が連絡をしてこられました。強制連行真相調査団の方々もそのうちの一つです。それから国連NGOもいろんな方が連絡してこられましたし、韓国の挺身隊問題対

策協議会、女性団体の方たちも連絡をとってこられました。被害者の方たちにもお会いするようになりまして、その方たちに「最後までがんばってやって下さい」、こういわれるものですから、「いやです」とも言えないですよね。やっぱり、「そうですね、がんばります」と約束をしちゃいます。約束となると、日本政府との約束も守っているわけですから（笑）、被害者との約束はもっと守らなくちゃいけない。

一番影響を受けたのは、女性団体の方たちからだと思うんです。これまでの自分が、男として非常によくなかったな、という感じがよくわかります。最初はわからなかったんですけども、だんだん、その方たちの言われることがわかるようになりまして、やはり日本の男が異常にひどい。特に慰安婦問題で典型的に現れた女性に対する態度、これはいまでもほんとに反省をしているとは思えない。ですから、日本人の男として、あるいは日本の市民として、国際的手続きを使ってどこまでできるか、最後までこの問題を解決するために努力しなきゃいけない、というふうに思うようになりましたね。

もう一つは、挺身隊問題対策協議会の方々にお会いするために韓国へ行く機会がふえた。そのたびに、いろんな歴史的な事実に接するようになりまして、日朝・日韓問題に関心を持ったんですね。たいしたことはないんですよ、皆さんに比べれば 100分の 1 ぐらいの話です。

たとえば「朝鮮征伐」というのがありますね。この方も今年亡くなられたんですけども、チェ・チャンホアさんという牧師さんがおられました。ジュネーブに最初においでに

なって、挺対協の代わりに92年の2月に1503という秘密手続きで慰安婦についての申し立てをされました。私の発言とは別にです。その方が、私が発言したということを知ってアプローチをされてこられまして、秀吉の「朝鮮征伐」から、いろいろ教えていただいたんです。「征伐」という言葉がいかにいけないか。関東大震災の話もありますし、関妃の話もありますし、次々、いろんなことを教えて下さったわけですね。

そういったことが、およそ何もわかっていない。何でも教育のせいにしちゃいけないんですけども、やはり教育のせいだとも思いますし、日本のマスコミのせいだとも思います。勉強すればそういうことはわかるんです。けれども、受け身にしていたら、そんな情報は全然入ってこない。人権をやっている弁護士の間でも、そういう事実はほとんど知られていない。

韓国を何度も訪ねるうちに、朝鮮に対して、韓国に対して、日本がどういう残虐な行為をしたのか、これがいかにいけなかったのかということが、よくわかるようになりました。それが、1905年の日韓併合条約は効力を発生しているのかどうかという問題について、真剣に法律上の研究をするという気になった原因の一つです。

そうしましたら、何と国連の国際法委員会
の報告書の中に、四つの過去の条約で効力が発生していない事例があげられていたのですが、その一つとして、この問題が出ていたことがわかったんです。日本政府は、もちろん知ってたんですけども、そんなことはおくびにも出さなかった。

その理由は、要するに国家の代表に対する

強制が行われたという点です。韓国の皇帝が最初から主張していたこと、イ・ジュンが皇帝の代理人として1907年にハーグの平和会議の際に主張したこと、そのものなんですね。韓国皇帝の主張は、当時の国際法の常識を主張していたに過ぎない。事実関係も、日本側のその場にいた人が書いた文書に出てくるんですね。伊藤博文なんかは、総理大臣、韓さんがなかなか署名に応じないようならば「殺ってしまえ」と言ったとか、そういうようなことが次々出てくる。

戦争によって、国家を強制して平和条約を結ぶ。たとえば日本も無条件降伏して条約を結びましたけども、それは国家への強制として国際法上は認められるわけですが、国家の代表個人に対する直接の強制というのは、国際法も認めていない。その場合は絶対的無効として効力が発生していない。こういうようなことが、私も勉強してわかってきた。それはI FORとして国連に報告しましたし、毎日新聞にも報道されました。現在、歴史家や法律家の方々が少しずつ討議を始めておられます。

それ一つ見ても、日本のやってきたことというのは大変な問題を含んでいるわけですね。こういうことを、おいおい学んできた。日本人が女性に対して、特に韓国女性やその他のアジアの女性に対してひどいことをしてきた、これは認めざるを得ない。そうなりましたものですから、非常に重い問題ですけども、この問題を「自分の力でやれる範囲でやらなければいけない」と思うようになって、継続をしてきているわけです。

前置きがずいぶん長くなって、本題がこれからなんですけれども（笑）。本題のほう

は、大体はいままで前置きの中で申し上げたものですから、おわかりいただけると思いますけれども、幾つかのものがございまして、それをご説明いたします。

「民間募金」の話なんですが、『世界』という雑誌の9月号に国連に報告をしたものを書いておきましたし、『法学セミナー』、これは法律の学生さんたちが読む雑誌ですが、毎月「日本の知らない戦争責任」というシリーズで書いております。その過去のを参照していただくと、おわかりいただけるかもしれません。あるいは『週刊法律新聞』というのがございますけれども、そこに毎週、この問題について報告しているものですから、それを見ていただくと、過去の経過は大体わかります。

その中で一番大事なこと、皆さんもご関心の強いと思われるのは、7月18日に政府が発足させた「民間基金」、これは非常に変なんですね。政府が発足させたんですけど、「民間基金」だというんです。非常にわかりにくい。何だかよくわからないんですけども、いわゆる村山構想を実現した。この村山構想というのは、昨年8月末に公表された。非常に、謝罪の言葉など巧妙ーと言っちゃいけませんね、上手に書かれている。しかし、本質は何かと申しますと、日本政府がどのようにして国家責任を負わないか、そのために考案されたものですね。

「女性のためのアジア平和友好基金」ですか、当初、仮称としていわれた。これが民間人の発起人によって、つくられる。その民間人の発起人の方々、呼びかけ人が次々にやめてしまった。しかも、呼びかけ人をやっておられる方の中でも、非常に反対の声が強い。

三木睦子さんなんかは「内部から反対するために入った」と言われて、『世界』の8月号に三木さんの談話が出ております。これに反対する文化人の声明も出ておりますので、ご参照下さい。

私は法律家の立場から申し上げて、この構想に反対をしております。なぜかといいますと、いまの1点ですね。なぜ、この「民間基金」がつくられたか。動機は、日本政府は慰安婦に対して直接の賠償をしたくない。ところが、国際的に見て非常に圧力が強いので、あるいは国内の圧力が強いので、被害者にお金は渡したい。政府が呼びかけてつくった「民間基金」が、民間人から募金をして、その募金を右から左に渡す、「これが補償の替わりになるんだ」という。これは、昔から「補償に替わる措置」というふうにいわれているものです。もちろん、医療とか、そういったもので政府はお金を出すというんですけれども、それは直接慰安婦に払われるお金ではないんですね。そこのところを間違わないように、よく内容を見ていただかなきゃいけない。

私どもが申し上げているのは、国家補償の要求なんですね。なぜ国家補償か。先ほどから長く申し上げてきましたけれども、要するに、人道に対する罪という犯罪を日本国家と軍がやった。これは国際法に違反する重大な人権侵害である。従って、国際法上、国家が法的な責任をとらなくちゃならないということなんです。それは非常にクリアなんですね。いままで、るる申し上げましたのでわかりいただけたと思いますけれども、そのために、いろいろな本や報告書などを皆さんにご紹介したわけです。こういうものを見てい

ただくと、そこはおわかりいただけると思います。私のつたないものでも、いま申し上げた文献を見ていただくと、おわかりいただけると思います。

国家が補償しなければいけない。あくまでも国家が支払いをしなくちゃならない。それをごまかすために民間から募金するというのがいかん、といっているんですね。金額とすれば、それほど大きな金額にならないんです、これは。いまわかっている被害者の方は1,000名ぐらいですね。役人の人たちが現に、「慰安婦だけだったらできるんです」と言っているんです。ところが、他の人も一緒にやらなきゃいかんというから、それで「いやだ」というんですね。けども、責任があるものなら、はっきりしたところはきちっとすべきだ、というのが私の意見です。

わかりやすく言いますと、こういうことなんです。去年の6月でしたか、私はジャカルタに参りました。日本政府の国方さんという人権難民課長、外務省から来た責任者なんです。私ども日弁連の代表団の顔を見ましたら、こうおっしゃるんですね。「あなたたちが、気の毒だからお金を払えというならば、自分で払ったらどうだ、一人1万円ずつ出して、日弁連の会員1万5,000人いるでしょう」、こう言うんですね。何で日弁連が出さなくちゃいけないんだ。私なんかは全然動機が違って、悔しいからやっただけなんですけれども、計算したら、3年もこういうことをフルタイムでやれば、何千万というお金を費したのと同じことですね。そういうことをなぜやっているのかというと、「責任のある人間が責任をとるべきだ、国家が責任をとるべきだ」と思ってやっている。それをやらない

ことには日本は真人間になれない、だからやってるんですね。

責任のある人間に責任をとらせなかったらどうなるかという、また同じことをやりますね。戦争を起こして、その中で戦争犯罪をいっぱいやって、それを戦争犯罪と認めない。しかも、戦争犯罪の責任もとらない。それを全部民間に押しつける、しかも、弁護士会に押しつけるんですよ。

もっとすごいのは女性団体、52団体に言いに行ったというんですよ、「お金を払ってくれ、寄付に協力してくれ」って。なぜ、女性が払わなきゃいけないんですか。僕はそこがどうしてもわからない。そういうことを考えるメンタリティーがわからないですよ。日本の男、しかも軍がやったことでしょう。やった人たちに「払え」というんならいいですよ。そうじゃないんですからね。なぜ、それを全く関係のない女性たちに払えというのか。

ところが、ある方たちは「集団的に日本人が、国民としても責任がある」というんですね。私は責任があると思いますよ。何があるかという、当時だったら、慰安婦の行為を許したということですね、日本政府は。許したというのは、当時の人たちが知っていてはじめてできるんです。ところが、これは極秘ですよ、全部。だから知らないでしょう、一般の人は。その人たちに僕は責任があるとは思わないです。少なくとも、刑事責任は全くない。

個人として、刑事責任がある人たちがいるでしょう。いまでも生き残っておられるかもしれない。その人たちは刑事責任をとらなきゃいかん。しかし、国家が行った犯罪でし

たら、民事責任は国家がとる、これが原則です。それはずっと、いまの政府も引き継いできてるんですよ、国家として。その政府に法的な責任を認めないというんだったら、道義的責任でもいいです。道義的責任を、国家がとる。その場合、支払うのはあくまでも国家です。それを態度で示すことですね。

被害者たちは、自分たちが犯罪の被害者であつたということ、決して、自ら進んで売春婦になったわけではない、ということ認めしてほしいわけですよ。それを国家として認める行為なんですから、金額の問題ではない。これは象徴的な意味があるわけです。民間に払わせる、弁護士に払わせたり、女性たちに払わせたりというのは、その責任が「自分ないんだ」ということを示したいからなんですね。

それを私たちが許すとすれば、私から言わせると犯罪を隠蔽することになる。ちょっと遠回りですけども、犯人を隠匿したり、あるいはそういう事実をやったのに「ないんだ」と嘘をついた日本政府の人たちがいますね。「証拠がない」とか「業者が連れて歩いたんだ」とか言った人たちがいます。こういう人たちは、みんな犯人を隠した、ある意味では共犯であると思うんです。

現在、私たちにはそういう犯罪が行われたという事実を明らかにする責任、これは道義的な責任、政治的な責任がある。そして、日本政府が本来持っている責任、道義的、法律的责任をとるように、私たちは市民として自分の影響力を行使する義務がある。しかし、私が政府の肩代わりをしてお金を払ってあげること、被害者に「黙ってほしい」というようなことをするのは、むしろ義務に反す

る。

ここを、私たちはきちんと議論しなきゃいけないと思うんですね。いままで、私たちは戦争責任とか、日本の国民としての責任とか、いろいろ言ってきたけれども、個人個人がどういうことができて、何をすべきであったのか。いま私たちが、たとえば私がこの慰安婦犯罪をやったのか、やってないのか。やっていません。だから、刑事責任はないんですね。じゃ、何の責任があるのか。

皆さんもお一人お一人、自分の責任が何だということを、ぜひ考えていただきたいし、お仲間の方たちと会って議論していただきたい。それが足りないんですよ。「何だか知らないけど、日本がみんなで悪いことをしたからみんな悪いんだ」。そうすると、ほんとの悪い人というのは、どっかへ消えちゃうんですね。きちんとした議論をしない限り、戦争の問題は、あるいは人権侵害の問題は、今後もありまいになってしまう。

日本はありまいにするのが非常に得意ですね。だけど、ありまいにすることによって何が起こるかという、過去の行為の清算もできない。もちろん、過去が元に戻るわけじゃありませんから、ほんとの意味で解決はできません。できないけれども、被害者の方が要求している最低限度のこと、法的な責任、あるいは道義的な責任というのはきちんととらなくちゃならない。国家が払ったお金は、私たちが税金で払うという責任はあります。それが、見舞金について、あるいは「民間募金」についての私の考え方です。いろんな考え方があるかもしれませんが、少なくとも緻密に議論をしていただきたい、こういうふうに思います。

実は、これに先立って7月2日から4日まで、東京で国際法律家委員会の主催する「戦時奴隷制日本軍『慰安婦』強制労働をめぐるICJ国際セミナー」が開かれました。国連大学の共催をいただきまして、もう一つの共催は日本の42の賛同団体を得て、市民団体が構成したICJ国際セミナー東京委員会でした。その報告を『法学セミナー』（9月号）に執筆しておきましたので、ぜひ見ていただきたい。

その経過は省略しますが、簡単に申し上げますと、ICJ事務総長のアダマ・ディエンさん、それからテオ・ファン・ボーベンさんから、日本政府に対するきちんとした批判がありました。そして、執筆者のティナ・ドルゴポールさんは見舞金の構想、こういうようなことをやって国家責任を取ることを拒否している日本の姿勢を、それはセクシズム、レイシズムがあるからだ、だからそういうことをやるんだ、いまだに日本は変わっていない、ということを批判しています。

日本、韓国、それから朝鮮民主主義人民共和国から来られた学者、研究者の方々のご報告をいただきまして、最後にICJセミナー参加者が採択した文書がございます。最終声明です。共和国から来られた参加者だけは、金額にかかわる問題については、「政府間交渉をこれからするので、その点だけ留保させてもらいたい」ということでしたけれども、その他の点では全部一致しましたし、全員一致で採択された最終文書です。参考のために、こちらでお配りいただくということになっていると伺っておりますので、それをぜひ見ていただきたいんです。

この「民間基金」方式では、国家責任の解

除はされない。あくまでも I C J の勧告どおり、法律をつくって日本が賠償するシステムをきちんとつくるように、「それができないならば、国際仲裁を受けなさい」。これは日本でも韓国の被害者の方々が、この問題について国際仲裁―常設仲裁裁判所がハーグにございますけども、そこの仲裁裁判によって結着をつけたいということを要求されました。日本政府は今年の1月にそれを拒否したんですけれども、いまだに、その運動が続いております。これは I C J のセミナーの参加者にも支持された。

そして、国連では現代奴隷制部会、今年の5月にございましたけれども、「引き続き日本は行政審査会をつくってこの問題を解決するように」「そうでなかったならば、昨年勧告したような常設仲裁裁判所の仲裁を受けるように」という勧告をしておられます。そういったような勧告が続いております。

日本弁護士連合会も、今年1月に慰安婦問題についての提言というものを出しまして、その中で I C J などが主張するように、国際法上日本の国家責任がある、日本は立法によって個人に対する補償をするように、それができなければ被害者の申し立てがあったら国際仲裁を受けるように、こういう提言をしております。韓国の弁護士協会も同様です。そういうふうに、法律家の意見は揃ってきておりますね。

そこで、そのさきになりますけれども、じゃ国連で、今後どうなるんだろうかということなんです。皆さん、ご承知かもしれません。7月の後半ですけれども、ラディカ・クマラスワミさん他2名の国連の公式調査団が、日本に参りました。「従軍慰安婦」に関

してですね。これが意外に新聞報道で十分徹底されていなかった。参議院選挙があったせいもあるんですけども、朝鮮問題になると日本ではタブーである。ことに戦争犯罪問題、これは二重のタブーである。

しかも、もっと悪いことに女性問題ですね。新聞社の上層も、政府の上層もみな男性で占められています。そういうことで、メディアも十分反応しなかったのだというふうに思っております。先ほど申し上げた新聞社の方々の反応も、実はその方々個人がどうこうということではなくて、日本人の男性の持っている特有の防衛反応だろう、いまは私はそういうふうに思うようになりました。これは非常に根深いものです。根深いものなんですけれども、やっぱり変えていかなければいけないんですが。

その国連の調査団というのはどれほど意味があるかと言いますと、前例がないんですね。いままで私は国連でいろいろ活動してきたんですけれども、決議がとれたことというのは一度もありません。だけど、この問題については毎回決議が次々に重ってきています。まず、そこが違う。他の研究も二つあるんですけれども、それは省略します。

もう一つの大きな違いは、国連の人権委員会の特別報告者、これは女性に対する暴力の特別報告者ですけれども、正式な調査機関です。この方が、公式に日本を訪問された。これは日本政府は受諾をせざるを得なかった。法的には拒否できるんです。もし、ほんとに日本政府が「お断りします」というと、来れないんですね。ところが、日本政府は「勧迎いたします」ということをいわざるを得なかった。ということは、先ほど申し上げた国

連に権限がないという抗弁については、完全に崩壊したんですね。

もう一つの抗弁、「条約によって終わったんだ」ということについては、るる説明しましたのでおわかりいただけたと思います。法律家の国際的な意見、日本の弁護士会の意見、そういったものがいっておりますように、その抗弁も崩壊している。

唯一の前例は、リットン調査団という満州事変、これも侵略戦争に関する調査団ですけれども、1931年に満州事変が起きて、その直後に国際連盟が調査団を送って、「日本は侵略をした」ということで批判した。その後、いろいろありましたけれども、日本は国際連盟を脱退する。そして世界との戦争に突入するという事になったわけですね。

同じように戦争犯罪問題です、これは。それについての調査を、国連から正式に受けた。これは前代未聞のことなんですけれども、今度、国連の勧告が出たときに日本はどうするんだ。やはり国連を脱退して戦争をするのか、世界と。それぐらいのことが起きているわけですね。それなのに、日本のマスコミも反応していないという状態です。

これは、私はゆゆしい事態だと思います。しかし、皆さんはそういう事態を知っています。戦前と唯一違うのは、我々が主権者として発言をして日本の政治を変えていく権利があるし、義務もある。それは戦前とは全く変わりましたね。その主権を行使しなくちゃいけない。私は選挙のときに、この問題について争点にして、皆さんが市民の力で正義を獲得していただきたいと思います。

このクマラスワミさんの意見書がどうなるかということだけ、ちょっと申し上げます

が、たぶん、今年いっぱいには出るだろうと私は思います。では、どういう内容が出るだろうか。私が過去の報告に書いておりますので見ていただきたいんですが、実は予備報告書というのがございまして、クマラスワミさんは大体の方向を示している。

日本が、慰安婦に対する行為を犯罪として承認すること、そして補償問題について結着をつけること。国際法に基づいて、そういう発言をしておられます。国際人道法上、この問題が先例とならなきやいけない。どういう先例かといいますと、国家による強姦などの被害者は、国家から賠償を受ける権利がある、ということについての先例にならなくちゃいけない。

そういうことをすでに文章で書き、あるいは公に発言しておられます。今度の調査でNGOからも、日本政府からも、学者の先生方からも、被害者の方からも意見を聞かれて、それが強化されたことはあっても逆戻りすることはない。見舞金構想などで幻惑されることはないと思っております。特にICJの見解がありますので、国連は常々尊重いたします。

もう1点ございます。今年の3月にニューヨークで女性の地位委員会という国連の会議がありました。ここで、今年の9月に行われる第4回北京女性会議で採択すべき行動綱領の原案を検討いたしました。その原案の中に、こういう文章があります。概要を申し上げますと、第1点は性的奴隷制などの女性に対する暴力・人権侵害の場合については、その侵犯者が捜査されて訴追されなくちゃいけない。それから、これの賠償を被害者が受けなければならない、ということが書かれてます

ね。

これは原案ですが、カギカッコがかかっていないんです。説明は省略しますが、そういうものは本会議ではほぼ必ず採択される。カギカッコのついてるところだけしか議論しない、北京では。そういうことですので、必ず採択されると私は確信をしております。これが国連の原則なんですね。

国連の原則に反することを、クマラスワミさんが言うはずがない。従って、クマラスワミさんの書かれる意見書は、ほぼ予測できる。それを日本政府としては厳しく受けとめなければならない。今度、官房長官も会って、るる説明したようですが、私はクマラスワミさんを説得しきってないだろうと思います。逆に、国際法律家委員会などの国際会議の結論のほうを尊重されるだろうというふうに予想しております。

そうしますと、「どうやったらこれが解決できるんだ」ということになりますね。日本政府は「見舞金だ」、国連のほうは「きちんと国際法上の義務を果たしなさい」という。この膠着状態を抜け出す方法はございます。一つは、被害者の要求と国連のいわれていることを基礎にして解決案を考える。そのために一番大事なのは、慰安婦問題についての法案、賠償を可能にする法案を立案すべきだ。

この点について、「なぜ、慰安婦だけを優先するのか」というと、日本政府も慰安婦についてだけ発言してきた。発言した内容が悪いんですね。「民間業者が連れて歩いた」とか、「強制なんかの資料はないんだ」とか。いまいつてるのは、「法的責任がない」ということですね。人道に対する罪であるということについての、新しい資料が出ました。そ

れについては質問の時間でもあればご説明しますけども、人道に対する罪に間違いないと私は思っております。

しかし、「犯罪ではない、あなた方は犯罪の被害者ではない、あなたたちは無理矢理に連れて歩かれたわけじゃない、軍が連れて歩いたわけじゃないんだ」、こういうことを日本政府は世界に向かって広言したことになりますね。こういうふうに、被害者についての事実反することをいい続けた場合は、普通は名誉毀損ということになります。これは犯罪でもあるし、損害賠償もしなければならない。その点で、私は日本政府が国家責任を負う行為を、現在やりつつあるというふうに思います。

そうすると三重ですね。加害行為と不処罰、そして現在の行為。三重に責任があるというのは慰安婦だけしかありませんので、私は慰安婦の問題については優先的に立法による解決をすべきだというふうに思います。今後、私どもも提案をしたいと思いますので、皆様方もその方針でご支持いただければ大変助かると思います。一つ忘れまして、強制連行問題。この問題について、今度ICJのセミナーで初めて討議されました。まだ時間がかかります。これはその他の問題と一緒に今後調査研究を進めていかなきゃいけませんけれども、やはり日弁連など、法律専門家がどのように考えるかは非常に重要だと思います。皆さん、全国の集会でこの際お集まりになりましたので、ご討議されて、日本の各弁護士会、あるいは日弁連などに対して、この問題の救済を考えてほしいというアクションをとられることも一つの方法かと思います。その後、どういうふうに日弁連が回答するか

なんていうことは、私はお約束もできません。そういう立場でもございませんけども、国際法の学者の先生方とかがあまり動かれな
いとすれば、いままでの経験からして、弁護士
の先生方に奮起を促すというのも一方法か
と思います。

ちょっと蛇足ですけども申し上げて、長
い話を終わらせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

質疑応答

会場 (女性) お話、ありがとうございました。
横浜から参りました在日朝鮮人二世で
す。

先ほどお話に中で大変気になる個所があり
まして、「従軍慰安婦」が極秘に、秘密裏に
行われたことであるので、国民はその事実を
知らなかった、だから国民一人ひとりに責任
はなかったと考える、しかし、国民として事
実を明らかにする道義的責任はあると言われ
たと、私は聞きました。ほんとうにそうだろ
うかと、私は身をもって問いたいといま思う
わけです。その時代に生きておられた日本人
ばかりではなくて、今日の日本人も、また責
任が問われていると思っている者です。この
会場に、この暑いさ中、かけつけていらした
全部の一人ひとりの日本人の皆様方もまた、
私は問われているんだと思っています。

私は在日朝鮮人二世ですけども、私から
見たときは、日本人の一人ひとりのすべての
方々は、日本の国家の延長線上に立ってい
らっしゃる方々です。つまり、あなたたちが

つくった政府、あなたたちがつくった国家権
力が行使したことに、日本人の一人ひとり
はすべて加担しているものと私はとります。

敗戦後50年にもなるのにと、繰返しいわれ
ていますけれども、在日朝鮮人に焦点をあて
て見るならば一法的地位で言えば在日外国人
全部にあてはまることでありますけれども一
在日朝鮮人の現在の位置を認識するならば、
私は明らかにそのことが証明できると思っ
ています。戦前、日本国籍を強制しておきな
がら、敗戦後にはすみやかに日本国籍を喪失
せしむるものとしたわけなんです、国際社会
では、通例では国籍選択権が認められていた
んです。日本は、そのことを実に功妙に、用
意周到にいたしました。

このごろ国籍条項についてはとりざたされ
ていますけれども、日本国籍喪失に凝縮され
て見えるように、一事が万事、日本の国は在
日朝鮮人に対しての処遇はそうであったわけ
です。納税の義務のみがある。皆さんが平和
憲法と尊ぶあの憲法は、すべての条項が「す
べての日本国民は」というふうに始まって、
日本国民だけに保障されるものであって、納
税の義務だけ課しておきながら、戦前、戦争
によって日本に住まざるを得なくなった朝鮮
人、中国人に対して一切の権利、基本的人権
を保障しないでやってきたわけなんです。

ですから、敗戦後50年にもなりますのに、
私たちを拒むのは、実は国籍条項ばかり
じゃないんですね。法的に排除するという構
造の中では、国民一人ひとりの差別感情が、
戦前とあまり感度が変わらずにあると私は
思っています。

たとえば、私は横浜から参りまして、昨
夜、深夜にホテルにつきましたが、ホテルが

パスポートを提示してもらいたいというんですね。何のためですかといったらば、外国人にはすべてパスポートを提示してもらうというんですね。私は予約をとって来ているものですから、定住外国人の私がなぜあなたにパスポートを見せるのかと言ったならば、決まりだと。私はホテルが警察に代わって管理してくれることはないんだ、普通の日本人ならばホテルにチェックインするときにそんなことは一々することもなかろうにと思うけれども。また今日の朝、ホテルで朝食をとって会計するときにサインをしたらば、私の漢字の読み方がわからないらしいんですね。とにかく外国人だ、朝鮮人だろうと思ったのかどうか、私は李と申しますから、コンピュータの入力にあわてたらしいですね。私の顔、姿は朝鮮人にパッと見えないからかどうか、大変丁重だった会計の方が、突然嫌悪感をあらわにして、あなたはほんとうに泊っているのか、一体いつからここにいるのかというような詰問調でやってきました。

そんなあり得ないようなことが日常的に、不断に繰り返されてあるということ。そういう不条理に囲まれて私たちがあるということ。それがあなたたちのま隣の、隣人の朝鮮人に日々繰り返し行われている。そのことにあまりにも無頓着であることは、そのことを知らないままで、痛くもかゆくもない生活があるということだろうと思います。

私はやはり戦前、アジアに侵略していった日本人、国家が、軍隊が絶対の命令を下したといっても、実際にそこで手を下したのは国民一人ひとりであったという事実を、つまびらかに読み直しをしなかった日本人。敗戦後すぐに、一億総ざんげなんてかっこいい言葉

で、全く責任なんかゼロに等しいものにしてしまった日本人の、ありようが問われていると思います。

戸塚 実にたくさんの問題点をあげられたものですから、全部に上手に答えられるかどうかかわからないんですけども、私が一番同感するのは、最後に言われた一億総ざんげという問題ですね。もっと根本的に言えば、日本人は、過去の戦争で被害者であった、という被害感しか持っていなかったんじゃないかかと思っています。かりに何らかの戦争犯罪をやったという意識があったとしても、戦争についての責任を、みんなが悪かったんだという形で解消してしまって、きちんとした議論をしなかったというところに、非常に大きな問題があったんじゃないかかと思っています。

先ほどの責任の内容の問題で、私は個々の行為、問題について、戦争中に起こったことすべてについてみんなが同じように責任があるというのではなくて、個々の行為についてきちんと分析しなきゃいけない。慰安婦についてだったら、慰安婦制度を立案したのが誰で、どのようにそれが実施されていって、それに誰がかかわったのか。そういう議論が一切ないんですね。我々の父なり何なり、当時の一般庶民がどこまで知っていて、一体そのときに、それを阻止するために何ができたのかというような議論がないんです。いまの我々にしてもそうなんですね。いまの慰安婦の問題についての国家責任があるのかないのか、その問題について我々は考える責任があるのかないのか、そういう問題が議論されていない。

私はあると思うんです。けども、それは法的な責任じゃない。たとえば、私の慰安婦

問題についてのかかわりというのは法的責任、少なくとも刑事責任ではない。しかし、政治的、道義的にこういう事実を明らかにする責任が、日本の市民としてある。そして、日本国家にその責任をとらせる義務があるというふうに思うわけですね。それが、一つずつの問題について、みな違うと思うんですよ。731についてもそうだし、強制連行についてもそうだし、事柄によって誰が、どのような責任をとらなくちゃいけないのかということは、やはり違う。一つずつ問題を考えなきゃいけないというふうに思っております。

次に国家の延長線上という話なんですけれども、国家の延長線上の個人の責任というふうに考えた場合には、私のいま申し上げた議論が少し崩れてくる可能性があるんで、そこは慎重に考えたいと思っております。国家イコール個人ではないんですから。

国家責任は国家、Stateというものが負うresponsibility、これは国際法上の概念としてきちんとあるわけです。それから犯罪というの、「国際法上の犯罪」という概念ができあがってきていますね。その場合は、個人が責任を負う。そういうふうな考え方を私はしております。

それから国籍条項の問題なんですけれども、やはり重大な差別の問題であろうと思っております。ただし、これまで戦後補償という言葉でくくられて、お金を支払わなければいけない道義的・法的責任がある問題について、すべて同様に考えてきたのは、どうかな、という疑問を持っております。といいますのは、日本で一番最初に大きな問題として取り上げられたのは、旧軍のために働いた台

湾日本兵、韓国の日本軍人・軍属の方たちの恩給の問題なんですね。

これは二つの問題があります。恩給というのは特別に軍の関係者を優遇しているものですね。現在まで40数兆円払われたというんですけれども、実際の被害者の方には全く払われていない。日本で戦争被害者というのは、旧軍人・軍属のことです。国籍を失われた方々にその支払いをしないという差別の問題は、差別ではありますけれども、現在の差別でありまして、当時の差別ではない。だから、犯罪でもないんですね。

ところが慰安婦問題というのは、それと同じではないんです。慰安婦問題が出てきて、私は日本の戦後補償責任問題の議論が、非常に質的に変わってきたと思うんです。慰安婦問題が出てきて国際的な検討を始めたものですから、どこへ行ったかということ、日本が戦時に行った軍の行為、この行為が国際法上の戦争法規に違反したのか違反してないのか、こういう問題になったわけです。

現在の国籍条項の問題は、現在の国際法上の差別であるかどうかという問題なんですね。だから、これは戦後の問題です。だけど、慰安婦問題は戦争中の日本の国家の責任問題、しかも犯罪問題です。国籍条項の撤廃について犯罪問題は出てきません。だから、質的に全然違う問題が出てきたんですね。

当時の朝鮮人、あるいはアジア人差別の問題が出てくる、女性差別の問題が出てくる問題ですけれども、問題の質が全く違う。だから、これは議論の内容は変えなければいけないというふうに思います。その点を意識して、整理をしていただければと思います。

それから、先ほどの憲法の問題で、在日朝

鮮人の方々、あるいは韓国人の方々の権利義務の問題がございましたけれども、ご指摘のとおりだと思います。ただし、憲法上は国民の権利義務、旧憲法上は臣民の権利義務です。ところが、新憲法前にポツダム宣言で「人権」という言葉が初めて入ってきた。これを受けて日本国憲法が起草された。条文によっては、「何人も」という条文がございます。これは在日朝鮮人・韓国人の方々にも保障しなければならない条文でありまして、そこは「国民は」と書かれている条文と、区別をしていただいたほうがいいでしょう。

第2に、先ほど申し上げた国際人権基準は、国籍を問わない。だから、その点でも国際人権法というのは非常に貴重なものですね。日本の法律とは違う。在日朝鮮人・韓国人の方々、あるいはその他の外国人の方々も含めて、基本的な人権を保障しているということがありますので、選択議定書の問題も、ぜひ、お考えいただきたい。韓国はすでにこの選択議定書を批准しております。ですから、日本人が韓国で人権侵害を受けた場合は、日本人は訴えられる。しかし、在日朝鮮人・韓国人の方が日本で人権侵害を受けた場合には、B規約というものを使って規約人権委員会に訴えることができないという事態が起きております。それは、日本人としては日本の恥であると思うんですけども、日本政府に対して、それを引き続きいっていきたいと思います。

それから、先ほど差別問題のお話がありましたけれども、私が想像する以上の差別がある。他の外国人に対してもありますけれども、特に在日朝鮮人・韓国人に対して厳しい差別があると思います。これがどこから来る

のか。これが、いま申し上げた国際人権法とか法律上の議論だけで解決していくのかというと、私はしないんじゃないかならうかと思います。基本は、日本人にとって、どうやら外国人は人間ではなかった。それが、先ほど申し上げたようにポツダム宣言で初めて、「人権」という言葉が入ります。つまり、権利の主体が人間であるという理由で、権利を認めなきゃならない。天皇の臣民であれば一定の権利がある、そういう与えられた権利しか認められていなかった明治憲法時代に、初めて人間としての権利を法文書の中で認めたのは、僕はポツダム宣言だろうと思うんですね。それ以外に文書がない。

それ以来、「人権」の概念は日本が自ら進んでつくった概念ではありませんので、我々の間に定着していない。だから、人間であれば持っている権利、そういう考え方をどうやったら日本人、我々が持っていけるのか。これが、これからの重大なテーマだろう。心の中に国籍がある、あるいは人権の間に国境をひいてしまっている日本のあり方に、大きな問題があるんじゃないかならうか。別の言い方をすれば、一国平和主義みたいな批判がありますけれども、そういった問題とも結びつく問題だろうと思っています。非常にむずかしい問題だと思います。

会場（女性） 奈良から参りました。私は1944年、45年、当時のソウルで、朝鮮の子どもさんの学校の6年生の担任をしておりました。教え子6人を富山の不仁越に送りました。6番目の子どもが出発しますとき、ソウルの駅に送りにまいりましたが、たくさんの少女が送られているんです。その子どもがずっと行方がわからなかった。その子どもも

両親の懷に帰ったということを確認したんですが、富山の不仁越に参りましたとき、わりあい良心的な会社で、社史に朝鮮半島から来た少女の人数というのが書いてあります。そうしますと、私の頭の中でそこに書かれている人数と、それから朝鮮半島からたくさんの少女が送られていた人数と、どうしても合わないで疑問に思っていました。

昨年、ソウル在住の方から手紙がまいりまして、当時、国民学校の子どもだった少女たちが、富山の軍需工場に行き働いて、そういうことで釜山から船に乗って下関に着きましたときに、幾人かの少女たちが分けられて強制連行「従軍慰安婦」にさせられたということを知り、本人から名乗りがありました、という手紙をいただきました。私が疑問に思っていたことは、ほんとうでした。国民学校6年生、小学校6年生です。11才、12才の少女です。幾ら、表からは背が高くても、その少女たちが苛酷な運命に耐えることはできなかったと思います。ほとんどが遠い地で、おそらく親の名前を呼びながら亡くなったのだと思います。

私自身が思いますのは、文部省というところは、教育というものは、若い命を育てるべきでしょう。それを、命を抹殺してしまっ

た。そういうことの反省を一言も聞いておりません。いまの日本の教育がいろいろ批判される時、ずっと、そこにあると思うんです、ずっと同じものを引きずってきて。

先生、この少女たちのことを調べる方法は

ないでしょうか。親御さんたちは、もうすでに亡くなっております。ほんとに何人ぐらいの若い、11才ぐらいの少女が、学校の教師、私もその大きな罪を背負っておりますが、学校の教師の言葉で、軍需工場で日本のためにお手伝いしようといっていた少女たちが「従軍慰安婦」にさせられたということを、どんなふうにして調べたらいいでしょうか。ご指導いただけたら、ありがたいと思います。

戸塚 いま提起された問題は、私はまず一つ、おっしゃった事実について、もう少し深い研究をしていただく必要があるだろうと思いますけれども、もっと大ざっぱな対策について申し上げたいと思います。

たとえば、真相究明について国家が協力していない日本。これは歴史家の先生方もいっておられまして、つい先日、ラディカ・クマラスワミさんに提出された資料があるわけですが、それはグアムでなされた慰安婦の裁判、これがアメリカの公文書館から、強制連行真相調査団だと思っておりますけれども、その努

力で探し出された。いまでもオランダのは知られていたんですけども、グアムのほうは知られていなかったんですね。それを実は、法務省が資料を持っておったんですね。

それで2年前ですか、

7月に慰安婦の調査をするとして、国が真相究明をした結果として報告した。その後何にもやってませんが、そのときには、そのグアムの裁判、資料については沈黙しているんですね、国は。法務省は持っていないが、



それを出さなかったんです。これを隠しているということで非難をされたら、隠していないという抗弁を新聞社にしているんです、現在。隠していなかったのかいたのか、その真相究明も必要です。

それから、一体何を持っているのか。隠していないというなら全部を歴史家、あるいはN G Oの調査に対して見せるのか。自ら、もう一回全部の調査をやり直して、慰安婦問題について真相を明らかにするのか。その2点を確かめなきゃいけない。そういうことを、きちんと各省庁と交渉しないとだめだと思うんですね。総理大臣が指令しても、各省庁がノーといったらそれで終わりだ、これが日本の総理大臣の権限だそうです。私は信じられないんですけども、そのへんからきちんと、権限がどれだけあって、どれだけやる気があって、どこまでやるのかということを詰めていかなきゃいかんだろうというのが一つですね。

おっしゃるようなことは全部、国が資料を持っている可能性がある。それがいままで調査団がずっとやってこられた長い歴史の中で少しずつ明らかになってきたことですが、やはり日本政府とそのへんをきちんと交渉しなきゃいけないというのが第一ですね。今度、なぜ法務省が隠していないといい出したのかというと、おそらく国連の調査団に、隠していたのか、というふうに訊かれたのじゃないかと思うんですね。国連でも真相究明のための勧告をしていただくように私どもは努力をしなければいけないだろうと思います。

もう1点、現在、これは市民グループと国会議員の有志が、慰安婦のみならずあらゆる

戦後50年問題について、内閣のもとに法的な権限を持った調査機関をつくる、国会にも調査委員会をつくる、そういう提案をしておられます。これは相当具体的になってるんで、やはり市民がこういうものを支援して、立法の運動をしていかなくちやいけない。その中で強制連行についても真相が明らかになっていく、慰安婦についても明らかになっていくことが、今後の日本の長期的な計画の一環にならなきゃいけないと思います。

司会 まだまだご意見、ご質問がおありだと思いますが、時間の都合で、これで打ち切らせていただきます。なお、6時半からの七つの分科会のほうで、突っこんだ意見の交換を、ぜひしていただきたいと思います。

第1分科会

歴史学習

「韓国併合」はいかにしてなされたか

講師 奈良女子大学名誉教授

中塚 明

参加者33名

はじめに

戦後50年の国会決議について、50年の節目に国としての明快な責任が明らかにされると思っていたが、思いもかけぬことが伝わってきた。

ひとつは決議をめぐって露呈した侵略肯定体質を裏付ける発言である。奥野誠亮（自民党終戦五十周年国会議員連盟会長）は、朝鮮人にとっては立場を越えて最も屈辱的な「創氏改名」についてさえ、「…日本国になり日本人になったんだから、日本人と同じようにしたければさせてあげようということで、日本流の『氏』を使い、名を使うなら申請すればそのようにしてあげましようとしたんです。…」（月刊国会ニュース・1995年4月号）と言う。渡辺美智雄元副総理・外相は、暴力と脅迫によってなされた「併合」を「円満」になされたものとの妄言を吐いた。

そして戦後50年国会決議は、「植民地支配」や「侵略行為」はどこの国でもやったことであるから、日本だけが責められることはない」と結論づけ、日本の責任を不問にし、日



本の侵略の具体的事実を不問に付するものとなっている。しかしその内容に踏み込んだマスコミによる批判はなかった。渡辺らの発言も特に突出したものではなく、佐藤首相（当時）の「合法」発言とも一致し、日本の主流の中ではそれなりに一貫しているものである。年配の者だけがこのような発言をするのではない。例えば高市早苗発言などは日本国民の朝鮮認識のあらわれである。政治家の認識と国民の認識がかけ離れることはない。

1、近代日本の朝鮮侵略はいつから始まるのか

「1910年以降36年間の植民地支配」という認識では、日本の朝鮮侵略の歴史は理解でき

ない。「1910年」以降はあくまでも到達点である。日清・日露の戦争に至るまでも、「征韓論」、江華島事件、「修好条規」など朝鮮支配の実績が積み重ねられていく。江華島事件の現場に立って思うことは、これほど陸地近くに軍艦が侵入してきたら、砲撃もありうるということである。日本の軍艦は明らかに挑発したのである。挑発し、先に発砲させ、上陸したのである。「修好条規」については、付録や付属文書を見ることが大切だ。治外法権だけでなく無関税貿易までのませて、条約の期限さえ明らかにされていない。

これは欧米の日本に対する方法とも明らかにちがう。ペリーは軍艦で来航したけれど軍を上陸させなかった。条約も無関税ではなかった。

朝鮮の抗日運動も激化し、壬午軍乱(1882)、甲申政変(1884)と引き継がれていく。

「征韓論」が具体化し、朝鮮を支配することによってロシアを防ごうとする意図が実施されていくことになる。日本国内でも朝鮮を支配すれば全てを敵にまわすことになるという卓見もあったけれど、決して主流とはならなかった。今日、満州事変以降は日本の地位を高めたという認識が多いが、事実としてはこのような侵略政策の一環だったのである。

2、日清戦争 「朝鮮独立のための正義の戦争」という欺瞞

3、日露戦争と朝鮮の軍事的支配

日清戦争の初戦は豊島沖海戦だということになっているが事実ではない。それ以前に朝

鮮王宮を占拠している。「朝鮮独立のため…」という大義を掲げながら、敵国でもない『独立国』の王宮を占拠することが最初の軍事行動であったということが、この戦争の性格を明らかにしている。この時に王宮を隅々まで調べたことが、翌年の閔妃殺害に大いに役立っていることだろう。

1895年、朝鮮公使である三浦吾楼らは閔妃を殺害した。外交官が手下をその国の王宮に侵入させ王妃を暗殺するという途方もない事件だが、三浦は処罰されるどころか、後に枢密院顧問にまでなっている。朝鮮に対しては何をしても犯罪にはならないということなのである。

戦後の遼東半島分割は、英独仏露の中国分割に更に拍車をかけるものとなった。

日露戦争を始めた日本は、「韓国駐劄軍」による韓国全土の軍事占領を行い、「第一次日韓協約」(1904)、「第二次日韓協約」(1905)を強制した。

4、「第2次日韓協約」=乙巳条約(「保護条約」)の強制

「第2次日韓協約」は韓国の外交権を奪ったものだが、それは伊藤博文による皇帝・閣僚への脅迫によって実現したものである。その具体的ようすについては、「伊藤特派大使内謁見始末」、「新条約調印始末」、「韓末外交秘話」に詳しい。この条約は当初から無効であるという論はすでに1906年に、フランス人フランシス・レイによって述べられている。朝鮮は独立国であることを日本は繰り返し宣言しているにもかかわらず外交権を奪ったことを喝破している。

5、「韓国を廃滅して帝国領土の一部となす」－日本帝国主義の韓国「併合」

伊藤が殺されたから「併合」があったのではない。既に1907年には伊藤は、「併合」の了解をロシアから得るように外相あてに進言しているくらいだ。1907年「第3次日韓協約」（韓国軍の解散など）、1909年「適当ノ時期ニ…韓国ノ併合ヲ断行」を閣議決定…というように、1874年の「征韓論」から、具体的に侵略の過程がひとつずつ積み重ねられて来たのである。なお、「併合」ということは、当時それほどなじみのあることばではなく、「合邦」あるいは「統合」が一般的であったが、「韓国を廃滅」するのだけけれど「其語調の余りに過激ならざる文字」を外務省が選択したのである。1910年、「韓国併合に関する条約」は“調印”された。

これらのことは当時の国際間の承認があったものだという今日の日本の言い分には無理がある。当時の国際法は英仏独露日などの大国の間にだけ通用するものであって、弱小国であった朝鮮などは無視されたのである。

まとめ

日本だけが悪いのではない、どこの国でもしたことなのだという開き直りについては、欧米のいくつかの国々も侵略国であり植民地支配をしたのだが、今日なお日本では朝鮮に対する差別はなぜ根強いのかを考える必要がある。ある帝国主義国が隣の国を一部ではなく丸ごと植民地にしたのは日本と朝鮮との関係だけである。激しく人々が抵抗するのは当然である。朝鮮侵略の具体的事実について日本自身が具体的に明らかにして友好につとめ

るしかないと思う。

朝鮮に関して言うなら、「征韓論」から江華島事件に到る過程が侵略の具体的な始まりである。「併合」は到達点に過ぎない。更に中国侵略は朝鮮侵略とひと続きのものである。明治時代は栄光の時代で、満州事変以降は誤りであったというのは、歴史認識の間違いである。そして更に大切なことは、歴史の具体的事実を見つめることによって、成功するはずのない植民地支配だったのだということ認識することだと考える。

質疑応答

K（大阪） 韓国とか朝鮮とかいう呼び方は、北と南とではそれぞれ避けることなのか。

古い隣国を併合したのは日本だけということだが、ドイツのポーランド併合も同じように言えるのではないか。朝鮮侵略の異常さはむしろ名前とかことばさえも奪おうとしたことにあるのではないか。

O（大阪） 朝鮮内の抵抗（抗日）運動を教えてください。

中塚 朝鮮という呼び方は大変古くからあるもので普遍的なものである。

ドイツとポーランドの関係については詳しくは知らないが、丸ごと支配したのではないし、ポーランド内に多くのドイツ人が生活していたこともあるから、日朝の関係とは単純には比べられないと思う。創氏改名などは非常に激しい抵抗運動に追い詰められて、そのような皇民化政策を取らざるを得なかったのだと考える。

朝鮮人の間では、それぞれの段階での様々な民族運動（例えば3・1運動など）があ

る。

K（長野） 大日本帝国があったからこそ「併合」があったのではないか。天皇制の問題を考えなければ、事の本質は見えないのではないか。

K（大阪） 国際法をもとに「併合」を撃つことができるか。

中塚 天皇制と朝鮮支配との関係では、大日本帝国と「併合」とが直接結び付くかどうかはわからない。

日本では知識人の朝鮮認識が非常に弱い。当時でも平民新聞・外山精一など（朝鮮が見えていた人々）はごくわずかだ。

戦争責任と天皇制の問題は、それを追及できないことが弱点で、しかもこれから様々な問題を含んでいくだろう。

国際法は当時、少数民族などは適用外であった。日本政府が今日、合法であったというのは帝国主義間にしか通用しない強盗の論理である。また伊藤博文が信任状をもって

行ったかどうかとか、皇帝の署名があるかないかなどの“テクニク”の問題にはまり込んでいくのは間違いだと思う。

65年の日韓条約をひっくりかえすには、日韓両国でよほど大きな動きがないとむずかしいだろう。

H（調査団） 日朝の国交樹立の時に「併合」が合法かどうか問われよう。その時に伊藤の信任状の有無などはどうなるのか。

中塚 手練手管で食っている外務官僚にそういう問題で迫ったら負ける。合法か否かの問題が大きくなるか否かは韓国の政治状況次第だと思う。また米国をまきこんでの国際問題となるかどうかだと思う。

N（大阪） 南北のイデオロギー問題もあるのだが、日本人として南北統一にどうかかわっていけばよいのか。

中塚 大変むずかしいのだが、原則的に分断に同調しないということだろう。日本がもう少し早く降伏していれば、分断はなかったのだという日本人の自覚が大切だと思う。

第2分科会

教育課題

問題提起1

『教室の外へ飛び出そう！
さあ、フィールドワークへ！』

万代幹子（島本町立第1中学校）

問題提起2

「大阪府立学校外国人教育研究会」結成の意義と
教材の作成

船越 満（大阪府立学校外国人教育研究会）

参加者数 25名

問題提起1 教室の外へ飛び出そう！ さあ、フィールドワークへ！

Tについて

在日韓国人3世で、小学校から本名で通学している。小学校時代は、人前に出て目立つことはあまりしなかった。授業中、韓国の話がでると、自分から口をはさむこともあった。中学校に入ってから、拡大学級委員になり、積極的に人権問題にかかわるようになる。1年時は、まだ少し表に出たがらないところもあったが、次第に自信をつけ、解放子ども会の生徒とともに活躍できるようになってきた。

「障害」者問題と取り組んで

T「僕は生まれたときから在日韓国人3世

という立場で生まれた。今まで差別されたことないけど、小学校の時に初めて、差別とか人権のこととか習った。あ、僕も差別されるかもしれんなあと思っただけで、あんまり関係ないんとかうかと思っただけやけど、最近自分が大人になったときに自分の仕事とか、他の人からどう見られるんやろとか心配になる。それと、近い話やと、高校生になって、今みたいに（自分の立場を）言ったら変に思われるんとかうかなと思う。だから、みんな偏見を持ってほしくない。急に変な話になったけど、僕もSもTもハンデを背負っているけど、友達としてとらえてくれたら、嬉しい。」

部落史からフィールドワークへ

2年時には部落の歴史を学ぶということ、学校態勢のなかで継続的にしてきている。しかし、受け身の授業のなかで学習する

だけではなく、フィールドワークに出かけて行こうということになる。学年全体を5つのグループに分けて、下記の5カ所について調べるようになった。

タチソに行った感想

T「…前略… 僕はなぜか今なお社会で差別されている在日韓国人3世として日本に生まれた。タチソで僕は、当時の人達や、炭鉱で働いていたと聞いた僕の祖父を思って、とても息苦しかった。戦争をすると判断が狂ってしまうのだろうか。多くのアジアの人達が死んだ。…後略…」

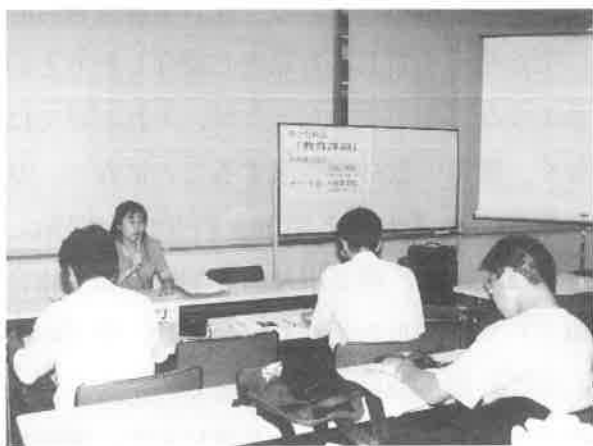
他の生徒「私はタチソのチームでずっと強制連行されてきた朝鮮の人達のことを勉強してきた。日本人がウソをついたこととか、外国人の人達だけ強制連行されたとか、知らなかったことが勉強できた。一番心の残ったのは、日本人が他の国々の人達の人権を無視してきたことだった。…後略…」

「いじめ」についての学年集会で

T「僕だって、韓国人だってことをみんなの前で言うのに、勇気がいった。だから、（いじめのことをいうのも）勇気がいると思う。」

3年時の平和集会

T「日本ではほんとうにあんまり日本人が



やられたことしか勉強してないんだなあって思った。南京大虐殺がなかったという人は一度中国の資料館とかに行ってみないといけな。日本がやったことも歴史でちゃんと教えるべきだ。それを知らずに、「平和」とか言ってる場合じゃない。」

S「過去に日本人がしたことについて、何考えてんねんと思った。Tは韓国人で、みんなそれは知っている。でも、日本のしてきたことを見て、Tのことを考える奴はどれくらいいるか。この問題は日本人のおれらにとっても考えなければならないし、Tも考えていなくてはならない。」

1年生のときは、「韓国のこと言わんといてな」から始まったが、友達との関わりや人権学習を重ねるうちにTも成長し、自分の立場を明らかにしながら平和集会のような場で自分の意見を言えるようになった。今後、進路という壁を乗り越えなければならないが、共に考えがんばっていきたいと思っている。

質疑応答

M（福岡） これまでの交流集会でも、取り組みのなかで子どもがどう変わっていったかという報告は何回か聞いてきた。子どもの様子は見えるが、教師も共に変わっていくという関係はどうだったのかということを知りたい。

万代 自分自身、友達と話す中で、「自分たちは教わってこなかったなあ」ということに気づく。また、学校のなかで取り組みはしてきているが、自分もT君との出会いがなければ、頭の理解はしていても心の理解はなかったかなあと思う。それまで、在日朝鮮人生徒を担任したこともなく、向き合うこともな

かった。始めは気負いだけが大きく、空回りしていたように思う。Tの母親やSの父親と話すなかでかわってきたのだと思う。具体的にこう変わったとは言えないが。こういう仕事してて良かったなあと言えるようになったのが変わった所かなあと思います。

K（奈良） さきほどの質問とも重なるが、取り組みを教師同士どう共有したか、また、学校から地域へとどうつなげていったのか。また、在日朝鮮人であったり、被差別部落出身の子であったり、「障害」をもった子を中心にすえての取り組みの中で、当のその子に負担になっているようなことはないだろうか。

万代 通名で通っている場合も教師はその子の国籍を把握している。Tの妹が1年にいる、彼女は自分のことをオープンにしているが、もうひとり通名で通っている子がいて、その子にとっては負担に感じるところがあるように聞いている。だから、そこからどういう取り組みをしていくかということが課題であると思う。そのために、本人はもとより保護者ともていねいに話をしながら、進めてきた。

O（大阪） いい雰囲気に取り組まれているなあと思いながら聞いていた。親の存在も大きいだろうと思うが、保護者の対応も聞かせてほしい。また、卒業までのイメージをどうもっておられるのか聞きたい。

万代 父親は仕事の関係であまり家にはいないので、話せていない。母親は、町内6校の保護者の集まりにもサラッと参加している。民族のことも自然に話ができていたのだと思う。卒業までのイメージということだが、いろんなクラスで彼らのことが自然に話題に出

る。例えば、あるクラスで「いじめ」があったときに、「そんなことあかん、部落問題勉強したやろ」というように。また、7月の学年集会のときに、高校進学の話が話題に出て、他人をおしのけてでもというような意見にたいして、「障害」をもった仲間が居るやんかと言った子もいた。こういう子たちが仲間と共に進路を見つけていってほしいと思う。

問題提起2 「大阪府立学校外国人教育研究会」結成の意義と教材の作成

大阪府立学校外国人教育研究会（以下「府立外教」という）は、1992年7月に設立された。同時期に各行政区単位に「市外教」ができた。それらの母体になるのが、「府外教」である。設立の目的は、その名がしめすように外国人教育を推進していくためにある。「府立外教」には、各校から募った研究部員による4つの研究部会がある。「教材部会」「自主活動部会」「進路保障部会」「新たな渡日生徒の問題について考える部会」がそれである。

今回の報告はその中の「教材部会」の活動についてである。当部会の初めのころの活動は、テレビ番組のなかの「在日朝鮮人教育」に生かせそうなものを録画し紹介したりというようなことが中心だったが、それだけではなく、独自の教材を作成することになり、93年度から『大阪と朝鮮』の作成を開始した。これには、神奈川県高等学校教職員組合編『わたしたちと朝鮮』（公人社）や『埼玉と朝鮮』編集委員会編『くらしの中から考える…埼玉と朝鮮』などを参考にした。現在ひ

と通りの原稿の検討を終え、関係諸機関・諸先生に原稿集を提出し、意見を求めているところである。今年度秋の出版を考えている。

質疑応答

M（福岡） 教材集ができあがったら、全員に配布されるのか、また、どの教科で実践されるのか。

船越 「にんげん」のように全員配布はおそらく無理だろう。関心のある人に買ってもらうとか、図書室で買ってもらうということになるだろう。活用としては、マスプリをしてホームルームや社会科あるいは国語科などで使うということになるだろう。

討議

▼活動をすすめるために、教師が自主的に関わっていくという面と、行政が指針を出して研究が進められるという部分と2つの動きが必要になってくると思う。「府外教」のになう役割はますます大きくなるだろう。

▼「岬町の追悼集会」については、岬町外教に話をもちこみ、町外教の会長を実行委員長

にすえることができた。その結果、会場も地域の学校を使えるようになったし、地域にも集会の案内をしてもらうこともできた。また、岬町教育委員会の後援を得ることもできた。これに、町外教の果たした役割は大きかったと言える。

▼在日朝鮮人教育にとりくむのは「意識のある教師」だけで、今もって少数派であると思うが、こういう取り組みがどう広がるかということが見えて来ない。

▼過去においても今も少数派であるだろうと思うが、子どもたちから学びながら実践していく人がふえてきた、思いを共有できる仲間が確実にふえていると言える。また、地域にたいしても、町外教の活動により少しずつだ根を下ろしつつある。

▼クラスのなかの取り組みで非差別の子がなぜがんばらなければならないのか。むしろまわりの日本人の生徒がどう受け止められるかということが問われなければならない。

▼歴史教育などの実践をする注意点として、在日の子どもたちのまわりにいる「日本人のこども」にどう伝えることができたかということが来年への課題と言えるだろう。

第3分科会

日本軍「慰安婦」問題について

テーマ 〈日本の戦争責任と戦後補償〉〈民族差別〉〈性差別〉の視点から、
日本軍「慰安婦」問題の現状と課題について

報告1 日本人の心の軌跡50年

―「従軍慰安婦」問題と日本人の精神土壌について―

志水紀代子（追手門学院大学教授）

報告2 ドキュメンタリービデオ「クレドサラフツチ・

それでも生きた」制作にあたって

―在日・女・朝鮮人の立場から―

鄭美由紀（朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会）

サブレポート 教育実践（現代社会の取り組み）

康由美（大阪情報コンピュータ高等専修学校）

参加者 約60名

報告1

いまなお、多くの国において従属する性、「第二の性」である女性、民族・宗教・文化の相違、国家の枠等の中で幾重にも差別され、その性を蹂躪され続けている。これまでの人類の歴史は男性の歴史であり、その裏面にある女性の「性」はその複雑さ故に抑圧され、虐げられ、沈黙させられてきた。これは現在進行形の問題である。

そうした女性の苦難の歴史は、女性たちによって共有されてきたとはいえない。女性同

士が敵対し、排除しあい、反目しあってきたことのほうが、はるかに多かったのではないだろうか。抑圧される者は、抑圧されるが故



に、さらにより弱者を抑圧するという構図は、いつの時代にも存在する。これは、日本とアジアの女性たちの間にわだかまってきたもの、本来、戦後の日本女性が自ら歩み寄り、ともに構築していくべきものであるにもかかわらず、そのすべもないままに半世紀を過ごしてきたことが、紛れもない証だといえないだろうか。

被害者意識に立つて行われてきた第二次大戦後の日本の平和運動の経緯は、その行動に間違いがあったとは言えないまでも、加害責任を掘り起こすことなく行われてきたが故に自国中心主義的であり、ドイツの戦後の軌跡に比べて、あまりにもその格差が大きかったといえる。

また、私たちは特殊日本的な性風土、「廓文化」の根の深さに気がつかねばならなかったのではないか。その問題が今日の海外買春ツアーの隆盛と、それに対して暗黙の同意を与える「貞淑な日本女性」の見識につながる。それは、アジアからの客人に対する排他的な応待につながっていく。私たちには、このような自覚があるのかどうか。夫や国家に従属する性ではなく、自らの性を生きる自立的な人間として、自らの痛みの中から個を個として認める原点に立つ新しい日本人のあり方を、地球家族の発想に立つて考えていかねばならない。

国民は国家に帰属するが、「一民族一国家」意識が日本において形成されたのは、近代100年の間であった。その中で、女性自らが従属する立場での性、つくられた状況の中で、支配しやすい精神構造の中に組み込まれていったのではないか。近代の日本は「市民国家」ではなく「国民国家」であり、それが

「アジアの日本化」という侵略戦争に結びついていった。この「汚染」された精神神造の中で私たちが生きてきたことに日本人自らが怒りを持ち、正しく歴史を確認する必要がある。

「人権」は生まれながらの権利であるが、人権尊重とは、つきつめれば社会的正義の概念といえる。日本においては、社会的正義はしばしば「社会的通念」で代用されるが、その場合、しばしば混同される「寛容」と「無関心」の違いが重要となる。多数者の一員であることは、少数者の権利の切り捨てに鈍感になりやすい。

寛容さが求められるのは、自分が同意できず、嫌悪さえおぼえる考え方や感じ方に対してであって、「心の底では外国人も日本人と同じ考えや感情を持つはずだ」という日本の通念で外国人を語ることではない。甘えの中でまやかしの優しさに幻想を持つのではなく、個人を等しく尊重し、異文化、他文化共存に対して寛容であり得る強靱な精神を育てるために、国に対する対応や、何が必要かを考えるべきだろう。

報告2

I. ビデオ制作までの経過

いま、自分たちに何ができるのか、何をする必要のあるのかを考えた。

- ①真相解明
- ②補償・謝罪請求
- ③歴史教育の徹底、歴史認識の転換
- ④被害当事者への支援の問題点

の中から③に重点をしばって検討した。

理由は、「授業で取り上げたいが、むずかしい。どう教えていいかわからない」という

声が多かった。成人の中で、歴史を知らない人が多いことがわかる。植民地支配時代の歴史、日朝関係の歴史を知らない。そこで、中・高校生でも理解できる教材ビデオをつくらうと決定。

II. 制作の視点

在日朝鮮人女性の視点から「慰安婦」問題の本質を明らかにする。

ハルモニたちの生き様＝自己の尊厳をかけた闘いの姿を伝える。証人の姿を残したい。

歴史をありのままに伝える。映像、写真、公文書、証言などを通して、具体的に描く。

III. 内容

第一部 歴史編

日本の侵略戦争と植民地支配の中で制度化された国家的犯罪を明らかにし、歴史的事実をまとめた

- ・なぜ、朝鮮人女性が「慰安婦」にされたのか

- ・「慰安婦」制度の歴史的背景と実態

第二部 現代編

過去の問題としてではなく、現在も続いている問題として、今日の「慰安婦」問題をとらえ直し、これらの根本的な問題解決は何かと問いかける

- ・戦後賠償問題
- ・民族問題
- ・女性問題

IV. 制作を通して（構想から完成まで2年）

93.4—シナリオ作成

- ・中高生を対象にしているので、わかりやすい言葉で事実を伝えるのに苦心した

- ・資料・写真・映像・証言などの収集。日本政府の資料公開、残っている資料の少なさに、真相解明の緊急性をあらためて痛感

- ・編集、ナレーション撮り。被害当事者の声をありのままに伝え、姿をうかび上がらせる

ようにした。

- ・取材先

韓国：ナヌメチップ（ハルモニたちの共同生活所）日本：長野県松代市、奈良県天理市柳本、東京、京都、大阪

95.3—完成

V. 上映後の感想

制作の意図がよくわかる

歴史的背景と現代の問題との関連性がよくわかる（二部構成のため）

戦後補償・従軍慰安婦問題・女性の人権問題として組みあわせてあるので、よくわかる

VI. 民間基金に対してのハルモニたちの意見

- ・国家責任を回避したものは撤回しろ！

撤回するまで闘うぞ

- ・日本の国民からのお金（民間基金）を受けとるいわれは一切ない。

- ・物乞い、乞食扱いをするな

- ・日本国内で「日本政府は謝罪と補償を」という運動をもっとしてほしい

☆残された課題を整理し、『「民間基金」反対！国家による謝罪と補償』ビデオ作成（上映10分）☆「朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会」

1991年5月、在日朝鮮二世・三世の女性が集まり、活動を開始。講演集会、自作自演の創作劇公演（91.9～94.7 全国11ヵ所）。奈良県天理市柳本慰安所現地調査、署名活動、資料集発行、各団体・学校での講演。韓国劇団ノリペハントウル「声なき挽歌」日本公演（93.10～11全国13ヵ所）など、様々な活動を通して「慰安婦問題の本質を見つめ、真の解決を目指し、活動を展開中。

意見交換

・中高校生が習っていないという。知らなかった、知らせなかったことが問題だ。教育現場での教材づくりをしてほしい。

・「民間基金」は定住外国人を排除しようとしている表れである。

・「民間基金」は政府ではなく、民間がしているような形をとり、反対してきた団体も入っている。呼びかけ文には高齢化がいわれているが、日本の国家・政府の責任を免罪する形になっている。形だけの予算を組み、謝罪抜き、賠償抜きの見舞い、一時金の形をとる本質をみなければならない。「民間基金」推進に暗躍しているのは数名の弁護士である。ハルモニたちの「死んでも受けとらない」という気持ちを受けとめ、運動を拡大し

ていく必要がある。民衆レベルで政府の方針を変えていかなければならない。

・ハルモニたちの反対の声は当事者の心を動かしている。貧しいので、少しでもお金があると助かるとの声もあるが、「私」の真相をはっきりしてほしいという意見が多い。お金のために名乗り出ていると思われる。

・（お金がからむので）運動をしている人、当事者たちが分裂を始めている。

・「慰安婦」問題を中学のときにビデオで知った。避けたいと思ったが、運動にかかわり、避けずに見ることができるようになった。女性としての最後の生きざまを伝えていきたい。

第4分科会－A

調査・研究・保存

報告1 大阪築港での中国人強制連行を掘り起こす

松岡環（大阪・中国人強制連行を掘り起こす会）

報告2 日吉台地下壕保存の取り組み

寺田貞治（日吉台地下壕保存会）

報告1 大阪築港での中国人強制連行

中国人強制連行については、在日中国人で民衆史研究家のリ・ハクヨウ氏が先駆ですが、約4万人の中国人が日本に強制連行されています。「満州」にはその約200倍の強制連行がありました。

大阪での中国人強制連行は、フジナガタ造船所、アジカワ、カワグチ、築港港運という4つの事業所においておこなわれた。ここで、約1000人以上の強制連行が、華北地方からあった。今回は、このうちの戦中の統制会社であった築港港運のケースを調査、報告します。調査には、華北大学の研究者と学生のサポートをえることができました。まず花岡関係者、ついで広島での体験者を尋ね歩いた。そして、大阪などの強制連行関係者を10人確認した。セッカ省では、今冬、大阪の強制連行体験者を4人確認した。

強制連行された人の日常、生活というのは、長時間労働、空腹、非衛生的、日本人の暴行に象徴される。また、強制労働の現場での死者も多く出ているが、捕まる前に、その

10倍の死者が出ているのではないだろうか。なぜなら、中国の民衆は日本に抵抗するし、非協力的でもある。八路軍でないものでも、日本軍が捕らえ、憲兵隊による拷問の結果、八路軍の兵士に仕立て上げられる。

この時の日本軍が、110師団。華北侵略部隊で、「三光作戦」という、抗日根拠地の軍人、民衆を包囲殲滅する作戦の実行部隊にあたる。1932年以前は、「男は皆殺し」という命令だったが、満州への強制連行が始まると「使える男は殺すな」という命令に変わった。

強制連行の対象となった八路軍の兵士は、石門勞工訓練所という、俘虜収容所がある



が、ここに収容される。これが本来、労働者としてはならない戦争捕虜を、労働者に仕立て上げるブラックボックスの役割を果たしていた。これは、ジュネーブ協定違反に当たる。しかし、日本は中国人は交戦国ではないという理由と、中国人はどう扱ってもいいという理由で、非人道的な扱いをする。この勞工訓練所跡は、昨年の夏から冬の期間に、それまで残っていた日本人宿舎跡が壊されていた。日本の残虐行為を伝えるものが、開発の名のもとに次々と壊されている。

ここでは、毎日2～30人の死者が拷問、衰弱の結果でている。そして、ここから中国内を移動する列車の中でも死亡者が出るし、日本へ移送する船の中でも死者が出る。そして大阪へくる。

大阪築港での強制連行の体験者については、その多くが死亡しているし聞き取りをしても最初はなかなか何もしゃべってはくれない。しかし、徐々に口を開いてくれたところによると、食事は粗末な小麦粉で作った蒸しパンと、豆粕などしかでない。飲み水も、食事中に缶詰のお椀一杯しかでない。そのお椀がない人は、手で受けて水を飲むしかないとのことだった。服は一度しか支給されず、麻袋をぼろの夏服の下に羽織って寒さをしのいでいた。靴もなく、木ぎれやゴムタイヤのきれはしを使った手製の靴だった。布団も、中国を出るときに与えられた絹の生地にも木の繊維のようなものが入ったものだけ。空腹で動けない労働者を、日本人の監督はしょっちゅう殴り、死亡者も多く出る。それでも、死亡診断書には「病死」などの、でたらめな死因が記入される。しかし、証言者は撲殺されたことを鮮明に覚えている。風呂や衣服の洗濯

は一度もない。そのため、垢まみれになるし、中国と大阪の気候の違いもあって伝染性の皮膚病（疥癬）にかかる。そのため、肌は血と膿まみれになる。労働現場へ連れて行かれる途中、日本人民衆に鼻をつまんで臭い臭いと言われた。一つ5～80kgある荷物運びが仕事で、一日12～16時間労働だった。荷物の中身は穀物や鉱石などで、中国から運んで来たものかとも思われる。こぼれ落ちた穀物をすきを見て拾い食いして、空腹をしのいでいた。築港での荷役がないときは、一般工場での荷物の上げ下ろしをさせられた。

資料面の掘り起こしについて

◆報告：桜井

これには、①生存者の証言②証言を実証する資料調査・研究という2つの柱がある。花岡事件問題での資料調査で渡米した際、アメリカ国立公文書館で大阪関係の資料を発見した。大阪でも、築港の「華工管理事務所」の人間が、BC級戦犯として裁かれたという事実を知った。

それまでには、1950年代に強制連行者の遺骨発掘、送還の市民運動が広く闘われ、その際に外務省報告書、事業所報告書がもとになった資料集がガリ版で発行されたこと、その資料集を10年前に明石書店が復刻していたこと、この2点しか分かっていなかった。

そこで、大阪女子大の松田氏に継続調査を依頼、昨年8月に直接資料を発掘した。これは、外務省作成のため、委託先の名簿＝事業所報告書が出てくる。これを、昨年NHKと共同で調査、「幻の外務省報告書」という番組になった。この事業所報告書が出ることで、細かな数字が分かるようになった。

安治川沿いに事務所が並び、そこで港湾荷役の仕事をしていた。この仕事は、軍事上も重要な仕事で、管理事務所が更にほかの会社に下請けに出していた。そのため構造が複雑であり、今後の調査が必要とされる。

強制連行された人の証言によると、食べ物盗んだ人が日本人の監督にリンチを受け死亡した、空襲後の点呼に遅れた人が殴られて死亡したという話が出てくるが、事業所報告書では、どちらも病死という形に書き換えられている。この点も分析し直す必要がある。

今後の課題として、①真相究明（これは、大阪府の人権平和室に依頼したのだが、それ以降一向に音沙汰がない）、②謝罪、③公的文書に残し後世への戒めとすること、④補償という4つがある。生存者の話を聞くことから、その要求に対し、どう応えていくのかということが今後の課題だ。この夏に中国を訪れ、大阪の体験者の証言を聞く、そして日中共同シンポジウムで研究成果の報告をおこなう。

報告2「日吉台地下壕」保存運動について

慶応大学キャンパス内に3カ所の地下壕があり、いずれも朝鮮人労働者が関与している。1944年の2～3月に軍令部第三部（情報部）が日吉へ移転してきた。対米戦を見据え、組織強化のため、学生の少なくなった慶応大学にやってきたのだ。そこで、B29による空襲を逃れるため、地下壕を作る必要があった。ここは、電波の受信状態が非常によい場所だった。

地下壕建設の過程を整理すると、

1944年7月 第300設営隊が着工

8月15日 第301設営隊（1500人）

が連合艦隊司令部の緊急

地下施設を建設

9月末 作戦室、通信室、暗号室

完成、司令部が日吉に移転

となる。

第301設営隊の移動、東京駐屯施設事務局編成の隊が、鉄道工業株式会社を協力作業隊として日吉にやってきた。「日吉部隊」と呼ばれ、全くの秘密部隊だったのだが、空からは丸見えだったので、3度の空襲を受けた。連合艦隊司令部の業務は、沖繩戦、レイテ沖海戦などの指令をおこなっていた。そして本土決戦に向けての指令系統の統一のため、総司令部となった。

日吉部隊の約2000人の労働者のうち、少なくとも700人が朝鮮人労働者だった。現在のテニスコートのあたりにバラックの飯場を作り、生活していた。ほかにももう1カ所あった。兵隊の設営隊員では、5人の死亡が確認されている。しかし、朝鮮人、日本人の民間人の死亡者は確認されていない。また朝鮮人労働者の生存者は、敗戦後ほとんど全員強制送還となった。

朝鮮人労働者は、近所の家に食べ物を求めてやってきていた。日本語ができなかったということなので、強制連行された人だろう。この証言をしてくれた人は、あまり朝鮮人労働者のことを詳しく語っていただけなかったので、これ以上はわからない。また、掘り進むなかで、多くの落盤事故が起こっている。その、最も危険なトンネルの先頭部には朝鮮人労働者が従事させられた。これは、設営隊

の司令官の証言で分かっている。書類は、敗戦後に焼却したので残っていないとのことだ。また、近所の人が、夕刻にトロッコに乗せられてトンネルから出てくる棺桶をよく見ている。「落盤でレールに顔をぶつけ、歯を全部折り、このままでは死ぬと思って逃げてきた。食事は人間の食べるものではなかった」との朝鮮人労働者の証言がある。しかし、現場監督の子どもで、当時手伝いをしていた人は「それほど悪い食事ではなかった。間に朝鮮人の飯場頭がおり、現場の様子がうまく伝わらなかった」と証言している。

1988年に「保存会」を結成、調査・保存運動をおこなっている。しかし、体験者が強制送還され調査は非常に難しい。県と市に史跡としての保存を要求している。今回、文化財保護法が変わり、これまで明治以前の史跡にかぎられていた保護の対象が、敗戦の日までの史跡にまで範囲が広げられた。これを武器にしていきたい。

1992年から3回にわたり、謀略秘密基地「登戸研究所」グループと共同で、「平和のための戦争展」を開催した。

今後は、保存、見学のための整備、資料館の併設などを目指していきたい。

質疑応答

Q：日吉台で、朝鮮人労働者にごはんを食べさせてあげた家に、戦後、その朝鮮人から手紙がきたという話について。

A：朝鮮戦争後まではきていたそう。よほど親切にしていたのだろう。当時、直接朝鮮人労働者と接触した人は、「朝鮮人は礼儀正しかった」といっている。しかし、「戦中、

朝鮮人が牛泥棒をして、地下壕で食べていた」というウソを信じている人が多くいた。

Q：他のところでも、牛の話は出ているが、これは事実でもある。「アメリカ軍がくれば、牛を食べられるので、自分たちで食べてしまえ」と、村民と共同で密殺した例がある。

A：日本人が売りにいって、一緒に食べる。なのに、あとで朝鮮人だけのせいになる。また、日本の設営隊ですら、食料が粗末で、「これなら死んだ方がまし」といっていた状況にあった。朝鮮人はいわんやで、仮に盗むということがあったとしても、それを非難できるのか。

Q：日吉台について、2,000人の労働者中、700人が朝鮮人だということを裏付ける資料はあるのか。

A：慶応大学出身の主計将校の証言があった。しかし、その人も、資料はほとんど焼いたと証言しておられる。朝鮮人のことはあまり語らず、ようやく人数だけ確認できた。

Q：第301設営隊が、その後松代大本営建設工事にいったという話について。

A：資料としては、そのことは残っています。

Q：日吉台の工事は完成していたのか。

A：完成はしていたが、利用したのは一部にすぎず、他は倉庫になっていた。一部では、飛行機も作っていたが、ほとんど役に立つ物は作れなかった。敗戦の日まで、労働者の増減はありながらも、労働者は留まり、作業は続けられた。

Q：地下壕保存に向けての運動の見込みはどうか。見学者の出入りなどは可能なのか。

A：慶応は、一応の意義は認めている。しか

し、独自に保存する意志はない。行政から声がかかれば考えるといっている。しかし、行政は、「慶応」が乗り気でないというなど、互いに責任をなすり付けあっている。

意見：せっかく中国人強制連行問題が提起されているのだから、このテーマについての論議を深めていきたい。

Q：今後の課題としてあげられた、4点のうち、進んだ課題はあるか。

A：どれも進んでいない。加害の当事者である統制組合が、一体どういう性格の組織なのかということについての調査を大阪府に依頼

したのだが、大阪府は「話を伺った」ということに留まっている。政府と、統制組合に加わっていた企業を対象として絞っていきたい。今。中国では被害者自身が別の被害者を捜していこうという運動が広がっている。それを支援しながら、追求の声をあげていくことが必要という課題があがってきた。生存者の証言、要求に応えとりくみを地道におこなっていかなければならない。大阪の側の史跡は、すべて水の中に埋まってしまっていて、一つも残っていない。

第4部会－B

調査・研究・保存

報告1 山口県朝鮮人強制連行真相調査団の活動（VTR）

報告2 朝鮮人の労働現場を追って
－1910年代の広島・因島の場合－
内海隆男（広島の強制連行を調査する会）

報告3 「高槻地下倉庫」工事と朝鮮人労働者
－戦時建設業における労働力動員－
坂本悠一（九州国際大学教員）

報告1

発表予定の金静媛さんが、参加できないため、急きょ送ってもらった真相調査団の活動をまとめたVTRをみる。

VTRの内容は、宇部市、平生町、光市、徳山市、防府市、下関市に残る強制連行・強制労働に関する遺跡をめぐるバスツアーのようすである。

報告2 朝鮮人の労働現場を追って －1910年代の広島・因島の場合－

1939年から45年が強制連行になるが、1910年の韓国併合と1914年からの第1次大戦での好景気のなか、1917年から全国的に朝鮮人の数が多くなってくる。国家が斡旋しているわけではないが、これを在日朝鮮人が形成される第1波と考え、調査した。

調査方法は、どこの都道府県にもあると思

うが、内務省が主幹となってつくらせた「広島県人口統計書」から年度別・郡市別朝鮮人表をつくり、変化の大きい地区で聞き取り調査をした。つぎに、当時の新聞から、年代別に「因島関係の新聞見出し」をまとめ、朝鮮人の労働現場の地図を作っている。その報告書を今年度中に出す。

因島の場合、1917年5月31日の中国新聞に因島の朝鮮人関係の最初の記事として、言葉が通じなくて喧嘩になるという記事が出ている。「大阪鉄工所因島工場」の労働者は1915年の560人が1916年に3800人に増えているが、1916年から1917年に因島に朝鮮人が来ていると考えられる。同新聞の同年11月30日の記事からは、「工場職員の朝鮮人五百二十名」の存在と、「兎角逃げ出さんとする」労働の厳しさが読み取れる。

1918年3月1日の芸備日日新聞には、

500余名の朝鮮人住宅を移動させ、跡地に遊廓を建てる計画に、広島の人権団体が反対するという記事がある。逃げ出そうとする労働者の引き止め策であろう。

最後に、1918年の因島の米騒動は、朝鮮人のみが立ち上がっているが、今までの米騒動の研究は、10年代の朝鮮人は少なく留学生が多いということで、被差別部落との関係で書かれている。朝鮮人に注目してみれば、今までわからなかったことがわかってくと提案があった。

質疑応答で、1917年に因島にいた500余名の朝鮮人が、「朝鮮で募集した」のか、「朝鮮人の人夫頭・監督のもとに統率された労働者が移動してきた」のかについて論議があった。報告者からは「全国的にも増えているから、国内の労働現場から移動してきたのではないだろう」と回答。解放後、その人たちはどうなったかの質問には、「行政への文書公開を求めて、さらに追及していきたい」と、まとめられた。

報告3「高槻地下倉庫」工事と朝鮮人労働者 一戦時建設業における労働力動員一

報告のねらいは、「タチソ」調査における主観主義的歴史解釈の批判と、戦時建設業における労働力動員に関する仮説の提案の二つ。

主観主義的歴史解釈とは宇津木秀甫さんの見解で、それに異議を唱える。ひとつは、宇津木さんの「高槻地下倉庫は工事ではなく、タチソ作戦という軍の作戦である」との主張は、本土決戦の中身や全体から考えて、軍にその構想はなく、「地下倉庫」（軍司令用、地下工場用、いずれにせよ）は防空施設

であるという点。ひとつは、朝鮮人労働者の人数に関わる問題で、この報告のメインテーマ。宇津木さんは3万とか5万であると主張されているが考えられない数字である。その根拠として、「動員労働力の区分」「中心となる間組配下の土木労働者＝朝鮮人」「人口統計」「朝鮮人労働者の動員形態」をあげて説明。朝鮮人労働者の人数については、アメリカ戦略爆撃調査団が報告した3500が、確定的で証明された資料ではないが、ほぼ妥当である。

一口に朝鮮人労働者といっても、すでに住んでいる人、募集、官斡旋、徴用された軍属というさまざまな種類の労働者が投入されている。私は量的にみるかぎり、いちばん多かったのは、集団移入者（強制連行という言葉を使えば、あえて集団移入という当時の言葉を使う）の500名で、家族を含めて3500名という全体からすると、その比重は「在日朝鮮人」であった人に比べると少ないことになる。軍工事＝朝鮮人労働者＝「強制連行」という今までの図式の再検討が必要と問題提起。質疑応答では、米軍の資料・人口調査の資料などの正確さについて、「幽霊人口」の問題や、国勢調査方式の問題点が論議された。また、3500という人数に家族を含むのか含まないのかの論議もあった。福岡からは、筑豊で調べると家族呼び寄せ制度の文書が出てくる。こういうことの調べなければ、労働者の数か家族を含むのかはわからない。根拠のある資料がないと捏造も起こりうる。自分の考えに固執してはいけないとの指摘もあった。

第5分科会

補償請求状況

報告1 鄭商根さんの戦後補償裁判

—在日の戦後補償裁判の現状と展望—

在間秀和 (弁護士)

報告2 戦後補償、「恩給法」裁判(京都)

斎藤正樹 (シベリア抑留「国籍差別」裁判を支える会)

参加人数 約50人

報告1 鄭商根さんの戦後補償裁判

—在日の戦後補償裁判の現状と展望—

国側は、援護法の適用には国籍条項・戸籍条項があり、旧植民地出身者に対しては適用外であり、1965年の日韓請求権協定によって両国間の補償問題は解決済としている。

争点としては、援護法適用における国籍条項・戸籍条項は国際人権規約及び憲法第14条に違反。この訴訟を通じて、援護法・恩給法のどちらにも共通して旧植民地出身者に対する排外意識を裏付けとした日本の動きが戦後の歴史から明確になってきている。

1910年 日韓「併合」条約締結

1923年4月 恩給法施行(国籍条項)

1945年8月 日本敗戦

1946年2月 恩給法・軍人恩給廃止

1952年4月19日 民事局長通達→

サ条約発効に伴い日本国籍喪失

4月28日 サ条約発効

4月30日 援護法公布・施行

(国籍条項・戸籍条項) 4月1日

に逆上って適用

1953年8月 軍人恩給復活

(軍人：恩給法、軍属・準軍属：援護法)

1962年9月22日、10月29日

厚生省援護課長通達

自らの意志に基づかない国籍喪失は国籍条項で排除されない → 「帰化」により戸籍条項クリア

1965年6月22日 日韓請求権協定締結

(効力発生は12月18日)

無償3億ドル、有償2億ドル

「完全且つ最終的に補償済」

第2条(2) a → 在日には適用除外

1966年11月30日 厚生省援護課長通達

日韓請求権協定の主旨から、1965年6月22日以降は帰化しても援護法適用せず

1971年1月19日 韓国「対日民間請求権申告法」

1974年12月21日

韓国「対日民間請求権補償法」

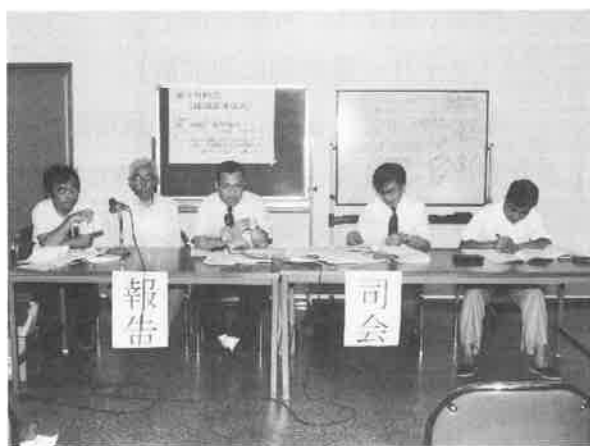
1993年5月12日 厚生省援護課長通達
従来の国籍条項の解釈変更→国籍条項
により排除

報告2 戦後補償、「恩給法」裁判 (京都)

「恩給」は、軍人として一定の期間を勤め
終えた人やその遺族に支給され、その額は、
軍隊当時の階級と期間の長さによって支給さ
れるものである。

李昌錫氏の場合、1943年に徴兵され、
日本敗戦後8年間日本軍人としてシベリアに
抑留されたために計10年間は軍隊での生活
をしていたことになるので、他の多くの在日
韓国朝鮮人とは異なり「恩給法」の訴訟と
なった。

裁判の争点として、①本人の意志に基づく
帰化等による国籍喪失ではないので、恩給法
第9条で唱われている国籍条項にはあたらない。
②国際人権規約B規約第26条に反す
る。の2点である。また、恩給法には附則に
よる戸籍条項がなく、国籍条項のみで排除さ
れているのが他の援護法訴訟とは異なる点で
ある。



意見交流

・鄭商根氏の裁判としては鄭氏の証言、田中
宏・金東勲両氏の証言が鄭氏の証言を整理す
る形となり、裁判官も非公式ではあるがいい
印象を持っているようである。ただ東京の敗
訴判決が先にでたことから、国側から特に反
対尋問もでておらず、状況としては難しい。

・1962年の2回の通達では、自己の意志
によらない国籍喪失は国籍条項で排除されな
いとしていたが、1993年の通達では自己
の意志に関係なく国籍喪失は喪失であるとし
ている。実際の援護法適用についてはこれま
でと特に変わりがなく、訴訟対策と考えられ
る。

・援護法に基づく補償の適用には法律改正が
必要となるが、別の補償としては可能性はあ
ると思う。援護法の適用ではないが、台湾元
日本兵戦死者・戦傷者の補償請求裁判では、
判決としては敗訴となったが、「このような
問題を放置しておくのは国家の重大な責任
だ」という付言をした。これにより特別立法
が制定され、台湾在住の元日本兵の戦死者・
戦傷者には1人あたり200万円の弔慰金・
見舞金が支払われた。この流れを見ると、た
とえ敗訴判決であってもその結びがどうなる
かで特別立法での補償はありうる。しかし、
現在においては何もない。

・軍人・軍属等の戦後補償がクローズアップ
されている中、独立運動に参加し治安維持法
違反で拘禁等された人のことが埋没された形
となっている。同じ日本の植民地政策にとも
なう犠牲者として何らかの補償請求を考えて
行かなければならない。

・憲法第14条と国際人権規約第26条とは

基本的には同じ差別を禁止する法律であり、憲法では「国籍」については列挙されていないが「社会的地位に基づくもの」として含まれていると解釈できる。一方、国際人権規約は市民的政治的権利に関する国際規約であり、国籍に準ずるものを前提としているが、内外人平等の原則が明記されており、どちらも差別を禁止する規定である。しかし日本の裁判所が、①国内的に効力のある国際法の解釈を日本の解釈に合わせている、②合理的な区別の判断は国会や行政が決めるとして自らが判断をしない、というところに問題がある。日本政府が国際人権規約の選択議定書に批准していないということがネックとなっているが、選択議定書に基づいて国連で取り上げられれば国際的な批判の対象となる。

まとめ

これまで戦後補償裁判を通してさまざまな問題点が浮かび上がって来ている。戦後50年が経過した現在においても、国籍による差別・区別が色々な分野で議論がされている。その裏付けとなる意識が戦前からの継続なのか、天皇に対する忠誠が尺度なのか。それらが明確になっていないなかで憲法解釈・国際法がどう影響しているのか。今後の日本の在り方を問う問題点がこの戦後補償裁判を通じてでてきていると思われる。

第6分科会

強制連行・強制労働と在日

問題提起1 40番地から…京都市南区東九条の歴史と展望 —住環境整備のたたかいを中心に—

宇野豊 (東九条松ノ木町40番地自治会事務局)

問題提起2 東京の在日朝鮮人集住地域・枝川の歴史

中沢康夫 (朝鮮問題を学ぶ江東区民の会)

参加者29人

問題提起1 40番地から…京都市南区東九条の歴史と展望

—住環境整備のたたかいを中心に—

報告は現地を撮影したスライドを上映しながら行われたが、ここでは配布された資料をもとに実態を紹介したい。

京都市南区の鴨川と高瀬川が合流する地点から700メートルほど北にかけて、細長い堤防の上に家が建ちならぶ。そこが東九条松ノ木町40番地だ。120世帯、約300人が生活を営み、住民の約8割が在日朝鮮人である。住居は幅の狭い堤防の上にあるため、

川の中や堤防の斜面に杭を打って土台としている所が多く、かつては水道も電話も街灯もなかった。

住民の職種はスクラップリサイクルや日雇い労働、土木、運転手などだが、高齢者の一人暮らしが多く、生活保護の割合も6割以上にのぼる。

40番地は、国が所有し、京都府が管理する鴨川河川敷にあることから、「番地がない地域」—「不法占拠」地区の別称として「0番地」と呼ばれた。その言葉には、ある種の陰湿な差別の響きがある。

田園地帯だった東九条村の風景が変わりはじめたのは、1877年に京都—神戸間に鉄道が開通してからのことだった。1918年には、京都市は東九条村を含めた15の村を合併し、1924年には東九条地区を工場地区に指定した。

京都では1920年に都市計画事業が決定され、1938年まで河原町通りの延長工事、東海道線の複々線工事、東山トンネル工事、鴨川の護岸工事、道路工事などが行われた。工事には渡航してきた朝鮮人が集めら



れ、その多くは駅に近い、京都最大の被差別部落と隣接している東九条に住みはじめた。

1931年の京都市の調査では、前年の陶化学区での「失業救済登録申込者数」は朱雀学区について第2位の619人で、うち朝鮮人が572人となっている。

現在の40番地に住宅が建ちはじめたのは、1950年代である。東九条では戦後も人口流入が続き、40番地より北の河川敷から東海道線のあたりまでバラック住宅が急増していたが、京都市は「国際文化観光都市京都の玄関口を汚す」として、バラックのクリアランス（撤去）にとりかかった。1960年代初期にクリアランスはほぼ終了するが、そのあたりから40番地の住宅・人口が急増する。

40番地（当時は「40番地」とはいわなかった）には数件の豚小屋があるほかは草が生い茂り、住居はなかった。しかし京都市がバラックを撤去し移転を強要した際、在日朝鮮人の法的地位の不安定さや、民族差別の状況を踏まえなかったため、在日朝鮮人住民はより条件の悪い南の鴨川河川敷、つまり40番地に移り住むことを余儀なくされた。

また、仕事の関係や住宅への入居差別ゆえに各地を転々とした結果、40番地にたどりついた在日朝鮮人も増えた。言い方を変えれば、日本社会の民族差別が在日朝鮮人を河川敷においやったのである。

行政は長年「不法占拠」をたてにして、40番地を施策の対象からはずした。住民は行政に対して、自治会を中心としてねばり強い取り組みを行ってきた。

特に1981年から82年にかけては、水道各戸給水を求めて数度にわたる行政交渉が

もたれた。40番地では簡易濾過器を使って井戸水を利用していたが、保健所から飲料水に適さないといわれていた。その水を1升瓶につめて市長室前で座り込むなどのたたかいの結果、1982年5月によりやく行政は各戸に水道を引くことを認めた。また電話を引くたたかいでは、京都府と電電公社の前で座り込みを行った。この他にも、街灯、生活道路の確保、高瀬川にかかる橋の設置など、生活するうえで最低限必要なものを求め、一つずつ勝ちとってきた。

このような取り組みの結果、行政も少しずつ認識を変えてきた。

1989年3月、自治会館で行政との交渉がもたれた。中心は40番地の住宅問題だった。住民側は歴史的経緯や社会的事情から、この地域に「当然住み続ける権利がある」と主張した上で、災害の危険がなく、しかも住民のコミュニティが活かされていくような住宅にするため、高瀬川を埋めた上にみんなが住める住宅をつくることを要求した。

1991年の秋に、行政から「歴史的経過をふまえて40番地問題の抜本的解決をはかりたい。具体的には、高瀬川をショートカットし、以南の部分の埋め立てで土地を生みだし、そこに住宅を建設したい」という回答が返ってきた。

91年1月には、京都市長と京都府知事の会談の際、国・府・市3者が一体となって取り組んでいくことが確認された。

92年の4月には、国・府・市3者でつくられた「鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部」が設置され、行政から委託された大学関係者が生活実態調査を行った。11月、行政が作成した40番地の「土地利用図」「住宅

配置図」が提示され、12月4日、鴨川川床の掘り下げ工事・高瀬川ショートカット工事が開始された。

93年から基本設計等に関する地元・行政との協議が行われ、10月に基本設計に関する一定の合意がなされた。しかし94年3月から工事に着手したところ、周辺地域で建設反対運動が起こったため、一時中断した。反対の理由は治水問題に対する不安などとされていたが、本音のところは「なぜ40番地だけがいい目をみるのか」という反発が大きかったと思われる。

しかし工事は95年3月に再開された。96年5月に南側の第1棟が完成し、その後、現存する住居を順次解体しながら2000年までに3棟建設する予定である。

40番地住環境整備にあたって、住民側の基本的な考え方は以下の3点である。

①40番地のコミュニティを育む—民族的生活様式・文化への配慮

②高齢者にとって気楽で生活しやすい空間の創出

③「閉じられたコミュニティ」ではなく、40番地から発信する街づくり

それぞれの考え方に対応した住宅の内容、デザイン、共用スペース・施設を整えることによって、「40番地問題の抜本的解決」の第一歩となり得る。

さらに、最も重要な点として、「基本的な考え方」を具体的に施策に反映させる取り組みを通じてより強固な住民の団結をはかることが、「事業後」の「コミュニティの創造」につながっていく大きな担保となっていくと思われる。

住民が「40番地の民族差別の実態と歴史

的経過」をふまえた住環境整備を要望し、行政がそれにこたえたことは画期的なことであり、住民運動の大きな成果だ。この成果は、40番地問題の解決にとどまらず、「差別のない、ともに生きることのできる社会」の実現に向けての大きな一歩になると確信している。その意味で、むしろこれからが本番だといえるだろう。

問題提起2 東京の在日朝鮮人集住地域・枝川の歴史

本年3月に「東京のコリア・タウン…枝川物語」（樹花舎 2200円）と題する本が出版された。東京江東区の在日朝鮮人史の記録である。これは、地域の中で在日の人々といかに連帯してゆくかということを考え、1981年頃から「朝鮮問題を学ぶ江東区民の会」を作り、活動していた市民たちが、1985年の指紋押捺問題を契機として、日常的な問題から「共生」ということを考えよう、その手初めとして在日一世の聞き取りを中心に、地域の朝鮮人の歴史を調べてゆこうという運動を開始して以降の記録である。行政当局の資料が少ないなかで、在日一世が高齢な今、聞き取りは急務である。この発表では、1986年に「江東・在日朝鮮人の歴史を記録する会」を結成するにいたった以上のような経過から始まった。

◇江東区の位置、歴史

東京都江東区枝川は、墨田川河口の埋立地に位置し、その一画に朝鮮人集住地域がある。江東区は戦前の深川区と城東区が統合された区であり、明治期以降の埋め立てで土地ができたところが多い。この地域は都心から墨田川をはさんで隣に位置するということ



で、商工業が盛んになり、また埋め立て、河川・道路工事の現場となり、労働力として朝鮮人が数多く住むようになった。そして1923年の関東大震災時には朝鮮人虐殺の一大現場ともなった。1920、30年代、全国的に在日本朝鮮労働総同盟が作られるなど民族運動が起きるが、一方融和団体である相愛会も活動を展開する。ここで注目すべきは、この地域の相愛会の指導者の一人朴春琴は、1932年、初めての、そしてただ一人の在日朝鮮人国会議員となった。

◇枝川集落の成立

1940年に開催される予定であった東京オリンピック（38年返上）のために、行政は塩崎、浜園周辺にオリンピック施設を造ろうとし、ここのバラックに住む朝鮮人たちの追い出しを図った。行政は新しい埋立地である枝川に簡易住宅を建てそこへ朝鮮人たちを住まわせた。1941年、こうして230戸、1000名前後の朝鮮人集落・枝川が忽然と成立する。人口の最大のときには2000名の人々が住んでいたが、皇民化政策を担った「協和会」が中心となって隣保館を造っていた。（これは戦後民族学校の校舎となる）

環境についていえば、ここはもともと埋立

地の荒れ野であり、すぐそばにゴミ焼き場、消毒場があったために最悪であり、ハエの大量発生や悪臭に悩まされた。当時の回想を聞けば、「ハエがたかって茶碗のご飯が真っ黒になる」、「白い洗濯物にハエがたかって真っ黒になる」といった有り様であった。

特筆すべきは、1945年3月10日の東京大空襲の時の出来事である。下町一帯が焼け野原と化した。住民総出の消火活動で枝川集落のみ消失を免れる。翌日から大勢の日本人被災者が押し寄せて来たが、住民は炊き出し、衣類・住居の提供など救済活動をおこない、当時の朝日新聞でもその活躍が伝えられている。

◇解放直後の生活と闘い

解放後、簡易住宅を放置したままで、行政は金も取らないが何もしない。一方住民たちは定職もなく、「よなげ」といわれるくず鉄拾いや、どぶろく造り、豚飼いを生計を立てたが、自力で民族学校、住宅管理組合、生活協同組合を造り、行政に対して街灯、公園、下水を造るよう要求して住環境改善を行っていった。そういう中で、1950年代「枝川」はさまざまな形でマスコミにセンセーショナルに登場する。

どぶろくの摘発

生活破壊のみならず、政治弾圧に利用。

深川事件（1949年6月）

敷地内で窃盗犯をつかまえるべく警官が発砲するが、差別的な仕打ちであると怒った住民が警官を糾弾し、それを公務執行妨害であるとして弾圧。9名を逮捕。

メーデー事件での一斉逮捕（1952年5月27日と6月12日の2回）

36名が逮捕。11名が暴力行為等処罰法

違反で有罪判決を受ける。

糞尿タンク事件（年月不明）

都当局がゴミ焼却場の近くに断りもなく糞尿タンク建設を計画。住民運動を起し撤回させる。

こうした50年代の状況を映像的にとらえているものに「朝鮮の子」という映画がある。53年3月頃に作られたようだが「ホルモン文化」第5号に掲載されている高柳俊男氏の文章を読んでもいただければよく分かると思う。

◇現在の枝川

解放後多くの朝鮮人が南に帰国、59年からは共和国に帰国し、あいた住居に日本人が多く住むようになって来て日本人の比重も高まってくる。そして建物等ほとんど改築しているので、当初の枝川の面影は今はない。一世は少数となっており、住民の入れ替わりは激しく、昔の状況を知っている人はごく少数になっている。しかし住環境の悪さにもかかわらず、在日朝鮮人の共同体的な居心地のよさはあり、民族学校が地域のコミュニティの中心となっている。共同体的なありさまは、さきほどの発表の京都の東九条40番地と同じである。最後に日本人が枝川をどう見ているのかといえ、枝川という地名を冠した建物、看板を避ける傾向があり、まだまだ差別意識は根強いものがある。

◇最後にスライドでの説明

映画「朝鮮の子」、「よなげ」の様子、

「民族学校閉鎖」の際の戦いの様子、アサヒグラフの写真、「ある日」（1983）という写真集、地域の現在の様子etc。

◇質問 強制連行に関していえるかどうか。

回答 枝川…13人の聞き取りの中で一人。41年官斡旋の時期、筑豊の麻生炭鉱へ連行。その一人だけ。

40番地…70ケース（うち一世は30ケース）聞き取りをしたが、その中で具体的に炭鉱、鉱山で働いた人は10～15ケース。

まとめ

京都・東九条の実態は意外と知られていないが、ウトロ地区の問題に優るとも劣らないほど深刻な民族差別が存在してきた。また東京・枝川の実情も報告者らのグループが『東京のコリアン・タウン』を出版するまではほとんどまともな資料がなかった。そのため二つの報告は、必ずしも強制連行と直結する内容ではなかったが、東西の在日朝鮮人史を理解するうえで重要な内容だった。

特に、根深い民族差別状況を改善するため、住民自身が主体的な運動を進め、在日朝鮮人同士のコミュニティを形成するうえで大きな成果を達成してきた事実は、今後の各地での運動に対して示唆するものが大きいだろう。

第7分科会

国際関係の中の日本の戦争責任

問題提起1 日韓条約締結30年、残されたものと課題

具圭三 (在日韓国民主人権協議会)

問題提起2 日朝国交正常化交渉再開と争点

辛基一 (大阪府朝鮮人強制連行真相調査団)

参加者60名

問題提起1 日韓条約締結30年、残されたものと課題

1. 韓日条約の問題点

1. 「日本帝国主義の侵略・植民地支配」に対する謝罪・賠償ではなく、東西冷戦下での「経済援助」という形で締結されたこと。

1) 日本側は終始、「歴史の清算」の意志がなかった。朝鮮特需・民間設備投資などをへて、軍需産業・海外市場の開拓が不可欠な状況にあった。

2) 韓国側は、「反日・反共」の李承晩政権から、「近代化を実現するための5. 16軍事クーデター」により政権を奪取した朴正熙政権へと移行し、経済援助を受けることは政権の存立基盤に関わった。

3) 米国側の強い後押しで、65年6月に日韓条約は締結された。

4) 日韓条約のどこにも、植民地支配の歴史や内容、日本の責任について言及はなかった。

・日韓基本条約第2条「もはや無効…」一相互独自解釈（賠償問題）

・日韓請求権協定及び経済協力協定第3条「完全かつ最終的に解決された…」一相互独自解釈（20件を越える裁判が進行中）

5) 日韓条約は、日韓間の政治的・経済的な癒着を生み、当事者不在・人間不在の関係が続く。

2. 反共国是の朴政権を、「唯一合法政権」とし、朝鮮半島の分断を固定・継続させていること。

1) 南北の軍事費の増大や過度の反目が生まれる。

2) 在日コリアン社会に分断を持ち込む。

3) 東西冷戦の崩壊の中で、韓国における文民政権の誕生や、日朝交渉の再開の動きなど、分断を支えてきたさまざまな条件が変化する兆し。

4) 韓国内での謝罪と補償を求める動き、国会議員による決議など日韓条約見直しの動きの台頭。

3. 日韓条約と同時に締結された、「法的地位協定」により、在日コリアン社会に「見えない南北分断」を持ち込み、かつ在日コリアンが日本社会で生きていくための民族的、人間的権利に言及しなかったこと。

1) 「韓国籍」取得者に「協定永住」が付与され、同じ歴史性を持つ在日コリアンに対して、在留資格などの分断を持ち込んだ。

2) 冷戦思考に基づいていたが故に、在日コリアンの処遇問題が、副次的なこととして取り扱われた。

まとめ

1 日本人自身が、主体的かつ公開的に「歴史の清算」を行うこと。国家責任を曖昧にしたままでの、「民間基金」は当事者不在であり、国家による謝罪と個人補償が必要。

2 日韓条約の見直し又は日韓条約の持つ基本的な問題点を可能な限り改めるための意志表示と行動を日韓両市民が行うこと。

3 在日コリアンの法的地位は、「91年覚書」や在日コリアンの闘いによって、一定解決している。しかし、依然と民族的アイデンティティを保持した中で日本社会で生きていくための課題は多い。在日コリアン自身が、これらの解決主体として登場することが必要となっている。



問題提起2 日朝国交正常化交渉再開と争点

間もなく、8. 15朝鮮解放50周年を迎える。日本の侵略戦争敗戦50周年記念日である。

年初から「戦後50年」を戦争責任を果たす節目の年にしようと叫ばれてきた。

しかし、今年もすでに半ばが過ぎたにもかかわらずいわゆる「戦後50年国会決議」や「元従軍慰安婦問題」の「民間基金構想」の強行などに見られるように朝鮮とアジアの被害人民にとってはむしろ日本政府に対し不信をつのらせる事態が進行している。

私は、「戦後50年」という今年の最大の焦点はやはり朝日国交正常化交渉のなりゆきであると思う。

周知の通り、1990年9月の三党共同宣言を受けて3回にわたる予備会談と8回にわたる本会議が行われたが、1992年11月に決裂して中断していたところ本年3月30日、訪朝した自民、社会、新党さきがけの連立与党代表団と朝鮮労働党との間で「朝・日会談再開のための合意書」（4党合意書）が調印されなりゆきが注目されている。

約2年半ぶりのことである。

1990年11月から年末にかけて行われた朝日予備会談で、本会談で話し合う問題として次の4議題が設定された。

- 議題1 朝・日国交正常化に関する基本問題
- 2 朝・日国交正常化に伴う経済的諸問題
- 3 朝・日国交正常化と関連する国際問題
- 4 その他、双方が関心を持つ諸問題

(在日朝鮮人の法的地位、在朝日本人配偶者など)

これら各議題ごとに朝・日それぞれ立場の違いがあり、見解に開きがあることは容易に理解できるが、会談が決裂・中断に至った理由と背景が何であったか明確にしておくことは再開される交渉で同じ轍を踏まないためにも重要なことである。

日本政府は国交正常化会談の開かれる当初から三党共同宣言を否定し、三党共同宣言に拘束されないとして、会談とは何の関係もない「国連加盟問題」、「南北対話問題」、「核問題」などの解決を正常化の前提条件として次から次へ持ち出してきた会談をしばしば空転させ、ついには正体不明の日本人女性「李恩恵問題」を執拗に持ち出して決裂させた。日本側には、過去を清算しようという誠意が最初からなかったのである。

日本側は、アメリカや韓国の強い意向と圧力を受けて核疑惑問題や李恩恵問題を交渉のテーブルに乗せようとした。つまり、三党共同宣言と朝日交渉を徹底して妨害し破壊しようとする米日韓外務当局の連携プレーが、その背景にあった。

その後、米日韓及びI A E Aによる共和国孤立、抹殺策動は極度に達し、一触即発の緊張は在日朝鮮人にも及んできた。昨年、朝鮮総聯大阪府本部や京都府本部に対する史上類例のない弾圧捜査事件や民族排他的なチマ・チョゴリ事件が全国で数百件も頻発したことは記憶に新しい。

しかし、共和国の断固とした原則的闘争の結果「核問題」について朝米合意が成立し、事態は米朝国交に向け急転し、核疑惑問題は国際的に收拾・妥結されるにいたって日本政

府はこれ以上核疑惑をいい続けること自体が意味をなさなくなったばかりでなく、「ポスト冷戦」の時代趨勢に乗り遅れるかもしれないという危ぐを抱くことになった。

このように昨年10月の朝米基本合意文が朝日関係に決定的な影響を与え「4党合意書」の調印に至ったと見られる。

さて、この4党合意書は全文と4項目の本文から成り立っているが、

- ・三党共同宣言が歴史的文書であり、朝日両国政府がそもそも交渉のテーブルについた「原点」であることをもう一度確認し、

- ・再開される会談にはいかなる前提条件もないこと

- ・徹底して自主的で独自の立場で行われべきであること

などが書かれている。

これは、第1次会談(※)の交渉経過から教訓を得た共和国側が、日本が米韓など外部からの圧力や妨害などに影響されることのないよう日本の自主、独立の外交を強く求めたからである。

日本側がこれに同意し文書に記述したということは、より整備された軌道の上で第2次会談(※)が進められる担保になるであろう。

△ 次に本会議での四つの議題をめぐってこれまでの交渉で明らかになった双方の主張と争点についてみることにする。

△ 第2次朝・日会談結実の必須条件

(1) 朝・日国交正常化会談の核心問題をクリアーすること。

朝・日国交正常化会談とは単純に国家間の一般的な外交関係樹立に関する問題ではなく、日本が朝鮮を武力で侵略して植民地統治

を強要した過去の歴史を正しく反省し、清算する土台の上で、朝鮮と真の平等、互惠の新たな善隣関係を樹立する問題である。

すなわち朝・日会談で核心をなすのは加害者と被害者間の不幸な過去を清算する問題であり、政治的および物質的責任に関する問題であって、これとかけ離れた他のいかなるものでもない。

そのために日本は何よりも過去の歴史に対する謝った観点と態度を改め朝鮮に対する日本帝国主義の植民地支配が絶対に許すことのできない不法な侵略行為であったことを明白に認めることであり、次に加害者である日本が被害者である朝鮮人民に与えた人的、物的被害と苦痛に対して謝罪し応分の補償を行うことである。

(2) 日本側は<日韓関係>との<整合性>を主張してはならない。

日本は南朝鮮との関係を樹立したときに両国間の不幸な歴史を闇の中に葬ったので全朝鮮人民のぬぐいきれない恨みを残した。にもかかわらず、いまだに時代錯誤的な思考と発想で今後の朝・日関係を日本と南朝鮮の関係の枠にあてはめようとすれば、それは日本が歴史の過ちを繰り返すことになり全朝鮮人民と世界の良心の糾弾を免れないであろう。

過去の清算を積み残した韓日基本条約はモデルにならない。

日本政府は韓日条約の根本的欠陥を是正し、朝鮮半島への過去の清算の明確な立場を戦後半世紀を迎えた節目のこの年に示すことである。

△ 日本の「戦後処理」問題における朝・日交渉の位置

朝鮮は日本帝国主義による植民地支配の

下、41年の長期にわたり甚大な人的物的損害をこうむったばかりでなく、戦後半世紀にわたりひき続き被害を受けてきた。

日本政府はいわゆる賠償、補償問題についてサンフランシスコ講和条約、二国間平和条約、その他の関連条約等によって誠実に対応してきたので、国際法上も、外交上も、政府による賠償はできないとしている。

しかし、共和国はサンフランシスコ講和条約に招請されておらず、かつ、二国間には何らの条約、協定も今日に至るまで締結されていない。すべて未解決である。朝鮮は特殊な位置にある。

共和国は国連舞台を初め国際的な連帯活動を積極的に繰り広げていくと同時に、三党共同宣言と四党合意書の内容と約束に基づき対日政府間交渉を通じて過去清算問題の原則的で公正な終決をはかるであろう。

朝・日国交正常化の実現は、

① 在日朝鮮人の法的地位、処遇の根本的改善をもたらすであろう。

② 南朝鮮での「韓日条約」見直し、ないし廃棄世論が急速に高まり日本政府はその対応に迫られるであろう。

※ 南朝鮮超党派国会議員25人が「韓日条約」廃棄の国会決議を促す建議書提出(7月17日)

③ 戦後補償を要求しているアジア各国人民の闘いに決定的な貢献をするであろう。

④ そして、朝・日両国間の善隣・友好関係、朝鮮半島の平和と安定、東アジアと世界の平和と安全のために大きな意義をもつであろう。



パネルディスカッションへの問題提起

戦後50年と朝鮮人・中国人の強制連行

一ツ橋大学教授

田中宏

ご紹介いただきました田中です。この全国集会も、第6回目です。私は当時名古屋にいたものですから、第1回目に参加したのを思い出し、感無量です。

今日、私の話のレジュメは資料集17ページに用意してありますけれども、昨日の夜、分科会担当者と打ちあわせをして少し手直しが必要となり、今朝、ホッチキスでとめたものと、あと1枚、2種類のものを追加の資料としてお渡ししてあると思います。17ページからのレジュメと両方をご覧くださいながら、話を聞いていただきたいと思います。

50年前に終わった戦争にかかわる問題の一つが強制連行・強制労働の問題なわけですが、最近、特に私が感じていることもあって、レジュメの冒頭のところに「1. 『8.15』はどこまでさかのぼったのか」とあります。というのは、50年前に終わった戦争というのは、一体どこまでの部分が清算がされ、あるいは責任を問われたのかということは、必ずしもきちっと議論されてないんですね。

よく比較されるドイツでは、ナチが政権を

とった時とか、スタートがはっきりしているんです。日本は終わりが8月15日だというのはわかるんですが、一体、どこからが問題であったのか。たとえば、広島原爆の話をするときでも、被爆の凄惨な状況から話を始めるんですね。なぜ、ヒロシマに至ったのかということをはほとんど語らない。私たちの戦争の理解の仕方に、従来からこういう疑問を持っていたんです。

そこで申し上げたいのが、「・50年戦争か15年戦争か」というレジュメの見出しです。この前に終わった戦争、8月15日に何が変わったかという場合に、非常にわかりやすい変化の一つは、朝鮮や台湾に対する植民地支配が崩壊したことです。これは何でもないこと（事実）なんですが、日本では、通説的には、満州事変からの15年戦争を継続した一つの戦争であったとして、「15年戦争」というんだと思います。

もし、「15年戦争」が50年前に終わったということになれば、朝鮮や台湾が日本から分離されるというのは理屈が合わない。満州国が消滅するのは理屈が合うんです、満州事変

の後、満州国をつくったんですから。朝鮮や台湾に対する植民地支配が否定されたということが、ポツダム宣言の重要な内容の一つです。それを私たちは受け入れた。日本にはいろんな考え方の人がいるようですけれども、私の記憶にある限り、ポツダム宣言の受諾によって朝鮮や台湾が日本から分離されたことは不当である、連合国が戦争に勝った勢いで邪なことをした、という話は聞いたことがないんですね。

奥野某とか渡辺某という男も、その点はどうなのかなということです。渡辺某が併合条約は円満に結ばれた、と言ったようですが—この会場に新聞記者がいるかどうか知りませんが—新聞記者が、にもかかわらず朝鮮が8月15日に分離されたことにあなたは不満なんですか、というように訊けばいいんですね。彼は何と答えるのかな。

妙な話をしましたけれども、少なくとも日清戦争まで遡って、日本の近代国家の営為が国際社会から指弾され、それを我々が受諾したところから「戦後」が始まった。そういうふうに考えると、少なくとも50年という時間枠は外せないだろう。今年は、奇しくも日清戦争が終わって結ばれた下関条約から100年なわけですね。

この3月頃だったかな、下関の朝日新聞の記者から電話が突然かかってきた。私は下関を訪ねたことはないんですが、下関条約を調印したところが日清講和記念館として残っている。伊藤博文と中国の李鴻章が下関条約を調印したのは春帆楼という建物ですけれども、今年になって、とりわけ台湾からの観光客がひきも切らず訪ねている。新聞記者は何事だろうかと思ったらしいんですね。それ

で取材をして、私のところに電話がかかってきた、「どう考えられますか」。新聞記者は、すぐ談話をとるという悪いくせがあるんですね。

私も咄嗟で、何と言ったらいいかなと思って、二つ言ったんです。一つは、日中共同声明が出されるときに周恩来首相は田中首相を前に、歓迎レセプションの席上で例の有名な演説をしますけれども、その中に一つだけ、年号が使われたんですね、「1894年から半世紀にわたって日本軍国主義の云々」と。1894年という年号を、わざわざ周恩来が使った理由は何だろうかということを、前から考えていたんです。言うまでもなく、日清戦争の開戦の年です。要するに、日清戦争から50年にわたって中国は日本の侵略を受けた、というように周恩来は総括をした。戦争が終わって50年目になるわけですが、中国の側から見れば、それはごくあたりまえのことではなかろうかと思います、ということを言いました。

もう一つは、朝鮮の併合との関連です。日清戦争そのものが、朝鮮に対する覇権を清国と日本とが争って日本が勝った。その後の日露戦争を踏まえて、朝鮮の併合に踏みきっていく出発点でもあるわけですから。アジアの人から見れば、今年、そういうところを訪ねる人がたくさんいるということは、さして不思議ではないと言えるんじゃないか、と答えました。

日本のマスコミが非常に悲しいのは、その記事は西部本社版が一面トップ（95年3月18日）で出したが一記者が送って下さったから私は拝見しましたけれども、残念ながら、下関の記念館を100年目に多くの台湾からの観光客が訪れているという報道を、朝日新聞は

ローカル・ニュースとしてしか処理できない。これが日本のジャーナリストの質というか、あるいは感覚の鈍さーデスクが没にするのかしれませんが、総体として日本のジャーナリストがいかにだらしがないか、ということの証左ではないかと思います。

ちょっと話は脱線しましたが、次に「領有は『永遠』『永久』？ 下関条約2条、ポーツマス条約9条、韓国併合条約1条」とあります。これは今日お渡しした別刷りのプリントの右肩に、三つの条約の領土変更に関する部分だけをコピーして、並べて切り貼りしてあります。

要するに、全部「永遠に」とか「永久に」とか書いてあるんですね、条約に。韓国併合条約が円満に結ばれたか合法的に成立したかという長い議論があるようですけれども、あんまり、この点は議論してこなかったんじゃないか。韓国併合条約を素直に読むと、日本と朝鮮とは永遠に離縁できないような条約になっているわけですね。「完全且つ永久に」と書いてありますから、もし、この条約が正当に成立したのであれば、朝鮮が日本から分離されることは、理論的にはあり得ない。

そうすると、朝鮮の独立を承認するということは、この条約がもともと無効だったと考えれば可能なんです。ところが、有効に成立したと考えちゃうと、それはそのまま守らなきゃいけない。そうしたら、分離できないんですね。要するに、離婚できないような結婚をしたということになるわけです、約束は約束だつてがんばるんなら。でも、あんまりそういう議論をしてないですね。よく見ると、台湾も、サハリンも、朝鮮も、みんな

「永久に」いただくと書いてあります。

97年に香港が中国に返還されますけれども、イギリスは99年という年限を切ったんですね。イギリスは帝国主義としては大先輩なんですけれども、年限を切ったんです。97年がいよいよ来ますので、香港は中国に返還されることになっております。日本はどうして「永久」にしたのか、もっと調べる必要があるんでしょうけれども、とりあえず今日のところはここまでしか言えません。

冒頭の話に戻りますけれども、ポツダム宣言で朝鮮の独立がはっきり規定された。そこから、戦後が始まっている。そうすると、「15年戦争」ごときで戦争が終わったといった認識では、この前の戦争が何であったかがわからなくなる。この点、日本の歴史学者が問われていると思うが、日本の歴史学者は何と答えるのか。私は、あえてそのことを言いたいですね。

次に、「事変か戦争か」という見出しをつけてあります。満州事変、日華事変、上海事変、その次に日清戦争、日露、第1次世界大戦、そして第2次大戦と、歴史の教科書の単語を並べたようですけれども、お気づきのように、あるものは「戦争」といい、あるものは「事変」といってますね。これは何か事のはずみで、事変といたり戦争といたりしているのではないわけです。

「戦争」というのは、レジュメのすぐ後にありますが、日清戦争のときはまだできていませんけれども、1907年、「開戦二関スル条約」ができます。戦争ではかなり目茶苦茶なことが行われますけれども、たてまえとしてはルールに基づいて戦争をするということになってます。そのルールの一つは、戦争する

ときには必ず宣戦布告をする。非常に大事なルールの一つなんですね。

実は、日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦、第2次世界大戦では、日本は宣戦の布告をしています。資料の右下にマスがつくっており、日清、日露、第1次大戦、第2次大戦と書いてあります。戦前の国家は天皇の国家ですから、主権は天皇にあるわけで、戦争を始めるのは天皇しかできないんですね。従って、「開戦の詔勅」というのが出されるわけです。資料はいずれも開戦の詔勅の冒頭の部分を切り貼りをしたもので、こういうふうないうんですね。「天佑を保全し、万世一系の皇祚」云々。日清戦争のところを見ると「朕茲に清国に対し戦を宣す」、これが宣戦布告ですね。同じように日露戦争「朕茲に露国に対し戦を宣す」、第1次大戦「朕茲に独逸国に対して戦を宣す」、そして真珠湾のときには「朕茲に米国及び英国に対して戦を宣す」という形で、戦争を始めました。

ところが、「満州事変」とか「日華事変」というのは、宣戦布告をしてない。つまり、正式には戦争をしてないことになっているんですね。それは形式的なことですけども、実は大変重要なことだというように思うんです。

この宣戦布告の詔勅は四つしかないんで、日清・日露は「明治天皇」が、第1次世界大戦は「大正天皇」が出した。この間死んだ「昭和天皇」が出した真珠湾、あるいはマレー半島上陸作戦のときの開戦の詔勅だけは、国際法を守ることが抜けているんです。たとえば日清のところを見ると、先ほども言った「朕茲に清国に対し戦を宣す」の次の行の下の方では「苟も国際法に戻らざる

限り」－国際法に違反しない範囲内で－「各々権能に応じて一切の手段を尽すに於て、必ず遺漏なからんことを期せよ」。要するに、国際法はちゃんと守れよ、それ以外はどんな方法を使ってもいいから、とにかくがんばれ、といって戦争を始めたんですね。日露戦争も第1次世界大戦も同じです。

ところが、なぜか昭和天皇の出した開戦の詔勅だけは一読んでもらったらわかると思うんですが、前後はほとんど同じなんです、国際法を守るところが抜けているんです。これは文書の性質から考えて、あるいはそれ以前、従来戦争をやったときの経緯から考えて、意図的に抜かしたというふうに読むしかないんですね。〔注 この点について、95.8.11朝日に記事が出た〕

そうすると、先ほど「50年戦争」とか言いましたけれども、実は「15年戦争」というのは、別の意味で際立った特徴のある戦争です。その一つは何かというと、宣戦布告をせずに、事実上戦争をどんどんやっていった。そして、唯一宣戦布告をした開戦の詔勅には、国際法を守るというのを意図的に外した。従って、「15年戦争」というのは国際法を無視して戦争をした。そういう意味で特筆すべき15年間だというように整理できるのではないかと。私は特別な学説を唱えているのではなく、資料をそのまま説明しているだけのつもりなんです。

そこで、満州事変以降、事変、事変にどうしてなっていたかということですが、これもいろいろ見てみると、意図的なんですね。宣戦布告をすると具合が悪いからしなかった。資料のまん中へんのマスの「宣戦せず」という見出しのついたもの、これは中公新書

の『日中開戦』という、北博明さんの本のごく一部から切り貼りをしたものです。

「日本はなぜ宣戦しなかったか。単純に言って、損得計算で利益より損失のほうが大きいと判断した」から宣戦布告をしなかった、という結論ですね。その資料として、一段下がった形で内閣書記官長が後日書いた文章が引用されています。風見章は内閣書記官長、現在でいうと官房長官になります。

山本〔五十六〕海軍次官と海津〔美治郎〕陸軍次官とがつれだつてたずねてきて、両軍部とも、宣戦布告はみあわせてもらわねばならないということに、意見が一致したとのことであつた。わけをきくと、宣戦を布告したとなれば、外国からの軍需物資の輸入が、はなはだしく不自由になる。ところが、軍需物資の実情はどうかというに、いま、外国からの輸入がおもうようにゆかなくなると、それこそ大変なことになる。国防力に大穴があいてしまう、だから、宣戦布告はまっぴらごめんだというのであつた。（略）

かんじんの陸海軍当局のはらが、こうであつたから、内閣としては、宣戦布告はとりやめということにしたのであつた。……

「戦争になると中立法規が発動して一いわゆる戦時国際法が動き出すわけですね一交戦当事国である日本と中国以外の第三国は中立を守らなければならない。そうなると、日本はアメリカなどの第三国から戦いに必要な軍需物資を入手することがむずかしくなる。だから、ここにおいて戦争布告の問題には決着がついたというわけである」、非常にはつきりしているんですね。これは確信犯です、15年戦争は国際法を無視している。

31年に満州事変をやつて、32年に「満州

国」をつくります。そして、例のリットン調査団、当時の国際連盟から調査団が派遣されて、満州国の成立に関する疑義が国際社会で問題になる。その結論は、満州国というのは独立国とはみなせないということなんですね。わが松岡洋右代表はどうしたかという、そういうことをいう連中とは席を同じくしないということで、席をけたわけです。そして、33年3月、国際連盟を脱退、政権の座に着いたナチ・ドイツ、さらにイタリアのファシヨ政権と手を組んで、三国同盟で世界制覇を試みる。アメリカ、イギリス、フランスの連中は鬼畜米英で、我々こそ正義、我々に大義がある。従つて、国際社会とは全く原理原則を異にする次元で、我々は国際社会を別途つくっていく、といつて走つていったわけです。

そうすると、「15年戦争」というのはきわめて意図的に、計画的に、既存の国際社会と袂を分かつて、別の言い方をすれば様々な国際法規を一切無視して、自分勝手なことをする15年だったわけですね。そういうふうに考えると、慰安婦問題しかり、強制連行・強制労働しかり。何をやっても、こちらにとって具合のいいことであれば、国際的な基準とか何とかは一切無視する、ということではなかったかと思うんですね。

レジュメの1の最後のところに「国際条規に背反する惨虐行為」という見出しがありますが、これは資料の中央の下の部分にある「戦争責任ニ関スル決議」中の一部です。戦争が終わつた12月1日に衆議院が出した決議です。この間ほとんどない決議をしましたけれども、昔の衆議院のほうがよくぼどましていますね。文中に線をひいてありますが、その

少し前に、「惟フニ戦争責任ナルモノハ、之ヲ国際的ニ稽フレハ世界平和ヲ覚乱スル無謀ノ師ヲ起コサシメタル開戦責任ト、開戦後ニ於テ国際條規に背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」というふうにいっているわけです。

要するに、戦争が終わった直後は、国際法に違反した行為をいろいろやったという自覚があったんですね。本人がやったわけですから、一番よく知っているわけです。胸に手をあてればすぐわかる。開戦の詔勅において国際法を守るということもあえて否定して、そして、さっきも言ったように国際社会と袂を分かってしまうわけですから。勝てばよかったけど負けちゃったもんですから、負けると、やっぱりやり過ぎだったなと思ったわけですね、やった人たちが一番よくわかっているわけです。

だから、素直に国際条規に反した様々な行為をやっちゃった責任は感ぜざるを得ないと、言ったんだろう。なぜ、こういうものができたのか、その背景はどうだったのか、もっと歴史研究がされるべきだと思います。私の知っている限り、こういうことをあまり研究している人はいないんですね。どうも日本の学者というのは学会のほうで大事で、具体的なことから見ていくというのが嫌いなのか、あまりやらないようですね。

こういうふうに筋書きで見ていくと、非常にわかりやすいですね。自分が一人納得しているだけかもしれませんが、皆さんはどういう感想を持たれるかと思います。

2は、「15年戦争と強制連行」ということです。時間のことがありますから、少しは

しよるようになりますが、問題の「15年戦争」です。一切、国際法を無視した「15年戦争」の中で、国家の目的を遂行するために必要であれば手段を選ばず、何をやってもいいという理屈で、次々と行われた政策の一つが、強制連行・強制労働であった。

今日では広く知られるようになってきたかと思えますけれども、通常、中国人強制連行は、1942年11月の「閣議決定」から始まったというようにいわれてきました。しかし、それは本当に戦争末期に、本国のほうはどうにもならなくなってきて日本に連れてきたということです。レジュメの見出しにありますように、中国人強制連行には「前史」があるということです。それは、かの「満州国」に必要な労働者を中国の華北地区から大量に連れていって、そこで労働力として使う。

その中で、労働者を管理するために指紋をとる。この指紋制度が、戦後の外国人登録の指紋制度の源をなすものではないか。これは前に大阪の法廷でも証言したので、皆さんも聞いていらっしゃる人があると思います。そういうふうに大枠で考えていけば、それほど不思議なことではない。

そして37年の日中全面戦争に突入すると、今度は「盟友」になったナチスという大先輩がいますので、そこから国家総動員体制の法制度を日本に持ってきて、ほとんどナチ型の国家制度を、ナチにならってやってきたわけです。そして最後の段階では、「大東亜共栄圏」に規模が広がります。たとえば、泰緬鉄道にヨーロッパ人、あるいは東南アジアの人を大量に労働者として投入することを、これは大東亜共栄圏規模で進めたわけですね。

そういうふうに考えていくと、侵略全体の

中での日本における強制連行の部分、当然朝鮮半島において、あるいは中国の占領地において、あるいは東南アジアの各地で、戦闘で捕獲した捕虜も使っているんですね。捕虜の関係で言うと、宣戦布告をすると戦争になるから、捕虜が生ずるんですね。ところが、宣戦布告をしてないから戦争じゃないんで、捕虜は出てこない。そういう理屈を使っているんです。

次の3に入ります。一番最初の「・国家総動員法令」のところは飛ばしますが、二つ目に「・日本に連行された中国人には『捕虜』も多く」とあります。「捕虜」というのは戦闘で捕獲した捕虜です。この間、花岡事件の関係で鹿島建設を相手に6月末に裁判が起こされましたけれども、その原告団長の耽諄さんという人、皆さんも名前をご存じだろうと思います。あの方は、国民党軍の大尉だったんです。それが洛陽作戦で捕獲されて、日本にしょっぱいてこられて、花岡で鹿島の仕事をさせられた、こういうことなんですね。だから、捕虜です。

ところが、日本は中国と戦争してないことになっているものですから、彼は捕虜ではない。何かというと、労務者だということですね。ここに一つのペテンがあるわけです。河北省の省都になっている石家荘、そこに、一番大きな規模の収容施設があった。日本に連れてくる前に、そこへ集めるわけですね。そこは軍の内部では、実は「捕虜収容所」と使っているんですが、内部資料を見ると、「部外に対してはこれを勞工教習所と称する」と、ちゃんと書いてあるんです。外に向かっては、要するに労働者を訓練する施設だということになっておった。捕虜というま

ずいんですね、捕虜は戦争に関係する、戦争は中国としていない、こういう仕組みになっていたわけです。国際法の中には「強制労働禁止条約」（1930年）など、日本が加入している幾つかの条約があるわけですが、そういうのを一切無視するという事態ですね。

次に、先ほど飛ばしたレジュメの3、「・国家総動員法による動員」ですけれども、これは昨日の夜の打ちあわせで、空野さんが内外格差のことをちゃんとしゃべれ、というご注文なんで、少しいじります。

今日、追加して配ったプリントの左端、皆さん、これに気がついたでしょうか。これはごく最近の「政府広報」です。政府が国民に知らせたいと思ったもの。これを、私のプリントを見て、初めて見た人は手をあげて下さい（会場内で挙手）。けっこういますね、わかりました。

私はこれを見たときに、頭に來たわけですね。昨日、分科会に出なかったからわかりませんが、慰安婦の問題で民間基金の問題が議論されている。私もそのことについてはいろいろ疑問を持つ一人ですけれども、百歩譲って、民間のお金を集めよう、もう時間がないからということにしましょう。しかし、国民基金なるものはこれからお金を集めるわけですね。できれば年内といっているようですけれども、さて、年内に金が集まるのかどうか。

日本人には、もう7月1日から支給が始まっているんです、金の支払いの手続きが、ね。恥とか、品性とか、多少そういうセンスがあれば、百歩譲って国民基金でやるとしても、慰安婦の方々にお金を渡す前に、我々が金をもらうのはちょっとやばいんじゃない

の、という程度のセンスを私は持ちたいと思うんです。

僕はちょっと計算したんです、私も最近、金亡者になってね（笑）。左側の戦没者の遺族のためのお金は三親等以内です。三親等と云ったらすごいでしょ、兄弟とか孫までいっちゃうんですね。一人40万円です。政府の予算は151万人分、掛け算をすると6,040億円です。日本の政府に金がないということはありません。今年度予算は、税収が少ないために前の年よりも少ない一般会計予算を組んだんです、村山さんは。だけれども、ちゃんと戦争で被害を受けた人に出すべき金は、わが政府は出すんです。それも国民がちゃんと承認しているんです。誰も文句を言わないんですね。

しかも、これは50周年にあたって出てるだけではありません。40周年のときも出ました。30周年のときも、20周年のときも出たんです。いいですか、4回目なんです。日本の公称によると、下に手書きしておきましたけれども、戦没者でこのお金をもらう対象になる人は大体230万人います。戦没者は軍人・軍属が210万、準軍属、すなわち国家総動員法なんかで死んだ人が20万、都合230万人というのが、公称の数字です。その他に、一般邦人、すなわち戦災が50万と外地で死んだ人が30万、合わせて80万人。上下足して310万というのが、日本の戦争で死んだ人の政府の公式な数字です。その230万のうちの151万人に、50年の記念に金一封が出るということなんです。60年目はどうするのかなと思っているんですけどね。

ところで「完全かつ最終的に解決した」とか、誠実に二国間協定で解決をした、終わっ

ていると、よく言うんですね。皆さんにも聞きたくなりますが、外国の人は終わっている、日本の人は終わってない、だから、50年でまたお金払うわけですね。これはどういうように考えたらいいいんですか。一つ考えられるのは、外国にはものすごくたくさん金を払った、だから、それでやってもらう。日本のほうは自前でやっていく、これならわかります。だけど、たとえば、韓国にそんなにたくさん金を払ったか。どう考えたって、そうではないでしょう。やっぱりおかしいんですね。

ところが、民間基金のことを議論するときに、そういう議論がないんじゃないか。政府の責任かどうか、ということですね。くどいようですけども、この6,040億円というのは、政府に責任があるから出している話だと思うんですね。日本では民間でお金を集めないんですね。不思議ですね。たとえば、被爆で亡くなった人は、他の国民の身代りで亡くなったと考えれば、みんなでお金を出して被爆者に何がしかの慰謝をしようということが、この国で戦後行われてきたんなら、民間基金というアイデアもなかなかいいと思うんです。

ところが、日本人には、必ず個人に、必ず国家がお金を出す。たとえば、10年ごとに亡くなった人に弔慰金を出すというのは、日本の習慣にもあんまりないですね。だけど、国家は戦争を始めた責任として、亡くなった人にはきちっとやるという見識を持った国家なんです。日本の国は。それと対比してアジアの戦争被害の問題を考えるとというふうにはなかなかいかない。「一国平和主義」と護憲派をたたくときに使いますけれども、これは

右も左もない「一国主義」だと思うんですね。これが、いま問われているわけです。国内の日本人には、いつまでも手厚く扱う。

ところで、「戦没者」のほうは、お国のために貢献したということで金額も高いんですね。非常にわかりやすいと思います。「被爆者」は10万円、初めてなんです、被爆者に出すのは。この間、厚生省に確認したら、25万から28万ぐらいの人に渡るだろうというように予算を組んでいるそうです。単純に掛け算すると、250億円から280億円ですね。250億円というのはどういう数字かといいますと、慰安婦の基金の事務費が5億円、サハリンの帰国支援、あるいは台湾の確定債務、今度の村山内閣が組んだ様々な戦後補償がらみの予算、これが総額で対外的には250億円なんです。

被爆者の亡くなった人に対するお金だけで、もう全部終わってしまうんですね。この“内外格差”というのか、ダブル・スタンダードというのか、ちょっと常規を逸していると思うんですが、なぜか、この国では誰もそのことを問題にしない。これを、どう考えたらいいのかということを、申し上げておきたいと思います。

時間のことがありますから、レジュメの細かいことは見てもらったら大体わかると思いますので、あともう一つだけ言って終わります。

先ほど、“内外格差”の話をしましたけれども、内外格差のからみで、ついでに数字—数字で言うのが一番わかりやすいと思うんです。私は自分が理解するためにも、それが一番いいと思っているんです。

これも有名な事件で、つとに皆さんはご存

じだろうと思いますが、軍属として徴用されて戦傷者になった石成基さん、大島渚のつくった有名なドキュメント『忘れられた皇軍』に登場される方です。この方もいま裁判をされている。私も若干手伝っていますが、この人は、レジュメ3の一番上の行に出ている「戦傷病者戦没者遺族等援護法」という法律に国籍条項があるために、何の補償も受けてないんですね。石さんと同じ傷、第3項症—数字は小さくなるほど障害が重いんですが、それが日本人だったら幾らになるか。戦後、法律ができて今日まで、正確には93年度末まで、全部計算してもらったんです。給与が上がれば年金はふえていきますので、しろうとで計算するのは大変なんですね。総額で、本人が受けとった金が5,770万円です。それに「扶養加給金」というのが法律上あります。それから「戦傷病者の妻」に対する特別給付金というのも別についてます。全部足すと、6,000万円の太台に乗るんですね。1人の戦争で傷ついた人に対して、この国家が6,000万円からのお金を払っているんです。この感覚が、この6,040億円とつながっている。

大体、1年間の一般会計予算が、今年はちょっと減額して70兆円、そのうち2兆円弱が、この種の金として使われているわけです。防衛費どころじゃない。そのことについて、誰も何も言わない。それで「払い出したらきりがない」、よく言うよ、と思うんですね。きりがなく払っているじゃないですか。だって20年、30年、40年、50年ですから。50年はどうするのかなと思ってたら、パッと広告が出たんですね。8月の概算要求で厚生省はどうするかなと思って見ていたら、やっぱ

り特別弔慰金を出すことになった。

年末に大蔵原案をつくるんですね。そのと
きにどうなったか。大蔵省の役人は「ゼロ査
定」、つまり、つけなくてよろしい。ところ
が、最後の政府原案をつくる前に、政治家が
介入して政治折衝、大臣折衝をやる。そこ
で、この 6,040 億円がバーンッと復活する。
大蔵大臣武村、厚生大臣出井、どちらも「さ
きがけ」ですね。もちろん、自民党の内閣で
すから、自民党の村山派になるんでしょう
ね。橋龍は日本遺族会の会長になっているわ
けですから、大体、段取りはできているんで
すね。

私はたまたまこのへんのことを調べてい
て、大阪府遺族連合会の会報を見たんです。
非常に単純というか、あからさま、素直なん
ですね。「戦後50年を迎える私たちのテーマ
は二つある」大阪府遺族連合会の会長の年頭
の挨拶が載っています。「一つは、国会決議
を阻止する。一つは、特別弔慰金を獲得す
る」。だから、弔慰金と謝罪決議の粉碎は、
裏表の関係になっていたんですね。この金が
遺族会に行くことによって、票田をふやして
いく。小選挙区制になりますので、各選挙区
で基礎票を持っているのがものすごい有利な
んです。51%をとらなきゃ当選できない。自
民党のバックに遺族会、新進党のバックに創
価学会、これで保守2大政党で政界再編が行
われるという方向に、たぶん走っているのだ
ろう。自民党と新進党内に、それぞれ国会決
議に反対する人がちゃんとして、うまくでき
ているんですね。そういう状況の中にいると
いうことを、我々は押さえる必要があるん
じゃないかと思います。

それからもう一つ、先ほどの話とのからみ

でどうしても申し上げておきたいのは、日本
の戦争犠牲者というのは、実際には戦争に加
担した側ということになっていることです。
それが戦没者の40万円と被爆者の10万円との
差になっているわけです。しかし、戦争に参
加した兵士を中心とする人たちでも、「懲役
3年を超える刑に処されると恩給の受給権が
止まる」とちゃんと法律に書いてあるんで
す。もちろん無期とか死刑というふうになっ
た人も、恩給はもらえないようにつくってあ
るんですね。つまり、悪いことをしたらだ
め、というふうになっているんです。

さて、戦争犯罪をおかした人はどうなって
いるか。この点もあんまり議論されてないで
すね。東条以下A級戦犯が7名、死刑になり
ました。BC級を含めると、約1,000人が死
刑になった。上坂冬子さんという人は1,000
人の首を出したから、大体戦後処理は終わっ
たという理屈を言っているようです。それは
一つの理屈ですが、ただ一つ、大事なことは、
首を差し出した人は死刑になったんですが、
日本の国内ではその人たちは全部無罪なん
です。そここのところが重要なんですね。

ということは、戦犯に問われた人も全部恩
給等が出ているわけです。日本が独立を回復
するためのサンフランシスコ講和条約第11条
には、戦争裁判の結果を受諾する、要するに
戦争犯罪によって裁かれた裁判の判決を全部
受け入れるとあります。朝鮮は切り離す、は
い、わかりましたと受け入れたのと同じよう
に、受け入れたはずなんですね。それで国際
社会に復帰できたわけです。講和条約が終わ
らないと戦争は終わらないが、そこで、こ
ういう完全な二枚舌を使ったんですね。

日本の波打ち際までは受け入れたことに

なっているが、日本の国内に入ると、懲役3年を超えたら恩給はだめだ、というやつは外すんですね。だから、東条さんの奥さんもちゃんと一彼は大将ですから金額はいいですね。要するに、この国には戦争犯罪を犯した人はいない、ということなんです。それは海の向こうのことであって、外に向かつては、受け入れないとしようがないから（戦争犯罪を）受け入れたけれども、この国の中では戦争犯罪をおかした人は一人もいないのです。だからA級戦犯の東条のところの中曽根さんが公式参拝をして、「戦後政治の総決算」をぶつわけですね。この国の国民は、その人に304議席を献上しー本人もびっくりしたというんだから、大勝利をおさめたでしょう、彼が靖国に行った翌年にやった選挙で。そういう歴史認識のギャップがどれぐらいひどいかということと、この問題とは密接にからんでいるわけです。

私は「政府広報」を忠実に読んでいるつもりなんですが、もう一つも政府広報の話です。今年の8月については、非常に関心があるんですね。どうしてかというと、去年の政府広報は「先の大戦において内外地を通じて死没された三〇〇余万の方々」、これがさっき言った310万ですね。この人数は多いほうがいいから、こういうときは東京大空襲で死んだ人も、広島で死んだ人も、全部数えてくれます。ところが、そのすぐ左にある枠、この間あった「国会決議」の冒頭に「全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる」と言い出したんです。今年の8月15日どうなるか、私はすごく楽しみなんですね、この「三〇〇余万」というのをなおすのか。実はずっと、「三〇〇余万」できて

いるんですが。〔結局は、今年も「三〇〇余万」でした〕

この国は何をを考えているのか知らんけど、衆議院は外国の被害者を追悼すると言い出したんで、これは非常におもしろいなど、実は思っているんです。正式な数字はわからないんでしょうけれども、教科書検定でも通ったといわれる2,000万人、この前の戦争でのアジアの犠牲者の数ですね。要するに2,000万対300万のバランスシートです。さっきの6,040億円対250億円ですね。数字で比べると、すごくよくわかるわけです。

ついでに、もう一つ数字を言いますと、外国に払った賠償金があります。全部ひっくりめて約1兆円です。韓国に払った1,080億円とか、韓国や中国に置いてきた財産ーこれは全部大蔵省が計算して数字を出していますー要するに戦争で失ったものが大体1兆円なんです。払ったお金と、向こうに置いてきて「在外財産」を合計したものです。さっき言った6,040億円他、国内でいろんな形で軍人恩給その他出している金が、大体いままで私の計算では40兆円です。1兆円対40兆円、2,000万人対300万人。こういうふうに比べてみると、この国が過去の戦争をどのように考えてきたか、戦後50年たった現在においても。そういう意味で、国際社会との認識のギャップというのがいかに大きいか。それでいて、この国は、盛んに常任理事国になるとか、国際貢献とか、そういうことが非常に好きで、はしゃいでいるのです。

何かまとまりませんけれども、これで終わります。（拍手）

パネルディスカッション

パネラー

戸塚悦朗（弁護士）

1970年 立教大学法学部卒業
1973年 第二東京弁護士会登録
1988年～1991年 ロンドン大学客員研究員
1992年2月 ロンドンにて、国際人権法専門研究執筆活動
1992年2月以降、IED（国際教育開発機構）代表として、1993年以降はIFOR（国際和解団体）代表として、国連人権委員会、同人権小委員会・源田奴隷制部会などで、旧日本帝国軍による「従軍慰安婦」問題、強制労働問題に取り組む。

田中宏（一ツ橋大学教授）

1960年 東京外国語大学中国文学科卒
1963年 一ツ橋大学大学院経済学研究科修士課程修了、アジア学生文化協会勤務、愛知県立大学教授を経て現在に至る
専攻 アジア関係史
主要業書 「アジア留学生と日本」（共著 NHKブックス）
「アジア人との出会い」（田畑書店）
「日本の中のアジア」（大和書房）
「虚妄の国際国家日本」（風媒社）

水野直樹（京都大学助教授）

1950年 京都市生まれ
京都大学文学部・同大学院卒業
現在 京都大学人文学研究所助教授
専攻 朝鮮近代史・東アジア関係史
業書（いずれも共著）
「朝鮮の近代史と日本」（大和書房）
「天皇制と朝鮮」（神戸学生センター出版部）
「『アリランの歌』覚書」（岩波書店）
「写真集・朝鮮解放1年」（新幹社）
京都府朝鮮人強制連行調査団、（財）世界人権問題研究センターなどにも関わっている。

司会

空野佳弘（弁護士）

空野 田中先生の問題提起を受けまして、これからディスカッションを始めていきたいと思います。基本的な趣旨としましては、戦後50年を機会に、これまでの日本の戦後処理のあり方を振り返って、これから我々は一体何をなすべきか、そういう方向性が見出せるようなディスカッションをしていきたいと思っています。

ただ、75分という限られた時間です。本来は会場からのご意見も受けたいとは思いますが、ひょっとしたら時間的な余裕がなくなって、会場からの意見をお聞きすることができなくなるかもしれません。

先ほど田中先生から、かつての日本の戦争についてのとらえ方をもう一度再認識しなくちゃいけない、という問題提起がありました。それから日本の戦後処理、内にはきわめて厚く、外にはきわめて薄いという偏った戦後処理のあり方についても、問題提起がありました。

それを受けて、まず、どうして、あのような残酷な戦争犯罪が生じたのか、原因は一体どこにあったのか。戦後、そうした原因についての追及はどの程度なされてきたのか。こういう点について、意見をお伺いしていきたいと思うわけです。原因をしっかりと私たちがつかまえておかなければ、また同じことを繰り返すことになると思いますので、この点から議論を始めてまいりたいと思います。水野先生、いかがでしょうか。

水野 なぜ、あのような戦争犯罪を日本がおかしたのかということについて、田中先生が話をされたわけですが、私はちょっと違う角度、日本が植民地支配を行っていく際に、朝鮮人や台湾人、それらの人々をどのようにと

らえたのか、どのように考えていたのかというところから、強制連行、あるいはその他の戦争への動員というふうな問題を考えてみたいと思うんです。

しばしばいわれることですがけれども、植民地支配のあり方、あるいは法律制度というのは、同化という面と、一方で差別という面があったわけですね。同化の面からいいますと、その手段になっていたのは、やはり日本国籍であったのではないかと思います。朝鮮人、あるいは台湾人に対して日本国籍を強要したわけですね。そのことによって日本人化していく、あるいは皇国臣民としていくというふうなことが強行されたわけです。

ところが、その一方で差別が非常に根強く残っています。日本人の意識の中でもそうですが、制度的にも朝鮮人や台湾人を差別することがあったわけですね。それを支えるものが、実は戸籍であった。同じ日本人、あるいは日本国籍であるとされながら、日本と朝鮮や台湾の間では、戸籍制度に大きな違いがありました。相互に戸籍を異動することができない状態であったわけです。日本に10年、20年と長く住む朝鮮人も、自分の戸籍を朝鮮半島から日本に移すことが許されていなかったわけですね。そういう戸籍の違いが、最終的には日本人というものと、朝鮮人や台湾人を区別する際の基準になっておりました。

このように、国籍の問題と戸籍の問題は似ているようなんですけれども、非常に違った機能を植民



地時代には果たしていたわけですね。戦争が始まりますと、同じ日本国民だからということで徴用され、兵隊にもとられる。だけど、その中でも戸籍の制度に基づいて一当時は内地人というおりましたけれども、日本人と朝鮮人、あるいは台湾人との間に大きな違いがあった。そこに、非常に差別的な取り扱いが行われる根拠があったわけですね。

そのことが、戦後の問題にもつながってくることになります。戦後、結局日本人に対しては、先ほど田中先生が言われたように手厚い援護、補償というものが行われるわけです。ところが、今度は国籍・戸籍が両方からみあっているわけですが、日本の国籍を持たないということで、朝鮮人、あるいは台湾人、アジアの人々が補償の対象から除外されていく、ということがあるわけですね。ですから、戦前の日本のあり方と戦後の日本のあり方は、やはりつながっているわけです。国籍・戸籍の機能の仕方はもちろん若干違う点があるわけですが、戦前からの制度がそのまま受け継がれて、戦後においても、差別といいますか、異なる扱いが行われるようになっていった。

そのことを我々日本人は、あまり気にしないというか、気づかないまま許してきた。それを放任してきたということに、非常に大きな問題があるのではないだろうかと思っています。

空野 戸塚先生は、この点についていかがでしょう。

戸塚 これは大問題なんですけれども、一つは戦争だから、常に人権侵害はつきものなんだ、どこの国の軍隊もそういうことをやるんだという説があります。その説に対する反論

として私が申し上げてきたのは、先ほど田中先生が指摘された点と非常に近いんですけれども、武者小路先生という国連大学の副学長をやった先生が、ある講演で言っておられたことです。日清・日露の頃は軍艦に国際法学者を乗せた一私、見たわけじゃないですけども、そういう話なんですね。「いま、大砲を撃つと国際法に違反するか」というふうに艦長が訊く。「いまならだいじょうぶだ」ということで大砲を撃つ（笑）。「だめだ」というと撃たない。そういう話があるんです。



これは、ほんとにどうか確かめてみなくちゃいけないとずっと思っていたんですけれども、ロンドン大学の図書館に行ったところ、非常におもしろい本がありました。それは日本の学者が英語で書いた本で、たしか記憶では高橋作衛という、後に東京大学の国際法の教授になった方の本です。陸軍・海軍の大学というんですか、そういうところで国際法を教えておられた方なんです。この方が、日清戦争が終わったとき、日露戦争が終わったとき、すぐにイギリスに行きまして、オックスフォードの教授の指導を受けまして、英語の本を出すんですね。

それは日清・日露の戦争の際に、どういう事件が起きたか、それが国際法上違反しているのかしていないのかということを、詳細に検討しているんですね。オックスフォードの先生にお墨付きをいただきまして、「大変日本はよくやっておる、国際法を守ってるんだ」

というトーンの本を出すんです。これは全部がほんとうかどうかわかりません。しかし、「基本的に日本は国際法を守っているよ」ということを、非常に詳細に研究して、しかも英語で発表する。そういうことをやっているんですね。この方が東京大学の教授になっていく。日本として、国策として国際法を遵守するということをやっておったんです。たとえば捕虜なんかは、日本に大量に来て開放所遇をしていたという記述があるんです。強制労働をさせるなんて、とんでもない話ですね。

だから、戦争だから、日本はいつでも残虐行為をするのかといったら、これは間違いなんです。あるいは、どこの国もみなやるのかというと、間違いなんです。かつては、きちんとやっておったのではないか、ある面で。なぜ、それが、いま田中先生が言われたように、開戦の詔勅からも国際法を守ることが消えちゃうということになったのかということは、深刻な問題として研究しなくちゃならない。その間違いがどこでどういうふうに起きてきて、なぜ、ああいうふうになってきたのか。

一つの話は、東条英機が主催する軍の会議で、ある将軍が「捕虜、将校の強制労働は国際法上に違反する」と言ったら、「働かざる者食うべからず」というふうに東条英機が言って、その将軍は左遷された。後に国際法違反で東京裁判が開かれたとき、東条英機を守るために、つまり、戦争犯罪で裁判されないために、その左遷された将軍が自殺したというんです、ソ連で。そういうような話まであるぐらい、日本の中では国際法についての態度が非常におかしくなっていた。1930年代

には国際法の授業を陸軍大学でやめたということ、歴史の先生方がいっておられるんですね。

私は田中先生が言われたこと、歴史家の言われたこと、武者小路先生が言われたこと、それから私の見てきた本、全部総合すると、きわめて一貫した事実がある。そのはしりとして私が申し上げたいのは、1905年の条約ですね。1905年の条約というのは、かりに伊藤博文が国際法の学者を連れていって、「こうやったら、これは違反だろうかどうだろうか」と訊けば、たちどころに「違反だからそういうことはやめろ」ということになったと思うんですね。だから日韓併合はできなかったはずなんです。ところが、ああいうやり方で、皇帝から大臣までみな強制して、条約を締結した。これは、私は個人としては国連の報告書がいており、効力が発生しない、絶対無効だと思うんです。

しかし、そういうことをやったのはなぜかということ、私はやっぱり日清・日露と勝ち進んできて、非常に大国意識を持ったのではないか。その大国意識、つまり欧米と対等である、欧米に対しては国際法は守るけれども、「アジアの劣等の民族に対しては国際法なんか守る必要はない」ということのはしりが、あの1905年の条約だという気がしてしまうんです。

ただ、欧米と戦争する際は、第1次大戦のときも一応国際法を守るという詔勅を出したということですね。そういう変化が、意識として起きた。また日本人の中には、人類には人間だから人権があるという思想はなかった。だから、欧米の慰安婦、オランダ人の慰安婦はいけない。陸軍中央がそれを見つけた

ら、「いけない、直ちにそれを廃止せよ」という指令をして、3ヵ月で廃止した。しかし、それでもオランダの軍事法廷は日本軍人を死刑にしているんですね。ところが、韓国人、中国人、朝鮮人については、これは知っていながら慰安所を閉鎖していない。こういう問題です。

最後に一言だけ述べますが、これは田中先生が言われたとおり、現在でも続いているんです、実は。私、国連で十何年か日本の人権問題を取り上げてきておりますけれども、日本政府はそのたびに回答をいたします。「国際法を守ります」という結論を言ったのは1回きりです。精神病患者の人権の問題で初めて、私が国連で活動したときに、日本の政府の代表、南一等書記官が言いました。その方は裁判官出身だったんですね。そういう誠実な回答をした方はただ一人。次からは検察庁の検事出身の方が一等書記官でみえて、日本政府の代表で出席していました。以後、「国際法を守ります」と言ったことは一度もありません。強制連行については全く答弁しない。慰安婦については毎回答弁して謝罪いたしますけれども、「国際法を守る」と言ったことは一度もないんです。

いまでも日本は国際法を守る気がない。だからこそ「民間基金」だとか、ああいうことでやっているんだというふうに私は思います。ですから、下手をすると、また日本は同じようなことをやり出す。だから、ここで踏みとどまらなくちゃいけない。

その一番いい方法は、内外格差があります。その内外格差はどこが違うかというと、被害者が違うんですね。「外」のほうは戦争犯罪、国際条規に違反して行われた残虐行

為、衆議院の決議がいつている被害者、そこに払ってないんですよ。その問題を日本人は全然考えずに、戦争被害者というと、戦争で日本軍人として死んだ人、ちょっとふくましても原爆で亡くなった方、そこまでしか被害者として認めていない。これが根本的な問題なんですね。

慰安婦問題で提起された問題は、2,000万という惨虐行為の被害者がいる、それを「日本がやったんだ」ということを初めて意識したことだと思いうんですね。ですから、慰安婦問題について日本がどういう態度をとるのかということが、将来の日本が国際法を遵守するかどうか、戦争を防げるかどうか、その分かれ目に来ているというふうに私は思います。

空野 どうもありがとうございます。

田中先生、今度の集会のアピール案の中にも入っているんですけども、どうして、ああいう侵略戦争の内部で大きな抵抗運動も起きず、戦争を阻止できなかったのかどうか、そういう点については、先生はどういうお考えをお持ちでしょうか。

田中 日本が近代以降置かれた状況の非常に特徴的な側面は、片っ方に欧米があって、片方にアジアがある。その両方の関係の中で自分をどういうように位置付けていくかということで、明治以降、急激に西欧化、あるいは近代化していく中で、どんどん欧米の思考様式を取り入れていく。その過程でアジアを蔑視していく構造、アジアの



上に日本があって、その上に欧米がいる、そういう序列意識を持ち、それで基本的には進んできたと思うんですね。

第1次世界大戦のところで、大体欧米と横並びのところまで来たかなという感じを、おそらく日本人、日本社会は持っていて、第1次世界大戦の最中に中国に対する21ヵ条要求をつきつけるというところから、本格的な中国への侵略が拡大していく。その頃になると、もう欧米と横並びで、欧米をも凌駕して、アジアを日本のものにするという形で意識が変わってくるんですね。

非常に印象的なのは、大東亜戦争が始まったときに、あの竹内好さんでさえ、この戦争でカーッとした、ということを言っているんですね。支那事変のときに、自分は中国を研究する者として女々しい感情を持ったことが、いま悔やまれる、と言っているわけです。この戦争によって、あの支那事変が凌駕されて、全く新しい世界が開けた、と。

彼でさえ、そういうことを言っちゃうというのは、やっぱり欧米と勢力を争って、いよいよ今度はアジアを我々が繰る。従来の蔑視観というものが妙な形で、大東亜共栄圏というような形で美化されてくると、それでどんどん走っていく。戦争の当初、特に真珠湾のときに、はっきり反対だと言った人なんて、ほとんどいないんじゃないかと思えますよ、非常に限られた人以外は。竹内好さんなんかは、蘆溝橋のときにはまずいということを言っておられる、中国を愛する者として。しかし、いま考えたら、その自分の考え方が情なかった、思想が貧困だったと自己批判までしている。そういう形で、全部まき込まれていく。

何でもマインドコントロールと説明したらよくないんでしょうけれども（笑）、天皇制のもとで、全部そういう形で一塊になっていく。そこが我々の、非常に大きな問題だということですね。そういう意味で、僕はさっき「一国主義」という言葉を使ったのは、いまでも基本的にあんまり変わってないんじゃないかという感じがします。いろんなアジアの人たちから具体的な問題が出されるようになってきたから、やっとそういうことに気がつき始めた。状況は全く変わってないとは言いませんけれども、大どころはやっぱり……。

だから戦没者の問題なんかでも、国、国家に依拠していれば悪いことはしない国家だ、ちゃんと自分たちの面倒を見てくれる国家だと思っている。そういう国家への一体感というのは、全体として、まだ依然として非常に強い。部分的にはいろんな批判勢力が出てきているけれども、そういう点では明治以降の挙国一致体制みたいなものがずっと続いてきた。最初は欧米に追いつくためにあらゆる努力をした、先ほどの国際法の問題でもそうですね。

これは有名な話で、皆さん、知っていると思うんですけども、第1次世界大戦のときにドイツ人の捕虜をつかまえた。四国の板東収容所というところに入れたんだけど、ものすごく待遇がよかったんですね。まわりの農民よりは、中の捕虜のほうがいい生活をしてたというんです。それはショーウィンドウなんですよ、日本はいかにちゃんとやっているか。ものの本によると、日本でベートーヴェンの第九が演奏されたのは、板東収容所の中に収容されていたドイツ人が最初に演奏したというんです。

そういう状況までは来たんです。そこから先を、今度は鬼畜米英で乗り越えていく。最近ちょっと不安を感じているのは、アジア回帰というのが非常に盛んですよ。アメリカとドタバタしていることもあって、いよいよアジアに今度は出ていくんだという。経済的に非常に力を持っているので、アジアの人々も頼りにしてくれてると思って、アジアへの傾斜というか、アジアへの回帰が最近また出てきている。いま、一番ここが大事なところじゃないか。そういう気がしています。

空野 ありがとうございます。

いろいろなテーマが出されていますので、この問題についてはこれぐらいにして、次のテーマに移っていきたいと思います。

昨日も戸塚先生から、日本の戦争犯罪と国際法上の国家責任について、いろいろお話がありました。日本政府は基本的に、戦後の条約による処理の中でこういう問題はすべて終わっている、国際法上の被害者の賠償請求権というものは成立しないし、あるいは時効にかかっている、そういう立場で日本の国家責任を認めようとしないうわけですね。日本政府の、いま抱えてる国家責任についての態度についてはどうなのか、この点を少しはっきりさせたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

戸塚 条約で終わっていないということについては昨日、ある程度申し上げました。これはICJの報告書、それから日弁連の提言などを参照していただきたいと思います。

第2の点、国際法上、被害者が日本政府に対して賠償を請求できないという問題については、これも国際法上非常に多岐にわたる問題だと思います。ICJの報告書には、ある

程度それが書かれております。ただ、今日配られた非常にいい資料がありますので、皆様でご検討いただきたいと思います。でも、これは昨日申し上げた、現段階の一番新しい資料です。

「重大な人権侵害を受けた被害者の賠償を受ける権利」、テオ・ファン・ボーベンによる報告書及び回答、これはつい先だっのICJ国際セミナーに提出されたものです。これのもとになるのが、昨日申し上げたファン・ボーベンさんが出された国連に対する93年の最終報告書でございます。その報告書は部数が少なく、今日はもうないかもしれませんが、日本の戦争責任資料センターのほうで翻訳をしておられますし、部分訳は大阪のほうで弁護士の有志の方が出しておられるんじゃないかと思います。

それに対する日本の政府の反論があります。その反論は、慰安婦問題等を頭に置いた反論でありまして、すべて日本の法廷等で主張しているのと同じ主張なんですね。たとえば、「国際法というのは国家と国家の間の法である、従って、個人は国際法の主体ではない、だから個人に国際法を援用できないんだ」というような極端な話から、「重大人権侵害なんて概念はおおよそ法的概念として存在しない」とか、国連の活動を無視したようなことをいっているわけです。そういった考えは非常に古い国際法の考え方です。別に、個人が条約を結ぼうといっているわけじゃないんですね。「個人と国家との間で条約を結ぶ権利があるんだ」なんてことを我々がいうるんじゃないくて、人権侵害の被害者になった場合、個人は国家に対して賠償の請求ができるんだということをいってるだけなんです。

その分野では、国際人権法の発達によりまして、理論が発展してきている。日本政府の主張に対する反論の概要が、このファン・ボーベンさんの報告の中に出っていますが、非常に説得力があるものと思います。この先生は国際的な権威者ですので、こういうような考え方が今後国際的に認められていくに違いないであろう、日本政府はあまりにも古い国際法の概念にとらわれて、間違ったことをいつているというふうに私は思います。

こういったものを参照していただければ、ある程度、そういうことはわかってくると思います。これは「なぜ戦争が起きたのか、なぜ、日本は国際法違反をやったのか、戦争犯罪をやったのか」という説明の一つにもなるんですけれども、残念ながら、こういうことを研究し、発表される国際法の学者が日本にはほとんどいないんです。構造的に、日本の国際法の先生方は日本の国家の中に組み込まれちゃっている。

一つだけ、例を言います。かつての話に通じるんですけれども、敗戦のとき、東京裁判の中で初めて明らかになったことがあるんですね。実は満州事変について、立作太郎さんという日本の最高権威の当時の学者がおられて、これが天皇の側近、木戸から、「あれはどうなんだ」と訊かれるんですね。「国際法違反だと言っている」ということを、木戸日記はいつているんです。ところが、立教授が書かれた当時の論文があるんですが、これは違うんですよ。だから、日本の国際法の学者は、国家に裏で進言するときはある程度違反だということを言うんでしょうけども、公的に外に向かって言うことは違う。これを変えない限り、私は日本の国際法は立ち直れない

と思います。

例外の方も、少しはいてられるんですけどね。たとえば1905年の条約でも、最近、大阪大学の坂本先生が非常にきちんとしたことを言われて、阿部先生なんかもはっきりものを言っておられる、慰安婦についても。ですから、例外はあります。しかし、大勢としてそうじゃないんです。学会として、きちん与国家にももの申すというふうになってない。それが問題だと申し上げたい。1905年条約の問題でも、抽象的には教科書では書いている。しかし、具体的な朝鮮の問題に適用したら、「国家の代表、個人を強制したら条約というのは無効なんだ」と主張する方が、ほとんどいない。その状況が、大変大きな問題だろうと思います。

空野 私も、この前の7月2日、3日のICJセミナーに参加しました。従軍慰安婦の最終報告書を書かれたICJのメンバーのドルゴポールさんが、日本政府が条約によって処理が終わっているという抗弁を出すこと自体が非道德的だ、そういう報告をされたのが非常に印象に残っております。要するに、戦後の平和条約ないしは二国間条約の処理の過程で、戦前になされた性差別（セクシズム）、あるいは人種差別（レイシズム）という国際法違反について検証された跡さえない。そういう非常に手落ちのある処理の過程を抗弁として持ち出すこと自体が非道德的で、国際法違反だ、ということですね。決して、条約による処理で国家責任は回避できないという報告でしたが、その件についてはいかがですか。

戸塚 学問的なことは、すでにICJの報告書に十分書かれているものですから、ああい

う報告書を出して、ドルゴポールさんは日本政府は態度を変えるんじゃないかと期待していたと思うんですね。実は、ICJの報告書は村山構想が打ち出された直後、9月2日に日本政府の代表部に渡されました。直ちに日本の外務省にも送られる。ところが、これは一般公開されず、私どもはいただけなかったわけですね。実際、私どもやマスコミに公表されたのは11月22日です。その間、約80日ぐらいあるんです。この80日の間、日本の政府首脳、あるいは与党3党の従軍慰安婦問題を検討しておられる国会議員には、この報告書の草稿は見せられなかったわけです。つまり、隠されたんですね、外務省の官僚によって。

こういうものがあるらしいということが、最後のほうでわかってきた。NGOが国会議員の先生方に、あるいは首相の周辺にチェックをしてみたところ、全然知らなかった。「こういうものが出ていますよ」ということで騒ぎになって、与党3党の政治家は、慰安婦についての「民間基金」構想を一時棚上げにするという決定をしたんですね。それが直ちに覆ったんです。なぜ、覆ったかというと、日本政府の官僚が「このICJの報告書はきわめていいかげんものだ。日本政府、外務省を訪問することさえなしに書かれたものである、相手にするな」、こういうことを言ったんですが、政治家の方々はコロッとだまされたわけです。たちどころに覆っちゃった、決定が。

ですから、公表をされたときには、「一々NGOのことなんか聞いちゃいけない」という趣旨の官房長官談話が発表されるんです。先ほど中曽根内閣がいかに問題か、

言われたわけですがけれども、その中曽根内閣でさえも、ICJの勧告は秘密に渡された段階で尊重していた。ところが村山内閣は、何と官僚にあやつられまして、情報にさえ接することができずに誤った決定をしてしまった。

たぶん、ドルゴポールさんはそういう経過を知って、絶望されたんじゃないかと思うんですね、日本政府に。こういうような法的問題点があるにもかかわらず、なぜ、こういうことをするのか。それを繰返して責任を認めずに、なおかつ民間募金、政府は払わずに全然責任のない人に払わせる。そういうことをやっているのはレイシズム、中国人、朝鮮人、韓国人に対する差別と、セクシズム、女性に対する差別、慰安婦に対するもの、それがいまだに日本に当時と同じようにある。だからこそ、そういう無茶苦茶なことをいうんだ、これは道徳に反するという以外、言い様がないんだということを、私は言われたんだと感じました。

空野 いまの点に関連しては、先ほど戸塚先生が紹介された資料の一番最後に、ICJの最終声明というのも資料としてあります。その第7項に一部触れられておりますので、後でまたご参照下さい。

この点について、水野先生、いかがですか。

水野 私は国際法のこととかは全くわからないんですけども、いままでの「二国間条約によって問題は解決しているんだ」という日本政府の立場というのは、なかなか変わらないと思うんです。しかし、たとえば日韓基本条約ということについていいますと、この条約が結ばれた際に、どの点が議論になったの



かということを検証する必要があるだろうと思います。慰安婦の問題などは、そのときには議論さえされなかったわけですね。

もう一つ、戦後50年の「国会決議」がありまして、これは非常に悪評さくさくでありまして、我々も絶望するしかないような文章ではあるんですけども、にもかかわらず、この中で植民地支配という言葉があげられ、文意として非常に不明確であるんですけども、それに対する反省を行うということが書かれているわけですね。本当に日本政府なり日本の国会がそのように考えるのであれば、やはり日韓条約というものを見直す必要がある。あるいは、条約を結び直すとはまではいかなくとも、条約を結んだ際の日本政府の立場というものを変更する必要があるだろうと思います。

日韓条約が結ばれた際に、日本政府は「植民地支配というものは合法的に行われたものだ」という立場に立って、条約を結んだわけですね。いまや、その解釈は改められる必要があるわけです。非常にむずかしい点ではあるんですけども、戦後50年の「国会決議」は、それを議論する際の一つの手がかりになることは確かであるわけですね。

我々も、この点をもっと追及する必要がある

るでしょうし、そのように日本政府の立場が本当に変更されたものであるとすれば、国家間の賠償問題はさておいても、個人に対する補償はきちんとされなければならない、と考えるべきではないかと思います。

空野 いまの水野先生の発言に関連して、唯一、国家間の戦後処理として未解決の問題として、これから再開されようとしている日朝の国交正常化の問題がありますね。この問題を戦後の中で、日本としてはどういうふう位置付けて、どういうふうに対処すべきなのか。この点については田中先生、いかがでしょうか。

田中 昨日、分科会で少し出てましたけれども、6月だったか、日本平和学会というのが広島であって、私も報告をさせられたんですが、そこに韓国の学者の人が来られていた。日韓条約の見直しが必要だという研究者としての発言で、私は非常に新鮮な印象を持っているんですね。

比較的最近、韓国の国会議員が超党派でそういう決議、建議か何かを出そうという動きがありますね。韓国の中で日韓条約の見直しがかかなり議論されてきているということは、私は重要な問題ではないかという気がするんです。平和学会で聞いたときの印象では、日本政府は韓国併合条約を有効なものとして、それを前提にして「もはや無効である」というわけのわからない表現ですませた。そして、基本的に日本の責任をきちっと明記させなかったという点で、それが後日、いろんな問題を残してきた。基本的な認識のところに遡って議論をせざるを得ないという韓国側の考え、少なくとも韓国の世論の中にそういう動きがかかなりはっきり出てきているというこ

とは、当然、北との交渉のときに再びそういう問題が出てくるわけですね。

日本は韓国とやったところで、北だけ空白だから、そこだけとにかく色を塗って一応きれいにする、その限りでの北との交渉の必要性は感じているんでしょうけれども、基本的には日韓条約をベースに隙間のあいたところを埋める、おそらくそういう発想でやっている。それが、もし本体の韓国のほうでいろいろ問題になってくるということになれば、あるいは北との交渉の中でもその問題に立ち返ることが避けられなくなるかもしれない。すんだ、すんだといってきたけれども、韓国の国内でかなり議論が出てくるようになると、そんなに甘くないんじゃないかと思います。

もともと、かなり無理をしているということとはだんだん明らかになってきたわけですからね、日本側から見ても。冷戦構造の中で、ある種の非常に妥協的な形でとりあえずやったということは、誰しも認めざるを得ない。

発言したついでですが、日本の戦後処理がどうしてこういうようにダラダラ、自分の国内のことだけ、植民地にされたほうからいえば逆のことだけやってきた。きちんと国際的に評価される形、あるいは国際的な基準にあわせてやってこられなかった背景の一つに、僕は東西冷戦の問題がものすごく大きくあると思っているんですね。

ドイツの場合は東西冷戦の結果、自分が二つに身を裂かれているんですね。ところが日本の場合には、最大の被害国が朝鮮と中国であることについては誰もが認めるわけですが、その当事者がいずれも分断国家で戦後推移してきた。従って、言葉はよくないんです

けれども、中国や朝鮮からあんまり文句いわれなくてすむわけです。とにかくアメリカさんとうまくやっていれば、何にも不自由なしにやってこれた。ドイツの場合は国境を接してフランスがあるわ、イギリスはあるわ、ソ連はあるわで、第1次世界大戦、第2次世界大戦、両方ともドイツはヨーロッパを荒らし回ったわけですから、「よほど身も心も入れ替えていかないと、ヨーロッパの中で生きていけないよ」という実感を、おそらく持たざるを得なかったと思うんですね。

日本の場合には、朝鮮や中国との関係をどうするかなんて、全然関係なしにやってこれたわけですよ。日韓条約だって14年間もかかり、北朝鮮なんて50年たって、まだ何もしなくてもケロッとしていられるわけです。これはすべては冷戦のもたらした結果で、その中で日本が漁夫の利を占めたというか、得をした。しかし、そのツケが回ってきて、いま、その問題がきつくなってきている。

そういう問題状況があって、歴史認識の差も、アジアというところで真摯な共有ということはほとんど必要なかったわけでしょう。日韓の場合は、ほとんど日韓癒着みたいな形でチョコチョコとやってりやすむし。大きく中国の問題だって、アメリカのことを聞いて、最初は蒋介石である。でも、親分のほうが「今度は北京に代えるからな」といったら、「ああ、そうですか」、パッと切り替えればいいわけです。

大体、中国に日本が一銭も賠償を払わなくてすむなんてことがあり得るはずがないわけですね。しかし、それは冷戦構造で説明すれば全部できるし、現実にはそうだったわけです。冷戦体制の中で行われたある種の戦後処

理というものを、官僚なり日本の政治家は、後生大事に守っていけば何とかいけると思っているけれども、もう状況が大きく変わってきていることが見えてない。それは55年体制の社会党と自民党がくっついたわけだから、ますます55年体制の中で狎れあっているというふうに考えれば、非常にわかりやすいですけどね。大きな国際情勢の変化が読みきれてない。特に、戦争が残した問題がそれに大きくかかわっているんですけどね。

今日はあんまり、そっちのほうの議論はしなかったですけども、たとえば、あの中国でさえ民間賠償問題という形で具体的に問題が提起されるなんてことは、一ころでは考えられないですよ。天皇が行ったときには、とにかく日の丸の旗で、君が代が流れる、北京空港に。そしてデモ一つない国でしょう。中国と実際の日本との関係を考えた場合に、それ自体が私は非常にアブノーマルだと思うんです。ヨーロッパやアメリカに行ったときは、大体日本の総理大臣だって天皇だって、ブラカードやデモに襲われる。ところが、北京に行ったときには何にもないということ自身が、いかに中国の政治体制に守られて、日本がこのことをうやむやにしてこれたか。そういう構造の問題は大きいと思うんです。

韓国に89年だったと思うんです。太平洋戦争犠牲者遺族会の事務局を訪ねて、一番最初に、こう質問したんですよ。「最近、遺族会は日本で非常に有名になってきたけれども、いつ頃できた会なんですか」って訊いたんですね。そしたらワズンギさんが、1973年にできた会だということです。私が行ったのは89年です。「いままでどうしていたんですか、どういう活動をしておられたんですか」「い

や、動こうと思ったら、しょっちゅうKCIAに呼び出されて何にもできなかった」。要するに「民主化宣言以降、我々が街頭に出られるようになった」というんです。いまは、確かに過去に比べて自由でしょう。それまでは独裁政権が全部ふさいでくれてたんですよ、それで日本は助かったんです。

ところが、それが壊れてきて、いまや北京とソウルに飛行機が飛んでいる時代が来てるのに、まだ冷戦構造のときの構造で、そのときの戦後処理の枠組みを死守しているというか、何とかがんばって逃がれようとしているけど、そろそろ限界に来ていると思います。私はそういう感想です。

空野 その点に関連して、戸塚先生はいかがですか。

戸塚 日朝交渉の問題なんですけども、基本的には私は共和国は非常に外交交渉が上手というか、きちんと原則的な立場をとっているということで、日朝交渉で、いままで問題になってきたことはきちんとするというのが期待される。これはもちろん、経済的な問題もあるでしょうけれども、歴史認識、植民地化条約、犯罪などの問題、こういった問題がきちんと整理されるだろう、原則の問題ですね。これは韓国にも、日本のこれからの将来にも非常に大きく影響すると思います。

たとえば、いま問題になってる国際法を守るということで、もう1回再スタートができるかどうか。ところが、いまの日本の外務省の官僚は、おそらく田中先生が言われたように過去にやってきたことをそのまま踏襲することしかできないだろうと思うんです。これは日本の官僚だけじゃない、官僚の特性がありますけれども、特に、いまの日本

の官僚は硬直化していると思います。その点が一番問題だろう。これを克服する政治的な決断が日本にできるのかどうか。これは政治家の問題だろう。もちろん、政治家は世論がなければ動きませんから、世論の問題でもあるというふうに思いますね。

次に、昨日、多岐にわたる問題点が指摘されたんですが、そのうちに私が一番重要だと思うのは議題の2、経済問題です。日本側の立場は日韓協定でわかるように、違法行為はおよそ何にもないんだというんですね。要するに、「合法的にすべて行われた。合法的に行われたけど、お金の貸借りとか、ものをあっちへ持っていったとか、そういった問題は凸凹がある。その凸凹を整理するんだ」という考え方なんです。ですから、ICJ報告書はお金のことしか決まってない、不法行為のことは全然決まってませんよ、議論さえしてないとしている。

簡単に言えば、強制連行の問題についても、「徴用してきたのは適法に徴用してきた、その人たちが負傷でもした場合は、その業務上の負傷、労災、そういった感じのことは議論する」という前提で、奴隷にしたという不法行為については何も議論してないんですよ。それは「外」ですね。いま、その「外」の問題が慰安婦問題を突破口にして、きわめてクリアに出てきた。それは国際社会では「国際条約に反する、国際法に違反する犯罪」であり、しかも、「人道に対する罪といわれる」というくらいのことになってきた。日本政府が、人道に対する罪は日本では適用されていないー東京裁判でーというようなことをいつてきたけれども、実はこれは実際に適用されている、BC級裁判、花岡事件

の資料とかがみつかっています。東京裁判の解釈も、ドルゴポールさんは「人道に対する罪が適用されている」と言っていますから、そういった国際法的な問題点が幾つも国連を中心にして出てきた。

そうすると、これを無視した日朝交渉というものはあり得ない。私は、適法行為で金の貸借りとかいうものじゃなくて、不法行為の項目が立たなきゃしょうがないだろうと思います。これが立てば、もちろん日韓交渉の見直しにつながるというふうに感じるわけです。それが一番重要な問題だろうと思います。

もう一つ重要な問題は、やっぱり条約問題ですけれども、1905年、1910年の問題を中心にして、絶対無効ということになってきますと、後で日韓条約をどう結ぼうと、日朝交渉をどう結ぼうと、何をやっても有効にならないんですね。これが絶対的無効というものの一番の問題点なんです。

歴史認識の問題もそうです。当時から無効だ、こういうふうになりになりますね。そうだとすると、一番困るのは、すべてが無効になっちゃうんですね。結婚まで無効になっちゃうんです。なぜかという、全部、それをベースにして朝鮮半島における日本の法制ができていますから、その日本の法制によってできあがったものは、すべて無効になるんですね。そうすると、あらゆることが無効になる。「これはとてもかなわん、そんな重大な影響があるぐらいなら、初めから有効というふうに解釈しようじゃないか」というふうになっちゃいますけどね。

それで工夫があるんですけども、歴史認識を改めるうえでの絶対的無効ということ

は、きちんと原則は確認する。しかし、「実際上問題がある点については認めていこうじゃないか」という工夫が必要です。昨日、四つの実例を申し上げたんですけれども、四つの絶対的無効の例の中の一つに、ドイツとチェコの例があります。ドイツがチェコに対して強制した、大統領を拷問したみたいな話なんですけども、その条約を無効にするときに、実害がないような決め方をしたんですね。これが参考になるんじゃないかというのが、第2点です。

第3点は、こういった問題が国連で積み重なってきた。特に、昨日申し上げたように、リットン調査団以来という国連の調査団が来しました。これは今月の27日にお帰りになったんですけども、ここの報告書がどう出るかというのは、予測の段階ではありますけれども、私は非常に厳しいものが出るだろうと予想しています。この厳しい問題が、国連でやられるわけですね。この報告書の内容を無視したような交渉というのは、かりに朝鮮側でもできない。日本側でもできないです。そうだとすると、この点について国際法上の問題がどうしても出てくる。

じゃ、両方が政治的に合意できなかつたらどうなるのかという点ですけども、どうしても政治的に合意できない場合、今日では、戦争するわけにいかない。これは国連憲章に違反しますし、日本だって憲法に違反しますね。国際紛争を解決するために武力に訴えてはならないという憲法を持っていますから、私はできないと思う。そうだとすると、私たちは平和的に紛争を解決する方法を開発しなきゃならない。その場合、国際司法裁判所を使うということ。

残念ながら、共和国側から日本を訴えることはできないんです。なぜかというと、日本は非常に巧妙な国際司法裁判所規定についての留保をやっておりまして、「批准以前、国連加盟以前の事項については国際司法裁判所の管轄を認めない」となっているんですよ、簡単に言えば。そこで、訴えられないんです。しかし、双法が合意した場合は国際司法裁判所の判決をもらえるんです、合意管轄というんもので。

いままで日本は、こういう第三者による判定、国際法に違反するかどうかについての国際的判断を極力拒否しています。国連が勧告して従軍慰安婦の方たちが「国際仲裁による解決をしたい」、こういうふうについてきても拒否ですね。恐いんですよ、国際法違反といわれるのが。それから、第三者の判断が恐いんです。それはどっちが勝つかわからんです。わからないけれども、習慣として国際法に従うんだ、それについては日本でもない、朝鮮でもない、第三者の権威のある判断で解決するんだという習慣をつけないと、至るところで同じような国際紛争なり、未解決なものができていく。これは、やっぱり将来の日本をめぐる平和の問題に結びつく。だから、勝っても負けても第三者の意見に従っていくんだというシステム、これは国連憲章でも勧告しているんですから、そういう平和的な国際紛争の手段に従っていかなくちゃならない。

共和国側がもし、「どうしても日本が嫌だというなら国際司法裁判所で解決しようじゃないか」、こういうふうに言い出した場合、それは日本側が受けるべきだ、拒否してはならないと思います。それから慰安婦の方が

「仲裁裁判をしたい」といったら、それは受けるべきだ。私は、そこが日本の今後の進路を大きく分ける岐路ではないかというふうに思います。

最後に、昨日も差別の問題を言いました。たとえば国籍条項の問題もそうですね。いままでの戦後の国際判例を総合すると、やはり国籍条項による差別というのは国際条約違反なんです。これは戦争犯罪でないことは間違いないですね、犯罪ではないが、差別の問題です。だけでも、これについて昨日申し上げたように選択議定書というのを批准して、規約人権委員会の意見によって、それに従って解決していくというような習慣を日本はつけないかならない。その点は共通する問題ですね。

空野 残された時間が、あと10分余りということになってしまいましたけれども、次に、この集会のメインテーマである真実の解明という問題について、ご意見をお伺いしたいと思うんです。強制連行・強制労働の埋もれた真実を解明する。真実こそが、問題の出発点になる。何が起きたのか、どのような被害を回復しなければいけないのか、さらには今後どういうことが起きるのを防止しなくちゃいけないのか。すべての点で真実が出発点になるということで、全国のグループが、調査活動をこれまで継続して続けてきたと思うんです。

その調査活動が、現段階でどういう段階に至っておって、あと、どういう課題をまだ私たちは背負っているのかという点について、パネリストのご意見をお伺いできたらと思うんですが、いかがでしょうか。

水野 私は京都府の強制連行の調査団にも加

わっておりますけれども、実は全国交流集会に出るのは初めてなんです。2年ほど日本におりませんでしたし、毎年、何か他の用事などがありまして、出ることができずにおりました。

いままで、この交流集会でどのように議論されてきたのかということについて、あまり詳しくは知らないんですけれども、強制連行・強制労働というふうに名前がつけられている集会であり、非常に様々な問題が取り上げられてきているということは、我々の運動の拡がりを示すものであろうというふうに思います。分科会でも戦時期だけの問題ではなくて、さらに遡って在日朝鮮人、韓国人の歴史を検討しようという報告があったかと思いますが、そういう拡がりを見せていると思います。

しかし、その一方で、まだまだ日本の中には全く調査が行われていない地域がたくさん残されているわけですね。市民団体による調査活動、それから日本人、朝鮮人、合同の調査活動等、様々な形態で進められてはいるわけですが、全国的に見まして、残されている地域がたくさんあることは否定できないわけですね。そういうところにどのようにして拡げていくのかということも、今後の我々の課題であろうと思います。どこがそういう地域だということはいまあげませんけれども、できましたら来年の集会で、そういう問題も一度議論してみるべきではないだろうかと思います。

それから、強制連行・強制労働、俘虜を使つての奴隷的な労働というふうなことは、日本国内に限られなかったわけですね。日本が戦争中に占領した地域、ほとんどすべてに

拡がっていたわけですがけれども、そういうところの実態をどのようにして明らかにするのか、ということですね。これは研究者が部分的に進めてはいるわけですがけれども、市民運動としてそれを取り上げるというところまでは、まだいっていないのではないだろうかと思います。この交流集会で、一度、日本国内のことだけではなくて、日本が占領した地域全般にわたっての問題を考えてみるということがあってもいいのではないだろうかと思います。

空野 時間があまりないのですが、つけ加えられることはございますでしょうか。

戸塚 この点が私は一番重要な問題の一つだと思っているんですけれども、時間がないので簡単に申し上げておきます。

第1は、今日の資料の一番後についておりますけれども、I C J 国際セミナーの最終声明の1項の(a)というところに慰安婦に関する資料、情報を全部開示せよという部分があります。たぶん国連調査団から、法務省あたりは、なぜ開示しないんだと訊かれたと思うんです。情報によると、秘匿していないということをいったというんですね。これは新聞記者に対していったというんですけれども、それが真実だとすれば、強制連行真相調査団、皆さんに見せるかどうか。それから、あるいは歴史の学者さんたちに見せるのか、これをきちっと迫らなきゃいけないというのが第1点です。

第2は、なぜ真相究明ができるのかという点ですが、これはファン・ボーベン報告書を読んできたいと思います。読んでいただいたらわかりますけれども、ファン・ボーベン報告書は奴隷等の被害者の場合には賠償

等の権利がある。賠償等の権利の中に、これは皆さん、よく覚えていただきたいんですが、韓国の挺身隊問題対策協議会が要求している項目は、すべて国際法上入っているんですね。その第1点が、真相究明なんです。真相究明の義務があるといっている。もちろん、謝罪の義務もあるし、補償の義務もあるし、追悼の義務もあるし、予防の義務もある。こういうことですから、これをよく理解していただきたい。国際法上の権利なんだということですね。

それから、南米あたりでも、軍による重大人権侵害の被害者の人たちがいっているんですが、殺された人たち、死体が真相究明の権利があるという議論まであるぐらいです。ですから、骨の話が出ましたけれども、骨が真相究明の権利があるんだというところまで、国際的には議論がされています。その点の一つ、頭に置いていただきたい。

それから第3に、質の面なんです。では、どういった点を今後究明したらいいのか。私は、これまでの強制連行の調査というのは非常に高く評価するんですが、国際法的にいうと、穴がいっぱいある。なぜかという、たとえば皆さんの真相究明によって何を達成するのか。一つは、国際条約違反ということを実証するべきだと思うんですね。国際条約違反、たとえば強制労働条約、これは炭鉱に連れていく、地下労働に連れてっちゃいかん、何歳からは禁止されている一男性の場合ですね。女性はすべて禁止されている。幾つもあるんです、そういう条件が。この条件にあった点をきちんと究明されたほうがいいんじゃないか。

あるいは、奴隷という状態はどういう状態

なのか。これを花岡判決、米軍、第8軍のB
C級戦犯の判決の中に要約されています、項
目が。これだけやると、奴隷労働なんだ。そ
の項目をきちんと追及する、事実の裏付けで
すね。そういうことが国連等で、今後皆さん
が法的な主張をする際には、きわめて重要で
はないかと思います。

水野 いま戸塚先生が言われた資料の問題な
んですけれども、あまり知られていないよう
なのでちょっと申します。実は、戦前の日本政
府の文書で、こういう強制連行の問題なり植
民地支配の問題に一番かかわりのある文書が
あるんですね。それは戦前の内務省の文書で
す。この内務省文書というのは、現在の自治
省に引き継がれております。自治省が保管し
ている文書が、内務省の分だけで、積み上げ
ると何十キロかになるらしいんです。その中
に、おそらく植民地支配の関係の事柄とか、
連制連行にかかわる文書があるはずなんです
ね。ところが、これを公開しておりません。
自治省が建物を2年後ぐらいに建て替えるわ
けですけれども、その文書をどのようにする
のかということについて、まだ決めていない
といえます。

ですから、歴史研究者もそうなんですけれ
ども、市民運動のレベルで、その資料の公開
を要求する運動、声を高める必要があるだろ
うと思っています。

空野 ありがとうございます。

この問題で田中先生にご意見をお伺いする
ことができませんでしたけれども、最後に、
この50年を私たちとしてどういう位置付けで
見たらいいのか、今後との関係ですね。それ
をお一人1分以内ずつで（笑）、簡単にまと
めて締めくくっていただけますでしょうか。



田中 50年というのは区切りだとはいわれて
ますけれども、皆さん、お気づきのように、
これで終わりなんていうことあり得ないわけ
です。一つだけ申し上げたいのは、何かもの
を考えるときのバランス感覚みたいなものを、
我々がきちっと取り戻すことが、非常に
大事じゃないかなということを特に強調した
いですね。

先ほどの調査の話が出てましたけれども、
こういう議論は、あんまり日本にはないん
です。たとえば、ソ連というのはかなりひど
い国だということになっていたんですけれ
ども、そのソ連が、シベリア抑留の名簿を大体
揃えて持ってきて、抑留者の埋葬地も大体明
らかにした。そしてゴルバチョフは来るとき
に、日本人抑留者の墓に献花をして日本に
来て、日本で抑留者の団体の代表者と会って遺
憾の意を表明した。これは1991年です。わが
有能な日本の官僚は、韓国からいわれた名簿
をろくに揃えられない。それ以降、日本の首
相がアジア、中国、韓国に行ったけれども、
どこかで被害者の代表に会ったということ
を聞いたことがない。そのことについて誰も文
句を言わない。そういうバランスを失した感
覚が、一番、僕は問題ではないかと思いま

す。

調査との関係でもう一言だけ言うと、日本人には個人補償をずっとしてますね。国がいやしくも金を出すわけですから、いいかげんな申請には金を出さないんです。ということは、日本政府は日本人の被害者については詳細な調査が全部できている。だって申請してきたときに、この人間に、シベリア抑留者に慰労金10万円を払うべきかどうか。全部わかってないと、金を払わないんです。ところが、アジアの人に全然個人補償をしませんから、どこで、誰が、どう死んでようと知らないわけです。ですから、調査をしないことと補償しないということは、実は非常に密接に関係があるわけです。

そういう点でも、日本人の被害者のことだけは、国家総動員法で援護法の対象になってお金をもらえる人かどうかというのは、非常に詳細なリストがあるわけです。そのどれに該当するか。防空演習してて、上から落っこってけがをしたときにはどの法律で救うか。国家総動員法で間にあわないときには、閣議決定もちゃんとひっぱり出して、この閣議決定をもとにお金を出しましょう。どの範囲まで金を出すか、実に詳細な調査を全部やっていると考えられます。

そういう内外のバランス感覚のズレが非常に大きい。それを何とかここらあたりでふっ切って、もうちょっと素直なというか、あるいは単純な発想が持てるようにする。国家の論理の中に全部足をすくわれている。何とか、ここらあたりで少しけりをつけたほうがいいんじゃないかと思います。

戸塚 きわめて短く申し上げたいと思います。るる申し上げましたとおり慰安婦犯罪、

あるいは強制連行の犯罪というのは、私は人道に対する罪だと思っております。しかし、まだ研究が十分進んでいない点があります。慰安婦については相当進んだ。しかし、強制労働については、まだ不十分であります。従って、今後真相究明を続ける必要がある。

一つのキーは、来年は東京裁判の50周年になるそうであります、開始の。これは3年近くかかっておりますので、3年間はずっと50周年が続くわけです（笑）。歴史家の方によりますと、一番近い一応の締めくくりは講和であろう。そうすると2001年でしょうか、それまでは「50周年」がずっと続く。特に、戦争犯罪の研究はぜひやらなきゃならん。これは本当に日本人が無視してきたところですよ。

最後になりますが、戦争犯罪について日本が条約違反を明確にいわれるようになっております。ジュネーブ条約という戦争犯罪を防止する条約がございます。1949年にできた。日本は批准しております。4条約あるんですけども、この中に、国内的に実施する法律をつくらなくちゃいかんと書いてあるんですね。それを国際赤十字から1960年代に指摘されております。しかし、いまだにその法律はございません。だから、日本が戦争犯罪をやった場合、処罰する法律がない。あるいは日本人が外国によって戦争犯罪の被害者になった場合、処罰する法律がない。外国人の戦争犯罪者が日本に来た場合、これを処罰する法律がない。こういうことになっております。

これについての論議がゼロであります。ほんとに、全くないんですね。これは驚くべき国だと、私は思っております。皆様方の奮起を期待します。

水野 強制連行の調査が何を目ざすべきかということについては、もちろん、それに対する補償ということが必要であるわけですが、それだけではなくて、ともに暮らす外国人、特に在日朝鮮人・韓国人の人権を守るという感覚、それを我々が育てていくことが必要であろうと思います。

戦後50年ということについて言いますと、先ほど田中先生が戦後の国会で戦争責任に関する決議があげられたという話をされましたが、それと同じときの議会で、実は在日朝鮮人、台湾人の参政権が否定されたわけですね。衆議院議員選挙法の改正というものがありまして、その附則に戸籍条項というものが設けられて、朝鮮人、台湾人の参政権が否定された。そういうことを、我々が他人事としてしか見ない。そういう感覚をずっと持ってきているわけですが、我々自身の感

覚を変えていく。そして、日本の社会のあり方を変えていくことが必要ではないか。こういう強制連行の調査ということが、その一つの大きな役割を果たすことになるだろうというふうに思っております。

空野 どうもありがとうございました。

進行に、ちょっとご迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。それでは、これでパネルディスカッションを終えたいと思いますが、最後に紹介だけ申し上げます。

8月2日、3日、いずれも午後8時からNHK教育テレビで従軍慰安婦問題の特集があるそうです。田中宏先生も、その録画をすでに終えられているそうですので、非常にいい特集のようですので、ぜひ、ご覧になって下さい。

どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。（拍手）

全体集会 アトラクション

7月29日（土）

北大阪朝鮮初中級学校

農楽の踊り

朝鮮に古くから伝わる伝統的な農楽の舞いに、代表的な民族楽器の一つであるチャンゴを取り入れ現代風にアレンジしたテンポの速い踊り。



7月30日（日）

高槻むくげの会有志

サムルノリ

「四物ノリ」ともいい、韓国・朝鮮の4つの伝統楽器（チャング、ケンガリ、チン、プク）を用いて行う演奏形態。今回は「ウッター」という演目を行いました。



フィールドワーク

「タチソ」強制労働の現場見学

7月30日（日）

戦争末期 高槻で

JR高槻駅の北方3キロにある谷あいの小さな村、成合（なりあい）。1944年の10月、この田んぼと山林が軍に接収された。

大阪城に司令部をおく中部軍（東海・近畿・中国・四国の四地域を統括する陸軍の軍管区）が、軍需物資を貯蔵する地下施設をつくろうとしたのだった。「タチソ」というのは、「高槻地下倉庫」の暗号である。

計画された面積は、2万8000平方m。甲子園球場を少し小さくした広さで、地下施設としては、松代・浅川・藪塚に次ぐ規模であった。トンネルは、西檜尾（にしひお）川の東の山腹に16本、西の山腹にも10本以上が掘られた。1本の長さは140m、高さ・幅とも4mあった。

朝鮮人の労働で

1945年に入ってタチソは、明石市にあった川崎航空機の疎開工場に転用されることになる。550台の工作機械が運び入れられるように設計変更がなされ、昼も夜もない突貫工事で、敗戦直前には、一部が操業寸前まですすんでいた。

この工事のため全国からたくさんの朝鮮人が集められ、軍隊の監視下、強制労働に従事させられた。その数は少なくとも3500人はいたと見られている。

幻のトンネル

戦後36年目の81年夏、在日韓国・朝鮮人青年のサークルである「高槻むくげの会」や、「戦争の記録を残す高槻市民の会」が、長らくウチステラレテキタコノトンネル跡の調査に入った。

敗戦後、行き場のないまま飯場にとどまって暮らしてきた生き残りの朝鮮人や、地元の住民・駐屯部隊の兵士、工場関係者・動員学生らの証言や手記を集め、文献



資料を掘り起こす活動を行った。

こうして次第に、タチソ工事のおおよそのようすと、過酷な労働の実態が明らかになってきた。

現地保存の運動

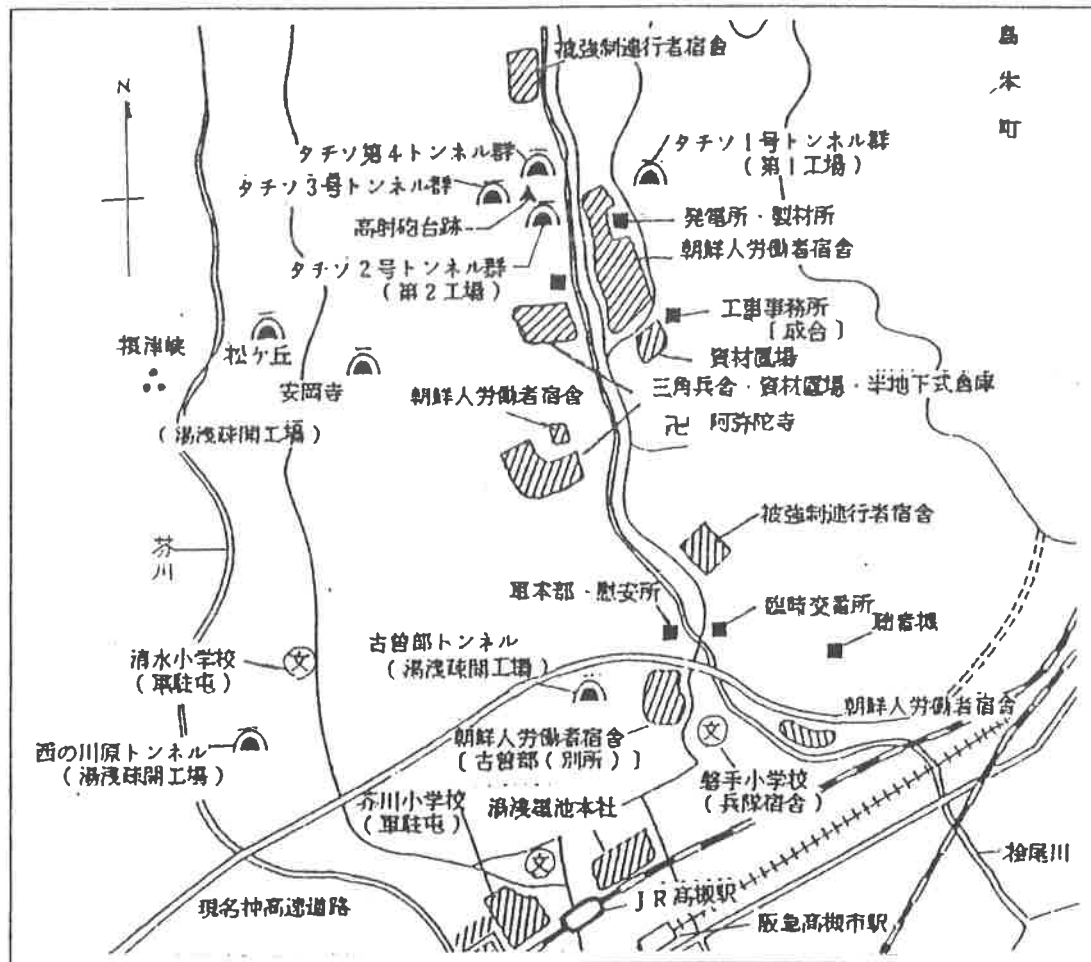
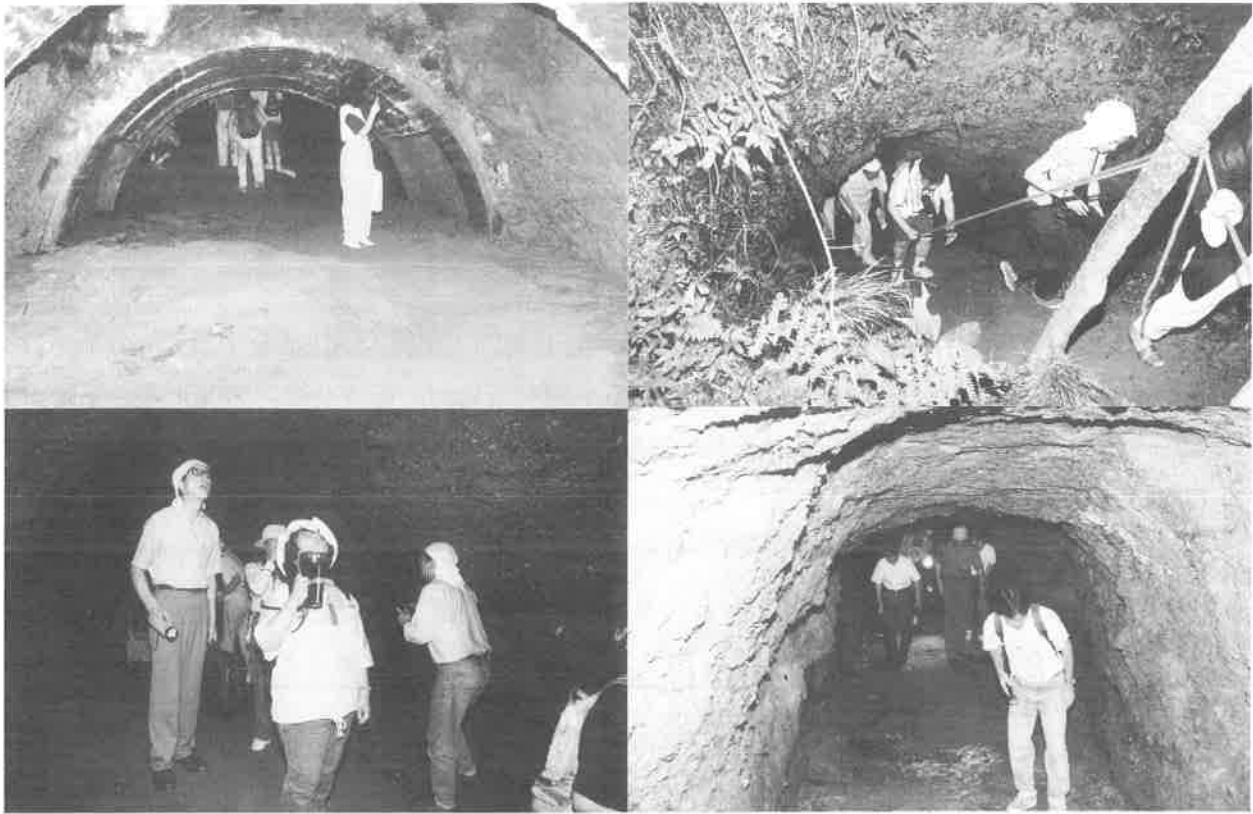
これらの活動が市民に伝わるにつれ、大きな反響がおこった。次々と現地を訪れる人が増え、現在まで100を超える団体やグループが見学にきた。

この貴重な場所を残そうと90年の4月、これまでタチソにかかわってきた団体・市民が集まって、「高槻タチソ戦跡保存の会」が結成された。

50年の長い年月でトンネル跡の崩壊は激しく、このまま法治しておけば、消え去っていく運命にある。

しかし、保存運動に対する行政の反応はにぶく、やっと資料や映像保存に応じるようになったが、まだまだ壁は高く厚い。昨年の夏、タチソ保存の会では、今までの運動の足跡を記したブックレット『タチソ物語』をつくりあげ、さらに多くの市民に訴えていこうと考えている。





集会アピール

敗戦50年という歴史の節目に、日本で最も多数の在日韓国・朝鮮人が生活をする大阪の地で「第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」を成功裡に開催することが出来ました。私たちは、日本全国からそれぞれの運動の成果を持ち寄り、悩みや憤りを共有しながら、厳しく真摯な議論を行ってきました。

先の「国会決議」に象徴されるように、日本政府・国会の戦争責任への認識は半世紀を経ってなお、明確にされないでいます。欧米などの帝国主義諸国の植民地支配と侵略戦争の渦中であつたから止むを得ないとの言い訳はあっても、はっきりとした謝罪の言葉さえないのです。しかも、衆議院の定数の過半数にも達しない賛成票にとどまり、参議院では決議すらされないという状態であります。また、「従軍慰安婦」とされた人々の国家としての謝罪と、補償を求める訴えを無視した「民間基金」の強行は国の責任を回避する姿勢の延長線上のものであり、認めることはできません。

私たちの運動がまだまだ不十分な内容とはいえ、さまざまに明らかにしてきたように、日本が朝鮮、台湾への植民地支配を行い、中国全土、アジア・太平洋諸国への侵略戦争を強行したことは、言い訳の通らない明白な事実であります。

日本は朝鮮で民族そのものを消し去るような植民地支配を行い、朝鮮、中国人民をはじめ2,000万人ものアジア人民を殺戮し、焼き尽くし、奪い尽くす戦争犯罪を犯しました。とりわけ、「従軍慰安婦」については人間の尊厳を徹底的に否定する行為であり、さらに強制連行・強制労働によって多くのアジア人民を軍事・軍需産業に動員し、奴隷的に虐待し、過酷な労働をさせたことは絶対に許されない事実であります。

日本人が曖昧に考えてきた「戦争犯罪」に対する国際的認識は極めて厳しく、当該国に責任者を処罰する義務と被害者の被害回復を行う義務が生じることは国際法上当然のことです。人間の尊厳への大規模な侵犯であり、人類そのものの存在を危うくする戦争犯罪は時効も認められず、地の果てまで追及が続けられるというのが、戦争犯罪への現時点における国際的共通認識であります。

日本人は、いまなおアジアの民衆、世界の人々の厳しい告発を受けていることを、胸に深く刻まなくてはなりません。日本人自身の手で、戦争への道を阻止できず、「天皇のため、お国のため」の名分にしばられ、自国の侵略と戦争に狩りだされ、協力していった現実を厳しくとらえなおすことが必要ではないでしょうか。また、戦争責任についても自らの手で追及することができ

なかったこと、いまなお朝鮮民主主義人民共和国との国交を結ばず敵視さえ続けていることも、厳しい自省の立場で考えねばならないと思います。

それにもかかわらず、敗戦50年を迎えた今、日本政府は自国の戦争犯罪を、明確に認めないばかりか、平和憲法の改悪さえたくらみ、アジアへの経済的侵略から、PKOに名を借りた海外派兵の逆行への道を再び歩もうとしているとき、私たちはこれらの動きに反対することはもとより、日本の戦争責任について明確な態度を打ち出すことが日本人の義務であり、アジアの人民との真の共生への証しの第一歩であると考えます。また、近く再開されようとしている日朝国交交渉の場においては、日韓条約と同じ過ちをおかすことなく、残虐な植民地支配について誠実に謝罪し、かつ補償する姿勢を持って日本政府が交渉にのぞまなければなりません。

自国の行為への言い訳のない明白な謝罪と償いをおこない、まだ明らかにされていない戦争犯罪への事実への国としての徹底調査、各地に残された加害の傷跡の保存及び公開、関係国との共通の歴史認識に基づき、再び過ちを繰り返さないための歴史教育の継続、真に共生の道を探るさまざまな協力の追及、そして今なお厳しい差別と偏見のもとにある在日外国人の権利と人権の保障などが行われなくてはなりません。こうした真摯な姿勢と実行を積み重ねる以外に、アジア人民の日本への信頼を取り戻す道はありません。

私たちは戦後半世紀を経過してなお、謝罪できない日本の現状を深く反省し、朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を中心に、調査、追及する中で真実を明らかにし、あらためて日本の戦争責任を明確にすることを通じて、真にアジアの人々との連帯の道を追及したいと決意しています。更に粘り強い運動をすすめていくことをここに確認しあい、「第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」のアピールとします。

1995年 7 月 30 日

第6回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会

賛同団体・個人

愛知県朝鮮人歴史調査班
大阪高教組高槻・島本支部
大阪府教職員組合
大阪府朝鮮人強制連行真相調査団
神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会
子ども・女性・高齢者・障害者の人権ネットワーク
財団法人神戸学生青年センター
在日韓国青年連合
在日韓国民主女性会大阪本部
在日韓国民主人権協議会
在日朝鮮人運動史研究会
在日朝鮮人運動史研究会関西支部
在日の戦後補償を求める会
静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会
上越朝鮮問題研究会
人権ネットワーク
「吹田と戦争」の歴史を調べる会
全日本自治団体労働組合中央本部
全日本自治団体労働組合大阪府本部
全日本自治団体労働組合福島県本部
全日本自治団体労働組合山口県本部
高槻市教職員組合
高槻市社会党議員団
高槻市職員労働組合
高槻市TSD医療労働組合
高槻「タチソ」戦跡保存の会
高槻むくげの会
ちゃったピース
朝鮮と日本の歴史と文化を学ぶ自主講座

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会
奈良県での朝鮮人強制連行等資料を発掘する会
日本社会党愛知県本部
日本の侵略展実行委員会
反「入管法」運動関西交流会
阪南中央病院労働組合
100万人の身世打鈴制作実行委員会
日吉台地下壕保存の会
広島強制連行を調査する会
兵庫県在日外国人保護者の会
兵庫県朝鮮関係研究会
部落解放同盟高槻富田支部
松代大本営の保存をすすめる会
松代・朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員会
民衆運動研究所
みのおセツパラム事務局
むくげの会
模索舎
「闇からの証言」写真展実行委員会
LUNAS

ほか個人42名

第6回 朝鮮人・中国人 強制連行・強制労働を考える全国交流集会 収支報告書

<収入の部>

項 目	金 額
団体賛同金 1口 6,000円 50団体	834,500
個人賛同金 1口 2,000円 42名	161,200
参加費(事前申込) 3,500円×119名、2,000円×3名	422,500
参加費(当日申込)(資料集売上代含む)	630,000
フィールドワーク参加費 600円×84名	50,400
「エイジアンブルー」上映会より会場費等徴収	14,400
その他のカンパ	7,419
合 計	2,120,419

<支出の部>

項 目	金 額
会場使用料(付属設備使用料等含む)	205,982
講師、司会謝礼(②20,000×5、③30,000×1、④200,000×1)	330,000
講師交通費(③30,000×1)、講師・来賓食事代(24,926)	54,926
アトラクション出演寸志(②20,000×2団体)	40,000
通信費(郵送料、振込手数料)	169,126
よびかけパンフ、資料集制作費	379,619
記録用写真、ビデオ、カセットテープ、速記料等	87,127
フィールドワーク費(バス代 36,050、飲料水 5,042)	41,092
夜間交流会費一部負担	38,826
旅館代(予約料等)精算	50,974
会議費(事務局会議、分科会担当者会議等)	48,243
雑費(事務用品、会場内看板代等)	61,812
合 計	1,507,727

● 差引き 2,120,419 - 1,507,727 = 残 額 612,692

残金は第6回交流集会報告集制作代にあてる。

